

合併の検証

～薩摩川内市誕生後の6年間を振り返って～



平成 23 年 3 月

薩摩川内市

第1章 検証に当たって	1
1 作成の目的	1
2 検証の趣旨	1
3 検証の視点	2
4 検証の手法	2
第2章 合併の経緯	4
第3章 合併の検証	7
1 行政サービス	7
(1) 合併協定項目との比較	7
(2) 合併以降の新規事業としての行政サービス	35
(3) 合併協定に係る未調整事項	45
2 地域の一体感醸成：地区コミュニティ協議会による地域社会づくり	48
(1) 地区コミュニティ協議会制度の導入	48
(2) 地区振興計画の策定	50
(3) 地区コミュニティ協議会の活動	51
(4) 市の活動支援	52
(5) 地区コミュニティを取り巻く現状	53
(6) 地区コミュニティ協議会制度の成果と今後の課題	56
3 行政組織の年度推移	58
(1) 組織体制の推移	58
(2) 職員数等の年度推移	59
(3) 勤務地域別の配置職員数の推移	60
4 財政状況の年度推移	62
(1) 合併直前及び合併後の決算状況	62
(2) 財政計画（新市まちづくり計画より抜粋）との比較	64
第4章 合併の効果	68
1 市政改革における効果額	68
(1) 人件費の削減効果額	68
(2) アウトソーシングによる効果	70
(3) 市有財産の処分による効果額	70
2 合併特例債等を活用して実施した事業	71
3 権限移譲の対応状況	77
第5章 課題整理（総括）とこれからの行政改革の取組（展望）	78
1 課題の整理（総括）	78
(1) 行政サービス	78
(2) 地域一体感の醸成	78
(3) 行政組織及び財政状況	79
2 これからの展望	80

第1章 検証に当たって

1 作成の目的

本書は、次のような目的で活用するために作成しました。

- ① 本市が、合併以降どのような取組をしてきたのか市民の皆様を示すことで、より市政に関心を深め、これからの課題の解決について共に考え、共に取り組む機会とする。
- ② 総合計画下期基本計画や市政改革大綱（第2次）、中長期財政運営指針などにに基づき、今後も行財政改革を始め、行政サービスの向上や地域の一体感醸成に継続的に取り組むための基礎的資料とする。

2 検証の趣旨

薩摩川内市が、平成16年10月12日に旧1市4町4村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村）の合併で誕生してから、6年が経過しました。合併に当たっては、旧市町村同士の約束事とも言える合併協定や合併後の新市の将来をうたった「新市まちづくり計画」を策定し、合併後は新市まちづくり計画を引き継いだ「薩摩川内市総合計画」を基に、地域の一体感醸成や市全体の均衡ある発展に取り組んできました。

特にコミュニティ分野においては、平成17年度に市内48地区において本市独自の制度である地区コミュニティ協議会が発足しました。各地区コミュニティ協議会は、自然・文化・人材などの地域資源を活かし、また、地区住民の創意工夫による地域課題の解決を図るため各々の地区において「地区振興計画」を策定するなど、地域力を育むまちづくりを推進してきました。

このため、平成21年度の総合計画下期基本計画の策定に際して実施したアンケート調査では、まちづくりの全体を通じた総合的な評価については、「満足」の回答が全体の半数を超え(53.3%)、一定の評価を得られていると考えられます(参考1)。

しかしながらその一方で、「合併してよかったかどうかわからない」という声も少なからずあることも事実です(参考2)。この理由の一つとしては、合併前に、住民説明会を開催して合併協定書や新市まちづくり計画に基づいた合併後の行政サービスの考え方やまちづくり、財政計画について説明してきましたが、それが合併後にどうなったのかということについて、市民の皆様へ周知不足だったことに起因すると考えられます。また、行財政改革の視点から行われた使用料・手数料の見直し等による市民負担分の増加が合併によるデメリットと認識されていることなどが考えられます。

これらをふまえて、合併後6年が経過した今をこれまでの取組を振り返る節目として、合併の効果や課題等について市民の皆様にも広く周知し、情報を共有できるよう検証を行いました。

【新市まちづくり計画の理念は、総合計画に引き継がれています】

新市まちづくり計画とは、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」に基づき、合併により誕生した薩摩川内市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的に策定されました。

本計画は、広聴会等によって市民の皆様の声聞き入れながら、旧市町村それぞれの総合計画と整合性を確保して策定されており、旧市町村のこれまでのまちづくりの方向性を受け継ぐものとなっています。そして、新市まちづくり計画でうたわれた将来都市像や基本理念は、合併後に策定した第1次薩摩川内市総合計画にも盛り込まれ、本市まちづくりの根幹を成すものとして揺らぐことなく引き継がれ、一貫したまちづくりが進められています。

3 検証の視点

平成 22 年度を初年度とする総合計画下期基本計画を策定した過程で、まちづくりの視点ではある程度の振り返りが行われたという観点から、今回の検証は、合併協定項目の振り返りを中心に据えて、合併前と合併後の行政サービスや市政改革に焦点を絞りました。

このことから検証に当たっては、検証の趣旨を踏まえ、現時点の合併の成果と合併後の市政改革（都市経営、市民サービス、協働）に視点を絞り、合併から平成 22 年度までの予算及び事務事業について、①行政サービス（市民サービス）、②地域の一体感醸成（協働）、③行政組織（都市経営）、④財政状況（都市経営）の視点で検証を進めました。

なお、検証に当たっては、市民の皆様が合併に対して、もしくは、合併以降の市政に対してどのような考えをお持ちなのか、意見を把握するために実施したアンケート調査（「薩摩川内市総合計画下期基本計画基礎調査報告書（平成 21 年 3 月）」）も参考資料として活用しました。

4 検証の手法

検証の視点については、次のように検証し、第 3 章にて整理しました。

① 行政サービス【市民サービス】

「合併後、旧市町村の行政サービスからの変更はあるのか。あれば、どのように変わったのか。」ということを念頭に、旧 1 市 4 町 4 村が合併に際し、様々な項目において相互に協議し取り決めた合併協定書の内容（以下、「合併協定項目」という。）について、現状としてどのように取り組んでいるのか比較する。

なお、合併協定項目は、46 項目で構成されるが、このうち市民生活に直結すると思われる項目（15 項目）を抽出する。

② 地域の一体感醸成【協働】

本市では、合併により「中心部と周辺地域との地域格差が増大する。住民の声が届きにくくなる。各地域の歴史・文化・伝統が失われる。」といった、市民の不安にどう対処すべきかを重視した。

このため、新市まちづくり計画や総合計画においては、コミュニティ政策を前面に登載し、地域の一体感醸成に取り組んでいる。そして、新市まちづくり計画に基づき、住民自治組織の充実及び機能統一を図ることを目的として、本市独自の制度として地区コミュニティ協議会制度を導入している。

このことから、地区コミュニティ協議会制度について注目し、合併により県下最大面積を有する自治体となった本市における一体感の醸成への取組を振り返る。

③ 行政組織【都市経営】

最少の経費で最大の効果を上げる実効性の高い都市経営を推進するためには、効率的で効果的な行政組織体制を構築することが重要となる。このことから、どのような組織体制が構築されたか、また職員数及びその配置状況がどうだったかなどについて、その年度推移を振り返る。

④ 財政状況【都市経営】

市町村合併そのものが行財政改革の一つとも位置付けられる中、本市が持続可能な財政運営のできる財務体質を持った地方拠点都市として確立することが求められている。

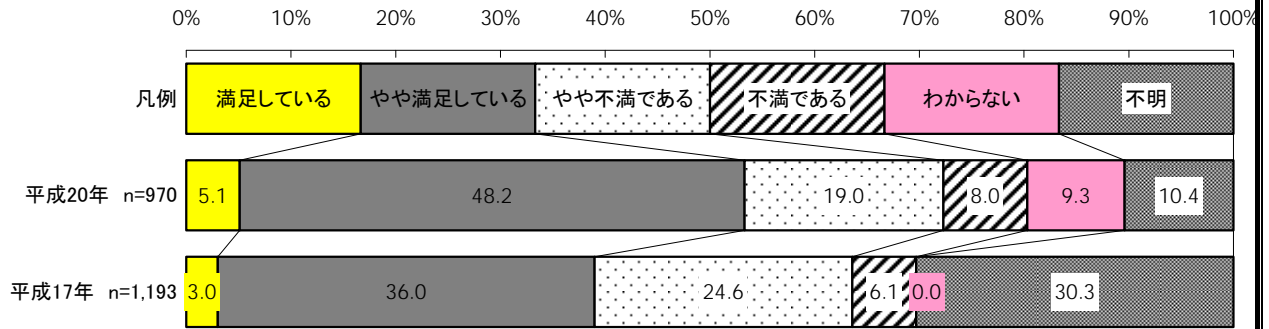
このため、健全な財政経営基盤の確立に向けて、財政状況がどのように推移したかについて注目し、その年度推移を振り返る。

【参考1】「薩摩川内市総合計画下期基本計画基礎調査」市民アンケート調査から抜粋

(9) まちづくりの総合評価

現在のまちづくり全般に『満足』（「満足している」と「やや満足している」の合計）は全体の5割以上を占め、『不満』（「不満である」と「やや不満である」の合計）人は3割弱となっている。

平成17年度調査と比較すると、「満足している」と「やや満足している」は、それぞれ2.1ポイントと12.2ポイント増加している。「不満である」は1.9ポイント増加したものの、「やや不満である」は5.6ポイント減少している。



（「わからない」の選択肢は平成20年の調査のみ）

図表 まちづくりの総合評価【全体】

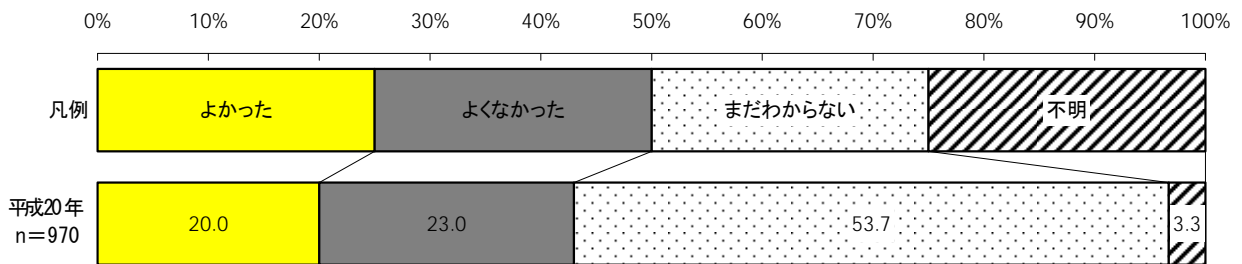
※図表中「n」は回答者数（以下同じ）



【参考2】「薩摩川内市総合計画下期基本計画基礎調査」市民アンケート調査から抜粋

(5) 市町村合併に対する総合的な評価

市町村合併に対する総合的な評価は、「まだわからない」（53.7%）が最も高く、「よかった」（20.0%）と「よくなかった」（23.0%）はそれぞれ同程度の割合となっている。



図表 市町村合併に対する総合的な評価【全体 (n=970)】

第2章 合併の経緯

合併前の旧1市4町4村は、山、川、海といった豊富な自然や市街地、そして、そこに暮らす人々によって、固有の歴史や生活文化が生まれ、地域の特性が形成されてきました。

一方で、少子高齢社会が本格的に到来し（参考3-1, 2）、市民ニーズが多様化・高度化するものと予想されるとともに、交通・情報・通信手段の発達により、住民の日常生活圏が行政区域を越えて拡大しており、介護保険、環境問題など隣接する市町村が協力して取り組まなければならない広域的な課題が表面化していました。

また、国の施策に目を向けると、地方分権の方針の基に、地方への税源移譲、補助金等制度、地方交付税制度の見直しという、いわゆる三位一体改革による地方行財政制度の抜本的改革が進められていました。このような状況も背景にあり、旧1市4町4村においても、財政基盤や行政機構の強化が急務となっていて、効率的な行財政運営により捻出された財源を長期安定的な行政サービスの提供や地域の活性化に充てることが求められていました。

こうした社会情勢に対応すべく、また、地域の特性を生かした「地域力」の向上を図るとともに、都市機能が強化された10万人都市の魅力を最大限発揮できるまちづくりを創造していくため、旧1市4町4村は、合併する道を選びました（参考4）。

薩摩川内市誕生までの合併協議は、川薩地区法定合併協議会での22回の協議会を始めとする1,000回に迫る各種会議、6,000人以上の参加をいただいた住民説明会、全職員による7,000項目に迫る事務項目の調整作業などが行われました（表1）。

こうして、地域特性を生かした個性ある圏域づくりを目指す合併の必要性を共有し、「地域力」が奏でる“都市力”の創出を基本理念に、また「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」を目指すべき「将来都市像」として見据えて、薩摩川内市は平成16年10月12日に誕生しました。

【表1】合併に至る経緯の概要

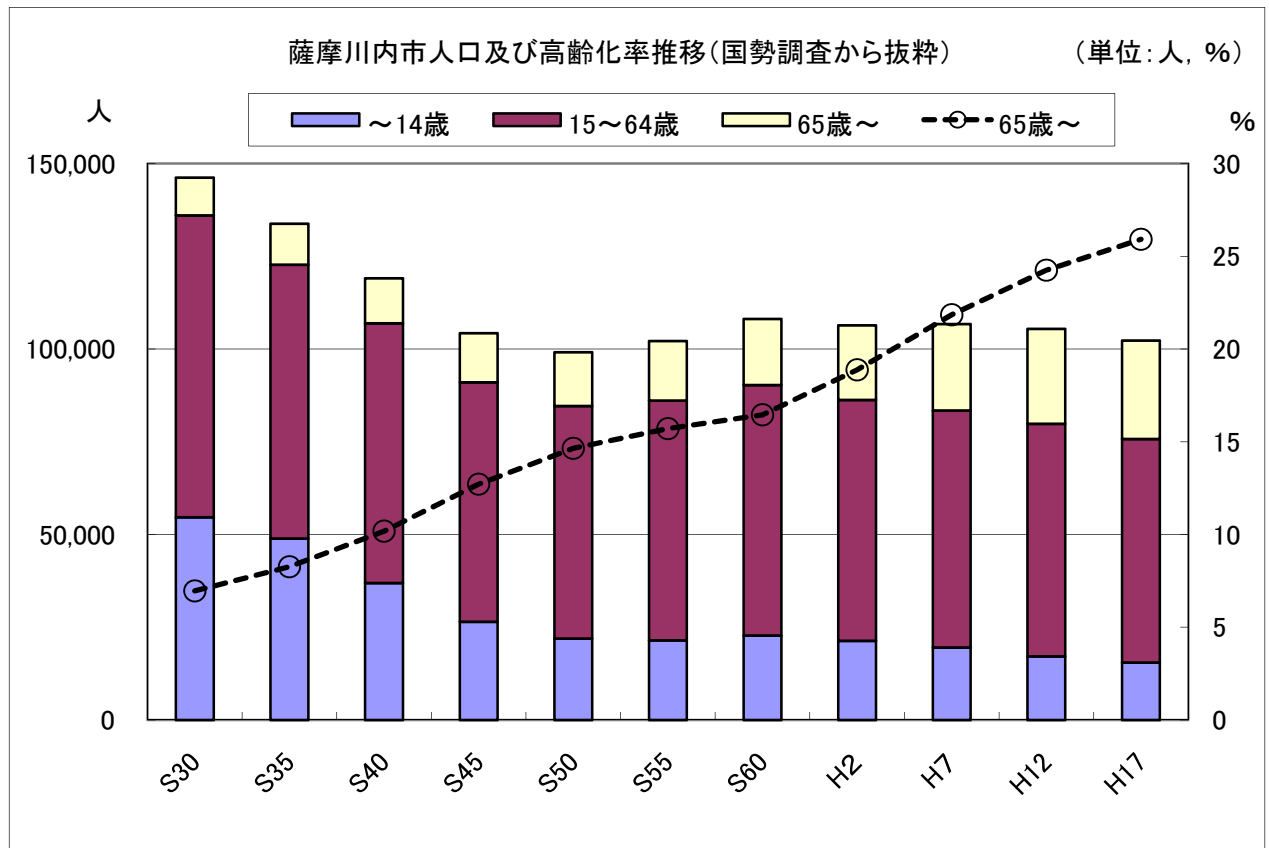
年 月 日	経 緯
平成13年2月13日	市町村合併に関する情報交換会（2市8町4村）
平成14年3月26日	合併問題勉強会（2市4町4村）
平成14年12月25日	川西薩地区法定合併協議会（2市4町3村）
平成15年7月10日	第1回川薩地区法定合併協議会開催（1市4町4村）
平成15年8月～9月	まちづくり広聴会（52会場：2,685名参加）
平成15年8月～9月	新市名称公募（9,490件、2,553種類）
平成15年12月11日	第11回川薩地区法定合併協議会開催 まちづくり計画の県知事協議終了
平成15年12月24日	第12回川薩地区法定合併協議会開催 （新市名「薩摩川内市」を確認、「まちづくり計画」確認）
平成15年12月25日	まちづくり計画書を県知事へ送付
平成16年1月5日	まちづくり計画書を総務大臣へ送付
平成16年1月～2月	市町村合併住民説明会（62会場：3,497名参加）
平成16年2月19日	合併協定調印式
平成16年3月9日～26日	1市4町4村議会で廃置分合議決
平成16年4月5日	県知事へ廃置分合申請
平成16年6月18日	県議会議決
平成16年6月28日	廃置分合の県知事決定
平成16年6月29日	総務大臣への届出
平成16年7月16日	総務大臣告示
平成16年10月4日	第22回川薩地区法定合併協議会開催
平成16年10月11日	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、及び鹿島村の廃止並びに川薩地区法定合併協議会解散
平成16年10月12日	薩摩川内市誕生

【参考3-1】薩摩川内市の人口及び高齢化率推移（国勢調査結果から抜粋）（単位：人，％）

	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60
～14歳	54,652	48,926	36,948	26,479	21,938	21,479	22,759
15～64歳	81,373	73,823	69,993	64,556	62,693	64,618	67,559
65歳～	10,172	11,050	12,122	13,260	14,520	16,044	17,787
～14歳（％）	37.4	36.6	31.0	25.4	22.1	21.0	21.1
15～64歳（％）	55.7	55.2	58.8	61.9	63.2	63.3	62.5
65歳～（％）	7.0	8.3	10.2	12.7	14.6	15.7	16.5
総数	146,197	133,799	119,063	104,295	99,151	102,143	108,105

	H2	H7	H12	H17	S30比較	
					増減	比率（％）
～14歳	21,352	19,527	17,166	15,492	△39,160	28.3
15～64歳	64,949	63,890	62,712	60,263	△21,110	74.1
65歳～	20,093	23,320	25,576	26,530	16,358	260.8
～14歳（％）	20.1	18.3	16.3	15.1	—	—
15～64歳（％）	61.0	59.9	59.5	58.9	—	—
65歳～（％）	18.9	21.8	24.3	25.9	—	—
総数	106,432	106,737	105,464	102,370	△43,827	70.0

※ 合併前は，旧自治体の合計



【参考3-2】平成22年国勢調査結果（速報値）について（平成22年国勢調査結果鹿児島速報より）

薩摩川内市人口は，99,558人 前回調査より2,812人，2.7%減少

合併の背景と必要性

現代の日本では、住民の日常生活圏の拡大や地方分権の推進、少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政の悪化などにより、市町村合併による広域行政が求められるようになってきた。

さらに、「平成の大合併」といわれる全国的な市町村合併の動きは、昭和40年に制定された「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」が平成11年7月に一部改正され、合併特例債を柱とする財源措置が創設されたことが要因のひとつに挙げられる。平成17年3月31日までの時限立法であるため、この期限に向けて各地で合併が議論されるようになり、川薩地区でも合併に向けての取組みが始まった。

合併の効果と課題

1. 地方分権

合併によって地方分権に対する適切な受皿づくり（財政基盤強化、行政機構強化）を進め、組織自体の強化を図る必要がある。

2. 少子・高齢化

新市においても少子・高齢化の進展は顕著であり、高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行財政運営を図ることが重要。市民一人ひとりが、自分の住む地区あるいは新市の活動に取組み、一人暮らしの高齢者に対する施策や青少年の育成など相互扶助による地区の活性化に向けた体制づくりの必要がある。また、人口の流入を促進し、若年層の定着を図り、新市の活力を高め、県内だけでなく全国的な都心間の競争に勝ち残るための戦略的な対応を図る必要がある。

3. 地方拠点都市としての将来

可能な限りの高い目標を掲げて全体的なまちづくりを進め、自然・歴史・伝統・文化などの地域資源を活かしながら都市規模の拡大による相乗効果を導き出し、市民や市内の事業者の活力を生み出す必要がある。また、合併により実現する行財政運営の効率性の向上を文化的活動や福祉活動に還元し、市民生活を一層暮らしやすくさせる必要がある。

4. 広域行政

一部事務組合が共同処理する事務については、住民ニーズに対応した、より効率的な事務処理と住民サービスの提供を行う必要がある。一部事務組合の基本的な考え方としては、住民サービスを低下させないように努めるとともに、現有施設の活用も図っていく必要がある。また、災害等に対する防災活動体制の整備・充実を図っていく必要がある。

日常生活圏の拡大や地方分権の推進を踏まえて、周辺自治体の実情に応じた役割分担と連携・協力体制の強化により、行政の効率化を進め、質の高い行政サービスの提供や地域特性を活かした個性ある圏域づくりを推進する必要がある。

第3章 合併の検証

1 行政サービス

(1) 合併協定項目との比較

市が提供する行政サービスの内容が、合併前後でどのように推移したかについて、合併協定項目（以下、一部で「協定項目」という。）の内容と現状とを比較しました（表2）。

なお、合併協定項目は、以下の方針で調整されたものです（参考5）。また、行政サービスに対する、市民の満足度についても以下のとおりです（参考6）。

【参考5】合併協定項目の調整方針（川薩地区法定合併協議会HPから抜粋）

1. 基本的な事項

調整が必要な項目の協議にあたっては、これまでの関係市町村のまちづくりの歩みを尊重するとともに、地方分権が進むなかで、今後、行政はどのようにあるべきかの視点に立ち、下記の事項を踏まえ、新市での速やかな融合一本化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものである。

- (1) 関係市町村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるものと一元化を図るもの及び廃止するものを区分する。その中で、一元化を図るものについては、統合するものと再編するものを区分する。（内容によっては、経過措置をとる場合もある。）
- (2) 一元化を図るもの及び廃止するものについては、合併時から実施するものと合併後一定期間を置いて実施するものに区分する。

2. 事務事業の調整方針

事務事業を調整するにあたっては、下記の基本的な方針に基づき調整するものとする。

- (1) **住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。**（一体性確保の原則）

住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項については、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体的統一処理の確保に努めるものとする。

- (2) **行政サービス及び住民福祉の向上に努める。**（住民福祉の向上の原則）

現在、関係市町村で行っている各種行政サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めるものとする。

- (3) **負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。**（負担公平の原則）

地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

- (4) **新市において健全な財政運営に努める。**（健全な財政運営の原則）

新市の財源確保、効率的な財政運営に努め、地方分権に対応できる健全な財政運営の確立に努めるものとする。

- (5) **行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。**（行政改革推進の原則）

現在及び今後の社会情勢変化の見通しも踏まえ「スクラップアンドビルド」の視点に立って既定計画事業も含めた事務事業の見直しに努め行政改革を推進する。

- (6) **新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。**（適正規模準拠の原則）

関係市町村が合併した場合、人口や面積等が拡大し、これに見合った自治体の運営が必要となるため、類似都市の状況も考慮しつつ事務事業の調整に努めるものとする。

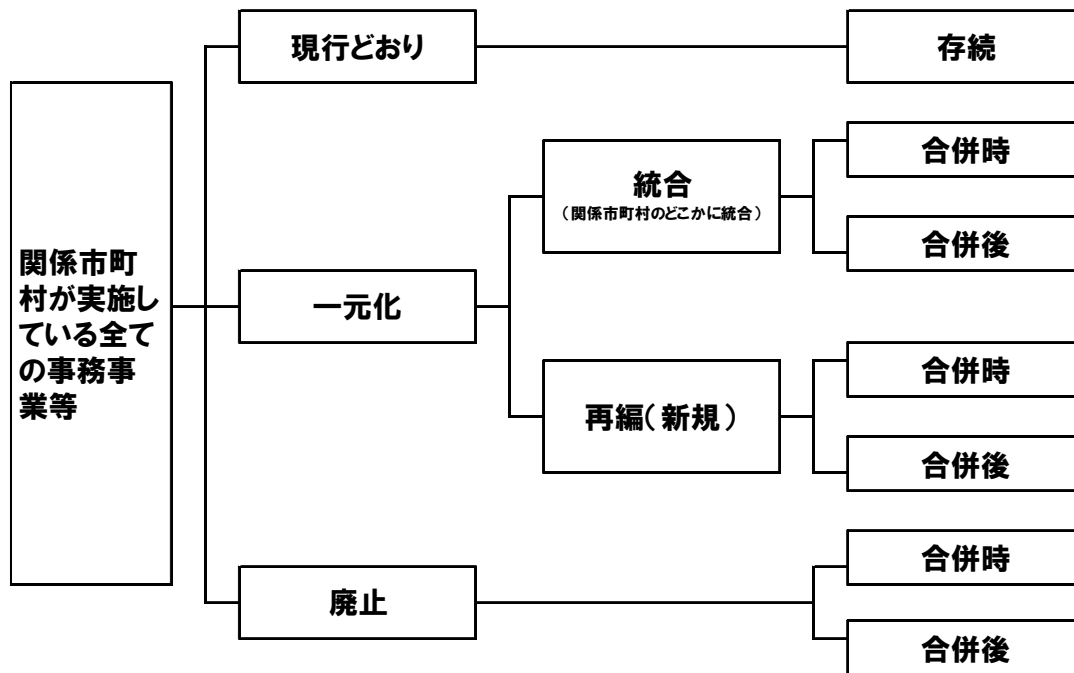
- (7) **公共的団体などの一本化に努める。**

各種公共的団体の一本化に努めるものとする。

3. 調整方針の分類

- (1) 関係市町村同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 関係市町村のどれかに統合し、合併時までに調整する。
 - (3) 関係市町村のどれかを基本に再編し、合併時までに調整する。(新規も含む。)
 - (4) 廃止の方向で調整する。
 - (5) 新市に移行後、速やかに調整する。
- ※経過措置をとる場合を含むものとする。

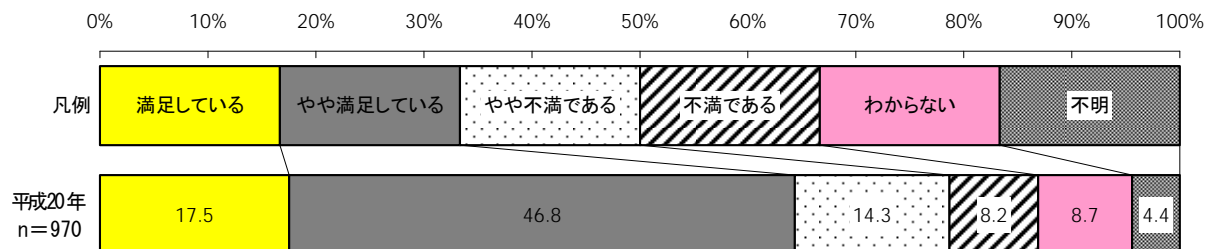
＜事務事業のすり合わせの基本的区分＞



【参考6】「薩摩川内市総合計画下期基本計画基礎調査」市民アンケート調査から抜粋

(27) 行政サービスの満足度

行政サービスの満足度は、「やや満足している」(46.8%)が最も高く、「満足している」(17.5%)が続いている。『満足』(「満足している」と「やや満足している」を合計)は、全体の6割半ばを占めており、一方『不満』(「不満である」と「やや不満である」を合計)は、2割程度となっている。



図表 行政サービスの満足度【全体(n=970)】

【表 2】 合併協定項目（46 項目）一覧

合 併 協 定 項 目		合 併 協 定 項 目	
1	合併の方式	23-1	男女共同参画事業
2	合併の期日	23-2	友好都市・国際交流事業
3	新市の名称	23-3	電算システム事業
4	新市の事務所の位置	23-4	広報広聴関係事業
5	財産の取扱い	23-5	消防防災関係事業
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	23-6	交通関係事業
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	23-7	窓口業務
8	地方税の取扱い	23-8	保健衛生事業
9	一般職の職員の身分の取扱い	23-9	環境衛生事業（その1）
			環境衛生事業（その2）
10	特別職の身分の取扱い	23-10	障害者福祉事業
11	条例，規則等の取扱い	23-11	高齢者福祉事業
12	事務組織及び機構の取扱い	23-12	児童福祉事業
13	一部事務組合等の取扱い（その1）	23-13	生活保護事業
	一部事務組合等の取扱い（その2）		
14	使用料，手数料等の取扱い	23-14	その他の福祉事業
15	公共的団体等の取扱い	23-15	農林水産関係事業
16	補助金，交付金等の取扱い	23-16	商工・観光関係事業
17	町名・字名の取扱い	23-17	建設関係事業
18	慣行の取扱い	23-18	上・下水道事業
19	国民健康保険事業の取扱い	23-19	学校教育事業
20	介護保険事業の取扱い	23-20	コミュニティ施策
21	消防団の取扱い	23-21	社会教育事業
22	自治会・行政連絡機構の取扱い	23-22	情報公開制度
		23-23	その他事業
		24	新市まちづくり計画

※ 太字：検証対象事項

ア 新市の事務所の位置、事務組織及び機構の取扱

(ア) 事務所（本庁）は、協定項目どおり、旧川内市役所に設置され、平成 17 年度には配置職員の増加に対応するため、本庁舎の一部増築を行いました。なお、将来の本庁舎については、新市において検討するとなっておりますが、財源確保が困難なことや事業の優先順位を考慮して検討を中断しています。

(イ) 旧町村役場は、協定項目どおり支所となり、管理部門を除いた総合的な業務を所掌する体制となりました。

しかしながら、合併 10 年経過後の平成 27 年度から、地方交付税の優遇措置が段階的に削減されるなど、厳しい財政状況となることが見込まれます。また、平成 27 年 4 月の職員数の目標を 1,100 人以内としている状況下でも適正な行政サービスが提供できる組織体制を構築する必要があります。

このため、本庁・支所を含めて将来を見据えた組織の在り方を検討する必要があります。

イ 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員については、協定項目どおり、合併後最初の選挙は、定数特例により定数を 44 人とし旧自治体区域ごとに選挙区を設定しました。そして、平成 20 年の選挙では、選挙区を設けず定数は 34 人となりました。

また、議員報酬については、協定項目どおり旧川内市議会議員の報酬を参考に調整しました。その後、平成 20 年 4 月に改定されました。

【議員数（条例定数）の比較】

（単位：人，％）

合併前自治体	合併前	合併後（薩摩川内市）		
		H16. 10 選挙 （選挙区有）	H20. 10 選挙（選挙区無）	合併前比較
樋脇町	16	4	2	12.5%
入来町	16	3	1	6.3%
東郷町	14	3	3	21.4%
祁答院町	14	3	3	21.4%
里村	10	1	0	0.0%
上甑村	10	2	0	0.0%
下甑村	12	2	2	16.7%
鹿島村	10	1	0	0.0%
合計	130	44	34	26.2%

※ 「H20. 10 選挙」の議員数は、選挙区がないため当選した議員の居住地により区分

【議員報酬の合併前との比較】

（単位：円）

	合併前自治体									薩摩川内市	
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	合併当初 (H16. 10)	H22. 4
議長	486,000	305,200	305,200	305,200	305,200	300,800	300,800	300,800	300,800	486,000	458,000
副議長	431,000	251,100	251,100	251,100	251,100	247,500	247,500	247,500	247,500	431,000	396,000
委員長	—	239,000	239,000	239,000	239,000	235,500	235,500	235,500	235,500	—	—
議員	403,000	228,300	228,300	228,300	228,300	225,000	225,000	225,000	225,000	403,000	370,000

※ 薩摩川内市は、平成 19 年 12 月に条例を改正（平成 20 年 4 月施行）

なお、平成20年9月に、市議会の公正性、透明性及び独自性を確保することにより、市民に開かれた議会の実現及び議会への市民参加を推進するために、薩摩川内市議会基本条例が制定されました（平成20年10月12日施行）。本条例は、地方分権の時代にあつて、市の意思決定機関として市民の負託に応えるべく、市議会や議員の役割・責務、市民や市長等の関係などを規定しており、市議会の運営における最高規範と位置付けられています。

また、市民との意見交換会の開催、一問一答方式の導入、代表質問制の導入、正副議長選挙における演説の導入、自由討論の導入など、議会の活性化に繋がる様々な取組が実施されています。

ウ 使用料・手数料等の取扱い

使用料については、協定項目では市民の一体性の確保、市民の負担に配慮し、①固有施設は当面現行どおり、②同一又は類似施設は可能な限り統一、③差異が著しいもの等は3年以内を目処に調整するとされており、また、手数料については、受益者負担の公平性に基づき、現行単価を基準として統一に努めるとされていました。

このことから、協定項目に基づき「使用料・手数料見直しに係る基本方針」を平成17年度に策定しました。そして、受益者負担の適正化や公平化、原価計算を基本とした料金設定、類似施設間の統一的な料金への調整を念頭に、4年ごとの見直しにおいて必要な調整を行うこととしています。

なお、行政サービスの水準と市民の負担とのバランスについて、アンケート調査によると、サービスを受ける人が一部負担をすべき、と考える方が多い結果となっています（参考7）。

【主な窓口手数料の合併前との比較】

（単位：円）

種別	合併前各自治体									薩摩川内市		
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甌村	下甌村	鹿島村	合併当初 (H16.10)	H22. 4	
											住基カード 使用時	
戸籍謄抄本交付	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	400
除籍謄抄本交付	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750
住民票写し交付	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	150
住民票閲覧	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
印鑑証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	150
印鑑登録証交付	200	400	400	400	400	200	—	—	—	200	300(*1)	300
身分又は本籍住所に関する証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

※ 合併前各自治体は住民説明会資料から抜粋

※ *1：平成19年7月見直し

【主な税務証明手数料の合併前との比較】

（単位：円）

種別	合併前各自治体									薩摩川内市	
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甌村	下甌村	鹿島村	合併当初 (H16.10)	H22. 4
資産証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
所得証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
課税証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
納税証明	200	200	200	200	200	200	200	100	200	200	200
評価証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
公認証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
住宅用家賃証明	1,200	200	1,200	950	200	1,300	1,300	1,300	1,300	1,200	1,300(*1)

※ 合併前各自治体は住民説明会資料から抜粋

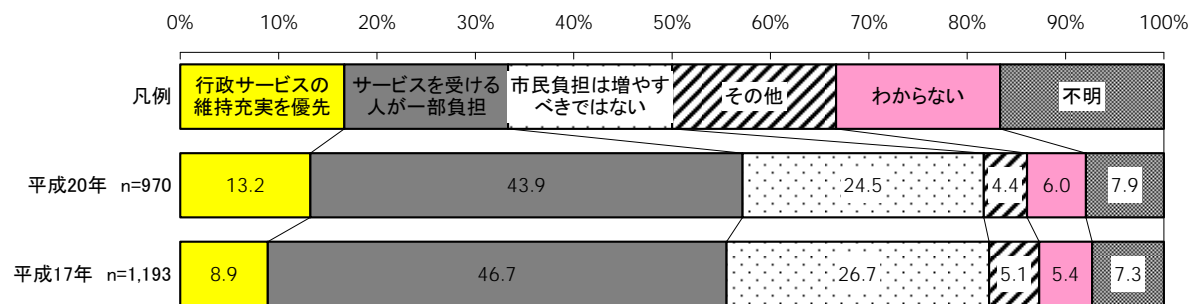
※ *1：平成19年7月見直し

【参考7】「薩摩川内市総合計画下期基本計画基礎調査」市民アンケート調査から抜粋

(29) 行政サービスの水準と市民の負担とのバランスについての考え方

行政サービスの水準と市民の負担とのバランスについての考え方は、「サービスを受ける人が一部負担」(43.9%)が最も高く、次いで「市民負担を増やすべきではない」(24.5%)、「行政サービスの維持充実を優先」(13.2%)の順となっている。

平成17年度調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっている。



図表 行政サービスの水準と市民の負担とのバランスについての考え

エ 国民健康保険事業の取扱い

(ア) 国民健康保険税について

国民健康保険税については、協定項目どおり、合併年度は旧自治体の例によりその取扱いを引き継ぎ、合併翌年度から新市の取扱いに改正しました。また、差異があるもの等については、協定項目どおりにより調整しました。

- a 国民健康保険税の税率については、平成17年度から3年間不均一課税を実施し、平成20年度からは、統一の税率となりました。賦課方式については、当初から4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)にて税率の算定を行いました。

国民健康保険事業の運営においては、高齢化の進展等による医療給付費の増加により、大変厳しい運営状況でありました。しかし、国民健康保険税は、平成19年度まで不均一課税を実施したことやその是正を平成20年度に行ったこともあり、税率の引き上げは困難でした。そのため、国民健康保険基金から赤字補てんをしていましたが、国民健康保険基金は、平成21年度末で枯渇しました。

このため、特別会計においては、会計独立の原則があるものの、国民健康保険事業が国民皆保険制度の根幹をなす制度であることや定年後の市民の受け皿となっていること、高齢者や低所得者が多く脆弱な財政基盤であるという構造的な問題があることを考慮して、平成21年度は、国保財政を支援するため、一般会計からの繰入を行いました。

このようなことから、平成22年度においては、国民健康保険税の引上げをせざるを得ない状況となり、平成25年度からの国の制度改正を考慮して平成24年度までの推計を行い、一般会計からの繰入と併せて税率の引き上げを行いました。

なお、一般会計からの繰入については、国保以外の被保険者の方々の理解を得る必要があることを考慮して、平成21年度から平成24年度までの4年間の推計赤字額の約50%を繰り入れることとしました。

- b 軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、合併前の取扱いのとおり引き継ぎました。また、賦課限度額については、法改正どおり改正を行いました。

【参考】平成22年度賦課限度額⇒医療分：50万円、支援分：13万円、介護分：10万円

- c 賦課期日、納税、減免については、旧川内市の例により引き継ぎました。また、納期限については、月末としました。納期回数については、当初年6回でしたが、平成20年

度から年8回に変更しました。

d 納付書の発送方法については、全納税義務者に対して郵送としました。

【国民健康保険税の合併前との比較】

(単位：円)

種別(年額)	合併前各自治体									薩摩川内市	
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	H17.4	H21.4
1人当たり税額(医療分)	56,852	57,542	54,854	57,564	44,134	46,777	47,654	35,878	34,712	58,067	47,515
1人当たり税額(支援分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,004
1人当たり税額(介護分)	13,694	13,262	14,697	14,066	17,993	12,619	12,427	10,265	10,512	17,591	16,110

※ 合併前各自治体は住民説明会資料(平成13年度実績)から抜粋

※ 1人当たり税額(支援分)は、平成20年度から創設

(イ) 保険給付関係事業について

保険給付関係事業のうち、旧自治体で差異があるものについては、協定項目どおり以下のように調整しました。

a 国民健康保険基金については、その年度の一時的な給付増に対応するために準備するもので、協定項目どおり合併時に新たに設置しました。当時の旧市町村の基金合計を勘案して8億円を持ち寄ることとし、その後、平成16年度の打切決算の剰余金を積み立てて、約8億8千万円でスタートしました。

しかしながら、国民健康保険基金は、前述のとおり平成21年度末で使い切りました。

【国民健康保険基金の持寄り額】

(単位：千円)

種別	合併前各自治体									合計額
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	
持寄り額	521,922	61,850	53,263	48,903	34,737	18,811	21,418	27,854	11,240	800,000

※ 端数調整により合計額とは一致しない。

【国民健康保険基金額の推移】

年度	増減額	年度末基金残高
H16年度	—	8億7,900万円
H17年度	△1億4,900万円	7億3,000万円
H18年度	△1億5,000万円	5億8,000万円
H19年度	△3億800万円	2億7,200万円
H20年度	△1億4,900万円	1億2,300万円
H21年度	△1億2,300万円	0円

b 高額療養費貸付事業は、入院等により一部負担金が高額になった場合、自己負担限度額を超える額を国民健康保険で立て替える制度です。その貸付基準については、協定項目どおり旧川内市の例で調整しており、自己負担限度額に1万円を加算した額以上としました。

【参考】高額療養費制度

一部負担金が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が払戻しになるものです。申請によって支給されます。

c 国民健康保険加入者を対象とする各種検診補助については、差異があったものを以下のように統一しました。

【各種検診補助（平成 22 年度現在）】

各種検診	補助額	備考
1日ドック	25,000 円	
女性コース	30,000 円	
2日ドック	40,000 円	
脳ドック	28,000 円	40 歳以上
歯科ドック	2,000 円	
温泉保養	1,000 円	1日あたり

- d 出産・葬祭に関する給付については、合併時に旧川内市の例により調整しましたが、平成 22 年度 4 月現在では、国の法改正により出産育児一時金を 42 万円（産科医療補償なし：39 万円）に変更しました。

【葬祭費、出産一時金の合併前との比較】

（単位：千円）

種別	合併前各自治体									薩摩川内市	
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甌村	下甌村	鹿島村	合併当初 (H16.10)	H22. 4
葬祭費	20	20	20	20	20	10	10	10	7	20	20
出産育児一時金	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	420 (390)

※ 合併前各自治体は住民説明会資料（平成 14 年度実績）から抜粋

- e 平成 19 年度には、甌島地域からの移送費についての支給基準を定めました。

【参考】移送費

移送費は、症状が重篤である者又は重傷者などで、歩行不能、又は歩行が著しく困難であって、入院治療を必要とする時や転院を必要とする時などに、担架や自動車等で運搬した場合に、保険者の承認によって支給されるものです。

(ウ) 特定健康診査・特定保健指導について

平成 20 年度から、特定健康診査・特定保健指導が保険者に義務付けられ、老人保健法の基本健康診査に替えて実施されるようになりました。

オ 介護保険事業の取扱い

(ア) 介護保険料は、協定項目どおり第 3 期介護保険事業計画(平成 18 年度～20 年度)で基準額を第 3 段階から第 4 段階に変更し、4,500 円に統一しました。

また、第 4 期介護保険事業計画(平成 21 年度～23 年度)では、6 段階から 8 段階 9 階層に変更しました。

(イ) 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助のうちホームヘルプの単独補助は、合併後速やかに調整するとして協定項目に基づき調整した結果、16 年度末で廃止しました。ただし、社会福祉法人等利用者負担軽減補助は、継続実施しています。

また、平成 21 年度には甌島地域特別地域加算利用者負担軽減補助制度を創設しました。

(ウ) 介護保険高額貸付事業の貸付基準は、協定項目どおり旧川内市の例により調整し、自己負担限度額に 5 千円を加算した額以上を対象としています。

(エ) 介護保険事業計画の策定・見直しについては、第 3 期、第 4 期介護保険事業計画をそれぞれ策定済です。また、第 5 期介護保険事業計画（平成 24 年度～26 年度）策定のため、平成

22 年度中に実態調査（日常生活圏域ニーズ）を実施しました。

(オ) 介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっていますが、協定項目どおり現行のまま新市に引き継いでおり、現在旧里村分 809,000 円を償還中です（平成 23 年度まで）。

(カ) 介護保険基金関係については、協定項目どおり現行のまま引き継ぎましたが、合併後に、介護給付費準備基金、介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金を設置しました。

また、平成 20 年度に国の政策により、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置しました（平成 23 年度まで）。

(キ) 平成 18 年度の介護保険法改正により、「介護予防」を重視した制度に見直され、地域支援事業（介護予防事業・包括的支援事業・任意事業）が創設されるとともに、「地域包括支援センター」を設置しました。

【介護保険事業の合併前との比較】

(単位：円)

種別	合併前各自治体									薩摩川内市		
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甌村	下甌村	鹿島村	合併当初 (H16.10)	H22. 4	
保険料額の基準額 (H18 から、第 4 段階に変更)	年	54,000	45,600	50,400	48,000	46,800	44,400	43,440	30,000	46,752	旧市町村のまま	54,000
	月	4,500	3,800	4,200	4,000	3,900	3,700	3,620	2,500	3,896	旧市町村のまま	4,500
高額貸付事業基金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	10,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	12,000	12,000
介護給付費準備基金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	2,001	1,807	0	0	0	5,418	0	16,229	2,000	68,266	523,088	

※ 合併前各自治体は住民説明会資料（平成 14 年度末実績）から抜粋

カ 交通関係事業

(ア) 巡回バス・乗合タクシー運行事業については、協定項目どおり現行のまま引き継ぎ、地域住民の重要な移動手段として、合併後も同様に運行を行っています。

平成 18 年度には、民間バス事業者の路線廃止に伴い南部循環線、高江・土川線の運行を開始し、平成 19 年度には、診療所の見直しにより北部循環線の運行を開始しました。平成 22 年 6 月には、南部循環線を 2 コースに分けて、交通空白地の解消を図っています。

さらに、利用者の減少により乗車数が少ないバス運行が発生しているため、事前予約型乗合タクシー（デマンド交通）について研究、検討を重ね、平成 22 年 7 月には入来地域において実証運行を開始しました。また、平成 22 年 11 月からは、地域住民の生活利便性の向上と市街地活性化を図るため、各支所地域と川内駅を中心とする市街地を結ぶ、市内横断シャトルバスの実証運行を開始しました。

(イ) 合併前の均一運賃バスの運行については、新たな制度等を検討するとされていましたが、合併後に事業を廃止して新たにコミュニティバスを運行しており、新たな制度（事業）を実施する予定はありません。

(ウ) 甌島で実施している自動車運送事業については、協定項目どおりに合併後、下甌村自動車運送事業及び上甌島バス企業団を統合し、薩摩川内市自動車運送事業として、鹿島地域への路線も開設し、甌島での唯一の陸上移動手段として、運行を継続しています。

また、少子高齢化による島内人口の減少により、利用者数も年々減ってきており、経営的にも厳しい状況の中で、平成 21 年度には、「甌島における新たな公共交通体系構築調査」を実施し、その調査結果を基に現在の市営バスは廃止し、平成 24 年 4 月からは、民間バス会社への委託によるコミュニティバスを運行する予定としています。

【コミュニティバス運賃表の合併前との比較】

自治体名	合併前各自治体					合併後
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	薩摩川内市
名称	くるくるバス (継続)	ゆうゆうバス (継続)	入来乗合タクシー (移行)	ゆったりバス (継続)	祁答院バス (継続)	南部循環バス、北部循環バス、高江・土川線、川内駅・串木野新港線、入来地域デマンド交通、市内横断シャトルバス
利用料金	100円均一 (小学生以下50円 身障者50円)					100円均一 (小学生以下50円 身障者50円 免許返納者50円)

※ 表内「継続」は、現在も運行中

※ 入来乗合タクシーは、入来地域デマンド交通に移行

※ 南部循環バス：青山・勝目線、天辰・永利線高江・土川線、川内駅・串木野新港線

※ 北部循環バス：湯田・西方循環線、城上・吉川循環線

※ 市内横断シャトルバス：東郷・祁答院コース（川内駅～東郷支所～倉野～入来温泉～祁答院支所）
樋脇・入来コース（川内駅～楠元～平佐東～樋脇支所～入来支所～蘭牟田温泉）

キ 窓口業務

窓口業務については、協定項目どおり本庁及び各支所において市民サービスが低下しないように合併前と同様に業務を行っており、昼窓を開始することや3月から4月の繁忙期における窓口業務を延長するなど、市民サービスの向上を図りました。

また、本市では、住民サービスのさらなる充実を図るため、平成21年4月から、窓口業務の検討部会を設置し、総合窓口体制の導入について、調査・検討を開始しました。

検討部会では、住民を適切に窓口案内すること、また、住民の事務的負担を軽減することを目的に、平成24年4月から窓口支援システムを導入することとしており、現在、導入に向けて、窓口業務の集約化・案内板（サイン表示）の設置・各課フロア配置・総合証明窓口の設置等について、調査・検討中です。



ク 保健衛生事業

(ア) 無料巡回診療については、協定項目どおり現行のまま引き継ぎましたが、里・上甌地域（各1会場）、鹿島・長浜地域（各1会場）、手打・西山地域（各1会場）で開催日数等の実施規模を縮小して継続しています。

(イ) 一次救急医療を担う在宅当番・緊急医療情報提供実施事業については、協定項目どおり現行のまま引き継ぎ、継続実施しています。

なお、二次救急医療を担う病院群輪番制事業（共同利用型病院運営事業）についても、協定項目どおり現行のまま引き継ぎ、継続実施しています。

(ウ) 川内地域の診療所については、現行のまま引き継ぎましたが、平成19年度に診療回数の実施規模を縮小しました。黒木診療所については、建物の賃貸借契約を平成24年3月31日まで締結して、現行のまま継続実施していますが、祁答院診療所については、借借人からの申出により合併前に売却しました。

(エ) 甌島地域の診療所については、現行のまま引き継ぎ、里診療所、上甌診療所（平良出張診療所、浦内出張診療所含む。）、長浜診療所（内川内出張診療所、青瀬診療所含む。）、下甌歯科診療所、手打診療所（片野浦出張診療所、瀬々野浦診療所含む。）鹿島診療所の全てを国民健康保険直営診療所として、継続運営しています。

(オ) 医療従事者等育成支援事業については、当分の間現行のままとなっていました。合併前の既貸与者については、返還金受入れ処理のみ継続実施しています。なお、平成20年度から新たな奨学資金制度として医療従事者等育成支援事業を創設して実施しています。

(カ) 保健センターについては、旧里村及び旧鹿島村を除く旧1市4町2村に設置されていましたが、協定項目どおりに新市移行後は速やかに調整しました。平成16年10月に薩摩川内市保健センター条例及び同施行規則を定めました。現在、市民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、統一した運営・維持管理を行っています。なお、里町及び鹿島町においては、診療所や集会施設等の従来の施設を活用して、保健事業を行っています。

(キ) 各種健診(検診)については、協定項目どおり現行のまま引き継いだ後、それぞれ以下のとおり調整の上、実施しています。

なお、がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)においては、平成22年度より各がん検診において初めて対象となる年齢の者に対し、「1年生検診」として個人負担金は無料で実施しています。

a 基本健康診査

平成20年度の医療制度改革により基本健康診査は廃止され、特定健康診査及び長寿健診として各医療保険者が実施するようになりました。内臓脂肪型肥満に着目した健診で、結果により特定保健指導を行っています。

b 肺がん検診

【対象】40歳以上の男女

平成21年度から個別検診を追加しました。

【個別検診の対象】40歳以上で身障手帳1種1級所持者及び検診車での検診が困難な者

【肺がん検診の実施状況の合併前との比較】

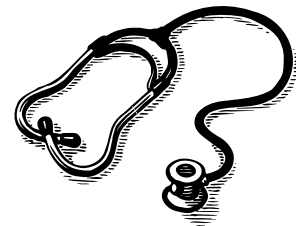
(単位：円)

合併前各自治体									薩摩川内市
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	H22.4
200	国保：無料 社保：500 ※70歳以上：無料	200 喀痰検査：700 ※国保加入者や70歳以上：無料	国保：300 社保：800 ※70歳以上：無料	X線：100 喀痰検査：500	200	無料	無料	無料	250 (*1)

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋

※ 金額は自己負担分

※ *1：40歳以上男女の集団検診の場合



c 乳がん検診

平成17年度から対象者を国に併せて変更しました。また、平成21年度から毎年実施に変更しました。

【対象】40歳以上女性

【乳がん検診の実施状況の合併前との比較】

(単位：円)

合併前各自治体									薩摩川内市
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	H22.4
2,500	国保：無料 社保：500 ※70歳以上：無料	【触診のみ】300 【超音波検査含む】1,300 【マンモグラフィ含む】1,300 ※国保加入者や70歳以上：無料	【触診のみ】100 【超音波検査含む】 国保：300 社保：800 【マンモグラフィ含む】 国保：300 社保：800	1,000	【超音波検査】1,000 【マンモグラフィ】1,000	無料	無料	無料	【触診・マンモグラフィ】 40歳代：2,100 50歳以上：1,050

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋

※ 金額は自己負担分

d 子宮がん検診

平成 17 年度から対象者を国に併せて変更しました。また、平成 21 年度から、医療機関での検診を受けられる期間を 3 ヶ月から 6 ヶ月に延長しました。

【対象】 20 歳以上女性

【子宮がん検診の実施状況の合併前との比較】

(単位：円)

合併前各自治体									薩摩川内市
川内市	樋郷町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	H22.4
集団：1,000 個別：1,500	国保：無料 社保：500 ※70歳以上：無料	頸部：600 頸部+体部：1,300 ※国保加入者や70歳以上：無料	国保一般：300 社保一般：800 ※国保老人 社保老人：無料	500	600	無料	無料	無料	集団：650 個別：1,300

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分

e 前立腺がん検診

平成 20 年度から実施しました。

【対象】 50 歳以上男性

【前立腺がん検診の実施状況の合併前との比較】

(単位：円)

合併前各自治体									薩摩川内市
川内市	樋郷町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	H22.4
500	1,575	1,600	1,600	1,570	—	—	—	—	500

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分

f 胃がん、大腸がん検診

【対象】 40 歳以上の男女

【胃がん、大腸がん検診の実施状況の合併前との比較】

(単位：円)

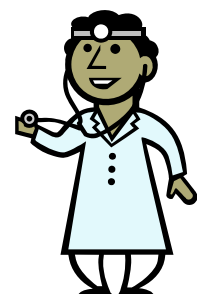
	合併前各自治体									薩摩川内市
	川内市	樋郷町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	H22.4
胃がん検診	1,200	国保：無料 社保：500 ※70歳以上：無料	900 ※国保加入者や70歳以上：無料	国保一般：300 社保一般：800 ※国保老人 社保老人：無料	800	900	無料	無料	無料	750円
大腸がん検診	600	国保：無料 社保：500 ※70歳以上：無料	500 ※国保加入者や70歳以上：無料	国保一般：500 社保：500 ※国保老人：無料	300	300	無料	無料	無料	550円

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分

g C型肝炎ウイルス検診

平成 19 年度より対象者を国に併せて変更しました。

【対象】 年度内に 40 歳になる者及び年度内に 41 歳以上になる者で、過去に C 型肝炎ウイルス検診を受診したことがない者



【C型肝炎ウイルス検診の実施状況の合併前との比較】

(単位：円)

合併前各自治体									薩摩川内市
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	H22.4
①B・C型肝炎検査を受ける者、C型肝炎のみを受ける者：1,000 ②B型肝炎検査のみ受ける者：500	①対象者 国保：無料 国保以外：500 ②希望者：2,100	①対象者：600 ②対象者以外：2,100 ※国保加入者と70歳以上の者：無料	①対象者 社保：800 国保：300 ②対象者以外：2,100	対象者：500	対象年齢の者：1,000 ※70歳以上 国保加入者：無料	無料	対象年齢の者：1,000 ※70歳：無料	対象者：無料 【対象者以外】 ①B・C型肝炎検査：3,549 ②C型肝炎検査のみ：3,150 ③B型肝炎検査のみ：1,869	対象：年度内に40歳となる者、年度内に41歳以上となる者で、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない者 ①C型肝炎検査実施：800 ②C型肝炎検査のみ実施：700 ③B型肝炎検査のみ実施：500

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分

h その他検診

骨粗鬆症検診，歯周疾患検診，腹部超音波検診の対象者及び自己負担額については，下表のとおりです。

【骨粗鬆症検診の実施状況の比較】

(単位：円)

合併前各自治体									薩摩川内市
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	H22.4
【対象者】 35歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳 70歳の女性：1,200	【対象者】 40歳以上 男女 国保：無料 社保：500	【対象者】 40歳以上 男女：1,050 ※国保と70歳以上無料	【対象者】 40歳以上 男女：1,000	【対象者】 40歳 50歳の女性：500	—	—	—	—	【対象者】 ①女性：30歳 35歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳 70歳 ②男性：60歳 65歳 70歳 600

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分

【歯周疾患検診の実施状況の比較】

(単位：円)

合併前各自治体									薩摩川内市
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	H22.4
【対象者】 40歳 50歳の男女：無料	【対象者】 20歳～64歳（総合検診）：無料	—	【対象者】 40歳以上 男女：無料	—	—	—	—	【対象者】 40歳以上の希望者：無料	【対象者】 40歳 50歳 60歳 70歳の男女：無料

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分

【腹部超音波検診の実施状況の比較】

(単位：円)

合併前各自治体									薩摩川内市
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	H22.4
—	【対象者】 40歳以上 男女：2,000	【対象者】 40歳以上 男女：1,350	【対象者】 40歳以上 男女：2,000	【対象者】 40歳以上 男女：1,000	—	—	—	【対象者】 40歳以上 男女：無料	【対象者】 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳 70歳の男女：850

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋
※ 金額は自己負担分

(シ) 集団で行う乳幼児健康診査の実施場所については、協定項目どおり現行のまま引き継いだ後、それぞれ以下のとおりに実施しています。なお、実施内容は、全地域ほぼ統一（問診・計測・内科診察・歯科診察・保育指導・栄養指導・保健指導・発達相談）で、甑地域の発達相談についてのみ年2回、別日程で実施しています。

a 川内・東郷地域：川内保健センター

⇒ 3ヶ月児健診，6ヶ月児健診，1歳6ヶ月児健診，2歳児歯科健診，3歳児健診

b 樋脇・入来・祁答院地区：樋脇保健センター

上甑・里地域：上甑保健センター

下甑・鹿島地域：長浜診療所

⇒ 乳児健診（3ヶ月児健診，6ヶ月児健診を同時実施）と幼児健診（1歳6ヶ月児健診，2歳児歯科健診，3歳児健診を同時実施）

(ス) 乳幼児の精密健康診査については、協定項目どおり、旧川内市の例により調整しました。

なお、乳幼児健康診査の集約実施や保健師の集約に伴い、川内・東郷・樋脇・入来・祁答院地域の精密受診券発行は川内保健センター，上甑・里地域は上甑保健センター，下甑・鹿島地域は下甑保健センターで、全地域統一した内容（医師から指示された検査項目）で実施しています。

(セ) 妊婦への個別健診の内容等は、協定項目どおり現行のまま引き継ぎ、その実施内容については、全地域で統一しています（妊婦健康診査：問診・内科診察・計測・血液検査・血圧測定・尿検査・胎児発育評価検査・子宮頸がん検診・保健指導，乳児健康診査：問診・内科診察・計測・保健指導）。



なお、妊婦健康診査については、制度変更に伴い1妊娠につき14回の受診券を交付し、委託医療機関にて実施しており（妊婦精密健康診査は廃止），乳児健康診査については、11～13か月児を対象に委託医療機関にて実施しています。

(ソ) 乳幼児歯科健康診査については、協定項目どおり現行のまま引き継ぎましたが、1歳6ヶ月児健診，2歳児歯科健診，3歳児健診と同時実施のため、健診場所を以下のとおり集約して実施しています。なお、実施内容は、平成17年度より全地域統一しています（歯科診察・フッ素塗布・歯科指導）。

a 川内・東郷地域：川内保健センター

⇒ 1歳6ヶ月児健診，2歳児歯科健診，3歳児健診

b 樋脇・入来・祁答院地区：樋脇保健センター

上甑・里地域：上甑保健センター

下甑・鹿島地域：長浜診療所

⇒ 幼児健診（1歳6ヶ月児健診，2歳児歯科健診，3歳児健診を同時実施）



(タ) 結核予防事業及び予防接種事業については、協定項目どおり速やかに調整され、新市に引き継ぎました。

【各種予防接種事業の実施状況の合併前との比較】

(単位：円)

各種検診等	合併前各自治体				
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
予防接種事業 (三種混合 (ジフテリア・百日ぜき・破傷風)、 麻疹、風疹、 日本脳炎、急性 灰白髄炎、 インフルエンザ)	インフルエンザ以外： 無料 インフルエンザ：1,000 円(生活保護者は無料)	無料	インフルエンザ以外： 無料 インフルエンザ：2,000 円を超えた額が自己負担	インフルエンザ以外： 無料 インフルエンザ：1,000 円	インフルエンザ以外： 無料 インフルエンザ：一律 2,000 円を超えた額が 自己負担
	合併前各自治体				
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	インフルエンザ以外：無料 インフルエンザ：1,000円	インフルエンザ以外：無料 インフルエンザ：2,000円を超 えた額が自己負担	インフルエンザ以外：無料 インフルエンザ：1,600円	インフルエンザ以外：無料 インフルエンザ 2,000 円を超 えた額が自己負担	
	薩摩川内市				
	H22. 4				
①無料ワクチンについて ポリオワクチン、麻疹・風疹混合ワクチン、麻疹ワクチン、風疹ワクチン、日本脳炎ワクチン、三種混合ワクチン、二種混合ワクチン、BCG ワクチン ②新型インフルエンザについて (H21. 10～H22. 9) ・優先接種者：無料 ・その他：1回目 3,600円、2回目 2,550円 ③インフルエンザ (H22. 10～) (新型含む) ・非課税、生活保護世帯：無料 ・65歳以上課税：1000 ④ヒブワクチンについて ・3,000円を助成 (3,000円を超えた額が自己負担)					

※ 合併前各自治体は合併調整個表から抜粋

※ 金額は自己負担分

(チ) 女性の健康促進事業については、協定項目どおり速やかに調整されましたが、平成 18 年度に国の補助事業自体が廃止されたため、一般健康診査と骨粗鬆症検診で対応しています。

【対象】 30 歳・35 歳

ケ 環境衛生事業

(ア) し尿処理関係

- a し尿汲取手数料は、協定項目どおり随時調整し、現在は「し尿汲取り料金の現況 (H22 年度当初)」のとおり調整しています。
- b し尿処理施設については、協定項目どおり現行のまま新市に引き継ぎましたが、現在、汚泥再生処理センターを新設中で、平成 24 年度の稼働を予定しています。
- c 一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料、浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料については、協定項目どおり旧川内市の例により、合併時に条例を制定しました。
- d し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽清掃業の許可については、協定項目どおり新たな制度として生活排水処理実施計画を定め、計画に基づき許可更新を行っています。
- e 投入手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、し尿処理施設の管理、し尿収集区域の指定及び海洋投入処分については、協定項目どおりに関係一部事務組合の調整方針に基づいて調整し、その内容を生活排水処理実施計画に登載しました。また、投入手数料については、合併時に条例を制定しました。

【合併以前のし尿汲取り料金（住民説明会資料から抜粋）】

西薩衛生処理組合			薩摩郡東部障生処理組合		里村	上甑村	下甑村	鹿島村
川内市	樋脇町	東郷町	入来町	祁答院町				
90ℓまで、780円 90～180ℓまで、1,100円 180ℓを超える場合、18ℓ増すごとに110円を加算（消費税外税）			10ℓにつき70円		1ℓにつき7円			

※ 汲取りを依頼する市民の業者への支払い



【し尿汲取り料金の現況（H22年度当初）】

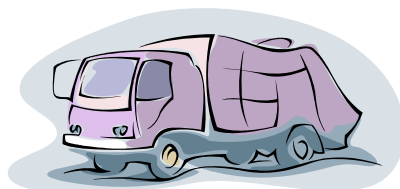
川内地域	樋脇地域	東郷地域	入来地域	祁答院地域	甑島地域
			さつま町委託		
180ℓまで1,400円 180ℓを超える場合、18ℓ増すごとに140円を加算			10ℓにつき70円		100ℓ未満95円 100ℓを超える場合、10ℓ増すごとに95円を加算

※ 汲取りを依頼する市民の業者への支払い

(イ) ごみ処理関係

- a 一般廃棄物処理計画については、協定項目どおり合併時に実施計画を制定しました。
- b 甑島地域で県外に搬出されていた廃棄物は、合併後、協定項目どおりに川内クリーンセンター最終処分場に搬入しています。
- c 協定項目どおり、現行のまま引き継がれた川内クリーンセンター最終処分場は、当初の予定より満杯になる時期が延びています。甑島地区の処分場は、搬入停止にしていますが、新規処分場の建設はありません。川内、上甑島、下甑島の各クリーンセンターは、稼動していますが、鹿島クリーンセンターは下甑島のごみを下甑クリーンセンターで処理するため、平成18年4月から休止しています。
- d 川内クリーンセンターと地元との連絡調整については、協定項目どおりに引き継ぎ、年二回定期協議を行うとともに、自治会を代表する対策委員に水質検査等の結果も伝えていきます。
- e 一般家庭用ごみ袋については、協定項目どおり新市で統一された可燃、不燃の指定袋になり、薩摩川内市衛生自治団体連合会で販売しています。
- f ごみの収集方法及び廃棄物手数料は、協定項目どおりに調整しました（「ごみの収集方法等の現況（H22年度当初）」、「廃棄物処理手数料の現況（H22年度当初）」）。

なお、ごみの資源化については、資源ごみとして14に分別し収集しています。また、特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、川内クリーンセンターの運搬手数料が3,150円、甑島地区のクリーンセンターの運搬手数料が2,450円、収集手数料が2,100円で調整しました。



【合併以前のごみの収集方法（住民説明会資料から抜粋）】

（単位：箇所）

区分	川内市	榑碓町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	
収集体制	委託					甌島衛生管理組合		直営	委託	
収集方式	ステーション方式									
収集方法	可燃ごみ	784	156	122	82	66	34	33	70	7
		週2回（一部週1回）	週2回			週3回		週2回		
	不燃ごみ	444	91箇所を2月に1回	82	82	45	34	33	—	7
		月1回		月1回				—	月2回	
	粗大ごみ	直接搬入		直接搬入					70	1
		—		—					年2回	
資源ごみ	388	85	77	44	34	34	33	70	7	
	月1回（プラスチックは月2回）	月1回	月2回	月1回（プラスチックは月1～2回）	月2回				月4回	



【ごみの収集方法等の現況（H22年度当初）】

（単位：箇所）

区分	川内地域	榑碓地域	入来地域	東郷地域	祁答院地域	里地域	上郷地域	下郷地域	鹿島地域	
収集体制	委託									
収集方式	ステーション方式									
収集方法	可燃ごみ	846	136	122	82	69	31	33	66	7
		週2回								
	不燃ごみ	484	91	77	82	48	10	10	66	7
		月1回								
	粗大ごみ	直接搬入					10	10	66	7
		—					月1回			
資源ごみ	398	85	72	44	34	29	17	60	7	
	月1回（プラスチックは月2回）	月1回	月2回	月1回	月2回	びん：月1回 缶：月2回 その他：月2回		びん：月1回 缶：月1回 その他：月2回		



【合併以前の廃棄物処理手数料（住民説明会資料から抜粋）】

搬入施設	川内市クリーンセンター		串木郡通協環境センター	薩摩東部環境センター		甑島衛生管理組合		下甑村	鹿島村
	川内市	東郷町	樋脇町	入来町	祁答院町	里村	上甑村		
手数料の概要	市・町が収集する一般廃棄物は無料 【直接搬入】 100kg未満300円(事業系は600円)、100kg以上100kg増すごとに300円加算(事業系は600円加算)		町が収集する一般廃棄物は無料 【直接搬入】 100kgまで200円、100kg増すごとに200円加算(消費税加算)	業者が収集するステーションの一般廃棄物は無料 【直接搬入】 50kgまで200円、50kg増すごとに100円加算		住民が排出する一般廃棄物は無料。事業所から搬出される一般廃棄物は、100kg未満300円、100kg以上100kg増すごとに100円加算(消費税加算)		産廃1トにつき600円(消費税加算)	—



【廃棄物処理手数料の現況（H22年度当初）】

搬入施設	川内クリーンセンター			さつま町クリーンセンター		上甑島クリーンセンター		下甑クリーンセンター	
	川内地域	東郷地域	樋脇地域	入来地域	祁答院地域	里地域	上甑地域	下甑地域	鹿島地域
手数料の概要	市が収集する一般廃棄物は無料 【直接搬入】 100kgにつき300円(事業系は600円)、その量に100kg未満の端数があるときは、その端数は100kgとする。			業者が収集するステーションの一般廃棄物は無料 【直接搬入】 100kg以下300円、100kgを超える分については、100kgにつき300円を加算する(ただし、100kg未満のものは100kgとみなす。)		市が収集する一般廃棄物は無料 【直接搬入】 100kgにつき300円。その量に100kg未満の端数があるときは、その端数は100kgとする。			

※ 鹿島クリーンセンターは現在休止中

(ウ) 火葬関係

- a 火葬場については、協定項目どおり合併時に条例を制定しました。火葬料については、「火葬場の使用料の現況（H22年度当初）」のとおりです。

【合併前の火葬料（住民説明会資料から抜粋）】

(単位：円)

区分	川内市		薩摩東部衛生処理組合		甑島衛生管理組合		下甑村		鹿島村	
	火葬料		火葬料		火葬料		火葬料		火葬料	
	市内	市外	管内	管外	加入 村内	加入 村外	村内	村外	村内	村外
満13歳以上1体	3,000	25,000	5,000	20,000	5,000	10,000	5,000		10,000	20,000
満13歳未満1体	2,000	20,000	3,000	13,000	4,000	8,000	4,000	普通使用料の5割増	4,500	9,000
死産児1胎	1,000	10,000	1,500	8,000	2,500	4,000	3,000		7,000	
改葬骨1棺	3,500	10,000	1,500	8,000	2,500	4,000	3,000		7,000	
産汚物類5kg以内	700	1,300	500 (1件 当たり)	2,000 (1件 当たり)	1,000 (1件当 たり)	2,200 (1件当 たり)	—	—	—	
	超過重量 1kg当 り100円	超過重量 1kg当 り200円								

※ 合併前各市町村の値は住民説明会資料から抜粋



【火葬場の使用料の現況（H22 年度当初）】

（単位：円）

区分	薩摩川内市	
	(川内葬斎場やすらぎ苑 上甑島葬斎場 下甑島葬斎場 鹿島葬斎場)	
	火葬料	
	市内	市外
満13歳以上1体	5,000	25,000
満13歳未満1体	3,000	20,000
死産児1胎	1,500	10,000
改葬骨1棺	1,500	10,000
産物物類5kg以内	500	1,300
	超過重量1kg当り100円	超過重量1kg当り200円

コ 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加に係る事業等は、統合又は再編し充実に努めるものと取り決められていました。

また、個別の調整については、「現行のまま引き継ぐ」や「合併前自治体の先進事例を例にする」、「合併時に新たな制度を制定する」、「当分の間現行のとおりとして随時調整する」など、それぞれ調整方針を取り決めておりました。

社会情勢や制度の変化により、当時の調整方針とは異なる実施状況の事業もありますが、各事業の現状での取扱い状況は以下のようになっています。

(ア) 「現行のまま新市へ引き継ぐ」とした協定項目の現状

- a 障害児育成会補助は、「子ども発達支援センターつくし園」に通園する父母の会の活動（子どもの療育に関する事業等）に対して助成するもので、協定項目どおり引き継ぎました。なお、補助については、公共的な必要性・公平性・有効性等の観点から見直しを行っています。
- b 身体障害者・知的障害者相談は、身体障害者・知的障害者等からの相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、障害者援護思想の普及に努めることが目的であり、県の委託業務であることから、協定項目どおり現行のまま引き継ぎました。現状は、身体障害者相談員（川内6名、各町1名）・知的障害者相談員（川内・樋脇・入来・東郷・甑4地区に各1名）と、職員1名（保健師）、嘱託員（障害福祉相談員）1名を配置し、相談業務を民間に委託して対応しています。
- c 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用を促進するため、制度の広報・啓発を行うとともに、制度の利用に係る経費を助成する等、成年後見人制度の利用に対する支援を行う事業で協定項目どおり現行のまま引き継ぎました。なお、平成20年3月には、審判請求を行う場合における手続及び審判請求に係る後見人等に対する報酬の助成に関し、必要な事項を定めた「薩摩川内市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を制定し、4月より施行しています。

(イ) 「川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する」とした協定項目の現状

- a 障害者保健指導は、保健に対する相談があった身体障害者・知的障害者に対し、必要な相談助言、斡旋・調整等を行う事業で、協定項目どおり川内市の例により調整しており、現状は、職員1名（保健師）を配置し、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、必要な保健指導を行っています。
 - b 手話奉仕員派遣事業は、聴覚障害者等の社会生活の利便性を高めるために、手話奉仕員を派遣し、福祉の向上を図る事業で、協定項目どおり川内市の例により調整しており、現状は、派遣要件（1：市役所等公的機関を利用する場合、2：医療機関を利用した際に医師と話しをする場合、3：学校等で教師と話しをする場合、4：地域生活上で必要とされる場合）により無料で派遣しています（ただし、奉仕員には派遣手当を支給）。
 - c 手話奉仕員養成事業は、ろうあ者の福祉の増進に資することを目的に手話奉仕員を養成する事業で、協定項目どおり川内市の例により調整しており、川薩地区ろうあ協会に委託して養成講座を実施しています。
 - d 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業は、身体障害者の社会参加活動等を促進するため、免許を取得に要する講習料の一部を助成する事業で、協定項目どおり川内市の例により調整しており、10万円を限度に助成しています。
 - e 身体障害者用自動車改造費助成は、身体障害者が使用する自動車を改造するために必要な費用の一部を助成する事業で、協定項目どおり川内市の例により調整しており、10万円を限度に助成しています。
 - f 点字・声の広報等発行事業は、視覚障害者の情報バリアフリーの促進を図るため、視覚障害者の広報紙等の音声訳CDの作成及び点字作成を行い定期的に配布する事業で、協定項目どおり川内市の例により調整しており、広報紙の点字版を希望される方に配布しているほか、団体の総会資料の点字版を点訳奉仕員により作成しています。
 - g 障害児のデイサービス事業は、障害児福祉の向上を図るため、心身に障害のある子どもを通園させ、必要な療育を行う事業で、協定項目どおり川内市の例により調整しており、「子ども発達支援センターつくし園」において実施しています。
 - h 朗読奉仕員養成事業は、視覚障害者等の自立と社会参加促進を図るため、点訳又は朗読に必要な技術を持つ点訳奉仕員又は朗読奉仕員の養成講座を実施する事業で、協定項目どおり川内市の例により調整しており、薩摩川内市視力障害者協会に委託し、鹿児島県視聴覚情報センター基準のカリキュラムに基づく養成講座を実施しています。
- (ウ)「合併時に、新たに制度等を制定する」とした協定項目の現状
- a 福祉巡回バス運行事業は、障害者の機能回復訓練及び社会参加を促進することを目的とした事業で、合併前は事業を実施していない自治体があったため、事業の存続や対象範囲等、検討が必要だったことから、合併時に新たな制度として制定しました。現在、薩摩川内市社会福祉協議会へ委託してリフト付福祉バスを運行しています。
 - b 福祉タクシー助成事業は、身体障害者がタクシーを利用した場合に、その利用に係るタクシー料金の一部を助成する事業で、助成額に差異があったことから、合併時に新たな制度として制定しました。現在、在宅の重度身体障害者（1・2級）に療育手帳保持者（A1，A2）、精神保健福祉手帳保持者（1級）を追加拡大して実施しています。
- (エ)「新市に移行後、速やかに調整する」とした協定項目の現状
- a 障害者団体の育成については、各身体障害者団体への補助金の額や基準に差異があったため、各団体の組織再編の動向を踏まえて、協定項目どおり速やかに調整し、各団体の健全な運営に資するために運営費の一部を助成しています。

(オ)「新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する」とした協定項目の現状

- a 身体障害者のスポーツ大会は、障害者の自立更生・社会参加を促進するために社会参加促進事業の一環として実施するもので、協定項目どおり現行のとおり引き継ぎ、市ふれあい障害者福祉大会の運営費を助成して毎年開催しています。
- b 心身障害者の集いについては、身体障害者・知的障害者及びその保護者の福祉の向上を図ると共に、参加者相互の融和を図るため東郷地区で開催されていましたが、全市的な取組みが厳しいと判断したことから、平成18年度で廃止しました。

サ 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進するものとし、一つの団体のみが実施している事業については、従来の実績を考慮して制度の目的が効果的に機能するように調整すると取り決められていました。

また、個別の調整については、「現行のまま引き継ぐ」や「合併前自治体の先進事例を例にする」、「合併時に新たな制度を制定する」、「当分の間現行のとおりとして随時調整する」など、それぞれ調整方針を取り決めておりました。

社会情勢や制度の変化により、当時の調整方針とは異なる実施状況の事業もありますが、各事業の現状での取扱状況は以下のようになっています。

(ア)「現行のまま新市へ引き継ぐ」とした協定項目の現状

- a 老人保護措置事業は、身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している高齢者を対象に、施設入所により支援する事業で、協定項目どおり合併後も従来どおり実施しています。
- b シルバー人材センターについては、平成17年4月1日付で1市4町1村のセンターが合併し、薩摩川内市シルバー人材センターが設立されました。高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに資するため、協定項目どおり合併後もシルバー人材センターに対し補助金を交付しています。
- c 在宅介護訪問指導は、基幹型在宅介護支援センターの職員による高齢者を対象としており、協定項目どおり現行のまま引き継ぎましたが、平成19年度から地域包括支援事業の包括的支援事業中の総合相談事業に移行しており、内容を拡充して実施しています。
- d 祁答院町の公衆浴場施設であるさざらし会館については、管理人による委託をしていますが、管理方法の変更により平成19年度に薩摩川内市アウトソーシング方針に基づき、民間譲渡しました。

(イ)「川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する」とした協定項目の現状

- a 老人クラブ活動等補助については、協定項目どおり調整しており、旧自治体ごとにあった老人クラブが平成17年4月に新たに合併して誕生した薩摩川内市高齢者クラブ連合会を対象に補助を行っています。なお、単位老人クラブへは、高齢者の生きがい活動に資するため、その会員数に応じて補助金を決定し交付しています。
- b 地域ケア推進事業は、介護予防・生活支援の観点から、要介護となる恐れのある高齢者を対象に効果的な予防サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行う事業で、協定項目どおり調整しましたが、平成18年の地域包括支援センター開設時に包括的・継続的ケ



アマネジメント事業として展開しています。

- (ウ)「入来町の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する」とした協定項目の現状
- a 移送費助成事業は、公共交通機関のない地域を対象とし、病院と利用者間の送迎サービスを行う事業でしたが、入来町のみのものであり、おでかけ支援券との重複を避けるため、平成 18 年度で事業を廃止しました。
- (エ)「合併時に、新たに制度等を制定する」とした協定項目の現状
- a ホームヘルプサービス事業は、日常生活を営むのに支障のある者に対し、ホームヘルパーを派遣するサービスで、協定項目どおり国・県補助制度を基に新たな制度を制定し、現在は、週 1 回、1 回あたり 2 時間以内で、利用者負担は、1 時間あたり 80 円で事業を実施しています。
 - b 生きがいデイサービス事業は、一人暮らしの高齢者等に対して、施設へ通所していただいた上で各種のサービスを提供することで、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ることを目的に実施していましたが、一般高齢者介護予防普及教室事業に集約したことにより、平成 18 年度で廃止しました。
 - c ねたきり老人介護手当支給事業は、在宅の要介護老人の介護者に対し、介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、要介護老人の福祉の増進を図ることを目的としている事業ですが、旧自治体で差異があった条例を調整し、新たな制度として合併時に施行しています。
 - d 高齢者生活福祉センター運営委託事業は、自立的生活の助長と安全衛生上の配慮、さらに社会的孤立感の解消を図る目的で一人暮らしに不安がある高齢者に対し、居住施設（生活支援ハウス）を提供する事業で、旧自治体で差異があった条例を調整し、新たな制度として合併時に制定しました。
なお、対象となる里、下甌、鹿島の生活支援ハウスの運営については、平成 18 年 9 月から指定管理者により運営されています。
 - e 高齢者福祉施設については、旧自治体でそれぞれの制定していた設置条例を調整し、合併時に高齢者福祉施設条例を制定して、施設管理を行うこととしました。現状は、以下のよう管理しています。
 - (a) 屋内ゲートボール場（2ヶ所）は、平成 18 年 9 月から指定管理者により運営しています。
 - (b) 下甌地域の老人ホーム「甌島敬老園」についても、平成 21 年 4 月から指定管理により事業実施しています。
 - (c) 鹿島老人憩いの家、里トンボロ元気づくり館は、条例廃止の上、無償貸付中です。
 - (d) 下甌高齢者保健福祉館は、西山地区コミュニティセンターとして利用されています。
 - f 敬老事業については、支給金額や行事の内容が違っており、旧自治体で差異があった条例を調整し、新たな制度として制定しました。
これにより、敬老の日に、満 88 歳と 100 歳以上の方々には敬老金（1 万円）を配布するとともに、最高齢となった方へは、同一人物へは 1 回に限り 20 万円を配布しています。
この他、100 歳到達者へは、その誕生日に特別敬老金（5 万円）を配布しています。
 - g 住宅改造費助成事業は、高齢者等の在宅での生活を支援するため、住宅改造に必要な経費の助成を行う事業で、旧自治体の差異を調整し新たな制度として制定しましたが、介護保険に類似制度があるため、平成 21 年度に制度を廃止しました。

h 高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業については、高齢者の健康保持と福祉増進を図るため、鍼灸又はマッサージの施術を受けた場合の施術料の一部を助成する事業で、旧自治体の差異を調整し新たな制度として制定しましたが、一人当たり、1枚800円分の助成券60枚の発行（年額48,000円分）に変更しました。

i 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業は、寝具の洗濯、乾燥等のサービス料金の一部を助成する事業で、旧自治体の差異を調整し新たな制度として制定しましたが、介護保険に類似制度があるため、平成18年度で廃止しました。



(オ)「新市に移行後、速やかに調整する」とした協定項目の現状

a 高齢者拠点及びサービスについては、介護予防拠点施設に置いて高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進するもので、対象である下甑高齢者多目的ホールの施設管理事務を行うために、協定項目どおりに速やかに調整し、合併時に新たに条例を制定しました。

b 独居老人声かけ事業は、乳酸飲料を支給し、声かけを行う事業で旧樋脇町及び旧東郷町で実施していたものの、全市での事業実施は困難との判断により平成17年度で事業廃止しました。しかしながら、声かけ見守りは、健やか支援アドバイザーにより継続実施しています。

c 高齢者ふれあいサロン事業は、一人暮らしの高齢者を対象に、地域の集会所等で様々なレクリエーション等を行う事業であり、社会福祉協議会で実施している自治体と、補助金を出している自治体があるので調整が必要との判断から、速やかに調整した結果、社会福祉協議会に業務委託して、市内全域で事業展開することとなり、平成22年度からは介護予防事業として取り組みを強化しております。

(カ)「新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する」とした協定項目の現状

a 生きがい活動支援通所事業（事業運営）は、在宅の高齢者等に対し、通所により福祉施設での各種サービスの提供を行うものでしたが、類似制度もあったことから平成18年度で廃止し、一般高齢者介護予防普及教室事業に集約しました。

b いきいき100歳の店運営事業については、高齢者が技能等を生かした作品、製品を展示即売するもので、現在も、まちあいサロンの一部で運営しています。

c 配食サービスは、一人暮らしの高齢者等に1日最大2食の配膳を行う事業で、協定項目通り当面の間、現行のとおり引き継いでおり、随時、サービス内容等の調整を行っています。

d 老人健康教育事業は、明るい長寿社会の建設を目指して健康相談・血圧測定・入浴・講演などを実施した事業ですが、健康まつりに集約したため、平成16年度で廃止しました。なお、健康まつりも、平成21年度で廃止しました。

e 緊急通報システムは、在宅の独り暮らしの高齢者に対し、緊急通報装置を貸与する事業で、各自治体によって装置が違うなどの差異があるため、当分の間現行のとおりとして随時調整することとしました。

調整の結果、緊急通報装置の設置は平成18年度から、通報受信も平成21年度から業務委託で対応しています。

(キ)「廃止の方向で調整する」としたものについての現状

a 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業は、事業完了により平成16年度で廃止しまし

た。

- b 金婚式事業については、事業完了により平成 16 年度で廃止しました。
- c 独居老人給食サービスは、鹿島村の単独事業であり、合併後に配食サービス事業として引き継いだため廃止しました。
- d 福祉機器・用具の貸し出しについては、介護保険で類似制度があるため、平成 16 年度で廃止しました。

シ 児童福祉事業

- (ア) 出産祝金については、協定項目どおり合併後に廃止しました。
- (イ) 公立保育所及び保育園の運営については、地域によって保育園の設置に偏りがあることやへき地保育所の取扱い検討する必要があったことから、協定項目どおり合併時に新たな制度を制定するとともに、公立保育所については、平成 20 年度に民間譲渡しました。
- (ウ) 児童館については、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、又は情操を豊かにする目的で合併前には休止中も含めて 3ヶ所ありましたが、平成 19 年度末で「宮里児童館」を廃止したことにより市内の児童館は全てなくなりました。
- (エ) 放課後児童クラブは、労働等の諸事情により昼間家庭に保護者がいない小学校低学年の児童に、施設等を利用して、適切な「遊び」「学習」「生活」の場を与え、健全育成を図るもので、協定項目どおり現行のまま引き継ぎつつ、随時調整しております。また、一部のクラブでは、指定管理となっており、このクラブについては、平成 21 年度から他のクラブと同様の補助基準に基づく運営方法に変更しました。
- (オ) 保育協議会補助は、認可保育園における関係職員の資質の向上及び運営の効率化を図るため、保育連合会及び保育連合会理事長会の運営を補助するものでしたが、その規定根拠を明確にするために協定項目どおり速やかに調整した結果、平成 18 年度で廃止し、公募型補助金の利用へと移行しました。
- (カ) 保育料は、その基準が異なっていたため、合併後も当分の間は現行のとおりとしていましたが、平成 16 年度から 18 年度で段階的に調整し、平成 19 年度に統一しました。
- (キ) 乳幼児健康支援一時預かり事業は、児童の健全な育成及び資質の向上等を図るために、病気の回復期で集団保育の困難な期間に、児童を保育所や病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業で、協定項目どおり現行のまま引き継ぎました。なお、平成 18 年度より「病児・病後児保育事業」に事業名を改めました。
- (ク) 児童虐待防止協議会運営事業は、児童虐待の防止に適切に対応するため、関係者によるネットワークを構築し、早期発見、早期対応のための連携を図るもので、旧川内市のみで実施された事業でした。このことから、協定項目どおり速やかに関係機関の見直しを行い、平成 17 年度の児童虐待防止法改正に併せて「薩摩川内市要保護児童対策地域協議会」を設立し、事業を継続しています。
- (ケ) チャイルドシート一部助成等事業については、合併後に新たに制度を制定することとなっていたので、平成 17 年度より「乳幼児補助装置購入助成事業」として助成内容を見直し、市内全域での対象として事業を実施してきましたが、国の政策で「子ども手当」が施行されることに伴い、平成 21 年度をもって事業を廃止しました。



- (コ) 遺児及び父子手当給付事業については、合併後に新たに制度を制定するとなっていたので、平成 17 年度より「父子手当支給事業」として助成内容を見直し、市内全域での対象として事業を実施してきましたが、国の政策で「児童扶養手当」の対象とされることに伴い、平成 21 年度をもって事業を廃止しました。
- (サ) 育児手当については、合併後に新たに制度を制定するとなっていたので、平成 17 年度より「育児手当支給事業」として助成内容を見直し、市内全域での対象として事業を実施してきましたが、国の政策で「子ども手当」が施行されることに伴い、平成 21 年度をもって事業を廃止しました。
- (シ) 認可外保育施設運営補助金は、認可外保育施設の入所児童の心身の健全な発達に寄与するため、認可外保育施設に対し、職員の研修、育児教材購入、衛生管理、防災設備に要する経費を補助するものでしたが、認可外保育施設は、協定項目どおり旧川内市の例により制度を引き継ぎました。なお、平成 20 年度には、制度見直しにより補助金額の改定を行いました。
- (ス) 乳幼児医療費助成金は、乳幼児の保健の向上を図るため、乳幼児の医療費の一部を負担するもので、県の補助要綱に基づき助成を行ってきましたが、平成 22 年度からは、市の子育て支援策として「子ども医療費助成事業」に名称変更して、対象年齢を中学校修了まで引き上げました。

ス 上・下水道事業

(ア) 水道事業について

- a 上水道事業、簡易水道事業の会計については、3 年以内を目処に調整するとなっていました。合併時に川内地域のシステムに統一し、企業債については、協定項目どおりそのまま新市に引き継ぎました。
- なお、川内、樋脇、東郷、入来の 4 上水道事業は、現行のまま引き継ぎましたが、平成 23 年 4 月から 1 上水道事業に統合予定です。また、同じく協定項目どおり現行のまま引き継がれた簡易水道事業は、本土地域については、平成 28 年度までに上水道事業に統合し、甌地域については、平成 28 年度までに上甌島・下甌島の 2 簡易水道事業に統合することを目標にしています。
- b 水道料金については、合併後 3 年以内の統合となっていました。平成 23 年 4 月目標の上水道事業の統合に併せて、上水道事業と簡易水道事業の料金を平成 23 年 4 月に統一する予定としており、その際に料金体系は口径別としています。
- c 検針時期については、協定項目の調整どおりに合併と同時に 1 日から 8 日までとし、検針月は川内地域の上水道区域は隔月、その他の区域は毎月検針としています。平成 23 年 4 月の水道料金統一に併せ、検針は全て隔月とし、検針委託料についても統一予定です。
- d メーター使用料は、水道料金に含まれており、平成 23 年 4 月の水道料金統一に併せて、協定項目どおりに廃止予定です。



【上水道・簡易水道料金の合併前との比較】

(単位：円)

種別	合併前各自治体										薩摩川内市
	川内市	樋脇町	樋脇町 (簡水)	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	
基本料金	600	1,627	2,100	1,176	980	756	630	525	930	630	600
従量(超過)料金	1,600	1,575	1,050	1,155	2,200	1,260	2,142	2,142	1,500	2,121	1,750
メーター使用料	—	—	—	—	—	—	—	80	100	80	—
合計(消費税込)	2,200	3,200	3,150	2,330	3,180	2,010	2,770	2,740	2,530	2,830	2,350

- ※ 条件：一般家庭でメーター器の口径13mm、月20㎡使用した時
- ※ 合併前各自治体は住民説明会資料から抜粋、薩摩川内市は平成23年4月から適用
- ※ 合計は10円未満切捨て

(イ) 下水道事業について

- a 下水道使用料については、従量制と戸数割り・人数割りなど各地域及び事業種別により料金体系が異なっており、合併時は現行のまま引き継ぎましたが、平成19年4月1日から従量制による料金統一を行いました。
 - b 負担金等事務については、新市において新事業の計画と共に調整するとなっていました。負担金(分担金)は全ての下水道事業に賦課し、その額は3万円以上10万円以下として新たな事業ごとに決定しました。
- なお、納付方法については、合併までに統一しました。

(ウ) 温泉事業について

公衆浴場料金は、協定項目どおり統一した料金に調整し、平成17年4月から大人1回券100円、小人1回券60円、大人回数券12枚1,000円、小人回数券12枚600円、大人月極券2,000円、小人月極券1,000円、家族用浴室500円、身障者用浴室500円、休憩室100円、温泉スタンド給湯料100円(3000)としました。

また、平成21年1月には、大人1回券150円、小人1回券80円など料金改定を行いました。

【各公衆浴場料金の推移】

(単位：円)

区分		合併前									
		1回券		回数券10枚		月極券		家族用浴室	身体障害者浴室	休憩室	温泉スタンド(3000ごと)
大人	小人	大人	小人	大人	小人						
樋脇町	上之湯	100	70	—	—	—	—	—	—	—	—
	下之湯		—	—	—	—	—	—	—	—	
入来町	アゼ口湯	60	850	500	2,000	1,000	—	—	—	—	—
	紫耳湯										
祁答院町	大村温泉	150	80	—	—	—	—	—	—	—	100
	黒木温泉										

※ 住民説明会資料から抜粋



合併後（平成 17 年 4 月から）																	
区分		1回券		回数券 12 枚		月極券		家族用浴室	身体障害者浴室	休憩室	温泉スタンド (3000 ごと)						
		大人	小人	大人	小人	大人	小人										
樋脇町	上之湯	100	60	1,000	600	—	—	—	—	—	—						
	下之湯					—	—										
入来町	アゼロ湯					2,000	1,000					—	—	—	—	—	—
	紫垣湯					2,000	1,000										
祁答院町	大村温泉	—	—	—	—	—	—	—	—	100							
	黒木温泉	500	500	100	—	—	—	—	—								



合併後（平成 21 年 1 月 1 日から）																			
区分		1回券		回数券 12 枚		月極券 (全浴場利用可)		家族用浴室	身体障害者浴室	休憩室	温泉スタンド (3000 ごと)								
		大人	小人	大人	小人	大人	小人												
樋脇町	上之湯	150	80	1,500	800	2,800	1,400	—	—	—	—								
	下之湯											—	—						
入来町	アゼロ湯											—	—	—	—	—	—	—	—
	紫垣湯											—	—						
祁答院町	大村温泉	500	500	100	—	—	—	—	—	100									
	黒木温泉	500	500	100	—	—	—	—	—										

セ 学校教育事業

(ア) 小学校，中学校及び幼稚園の設置及び廃止については，現行のまま引き継ぎましたが，これまで以下のような統廃合が行われました。今後は，「小・中学校再編基本方針」（平成 22 年度策定）に基づき協議が進められることとなっています。

a 閉校した小学校

平成 19 年度：浦内小学校，平成 21 年度：倉野小学校

b 統廃合した幼稚園

平成 21 年度：樋脇・市比野⇒ひわき幼稚園，入来・副田・朝陽・大馬越⇒いりき幼稚園，長浜・青瀬・鹿島⇒かのこ幼稚園

平成 22 年度：陽成・湯田⇒高城中央幼稚園，亀山・寄田⇒亀山幼稚園

※平成 19 年度 20 幼稚園⇒平成 22 年度 12 幼稚園

(イ) 通学区域については，協定項目どおり合併前のまま引き継ぎましたが，「小・中学校再編基本方針」の中で，通学区域も見直しを検討することとしています。

(ウ) 遠距離通学費助成，通学バス運行业務及び特認校制度については，協定項目どおり合併前のまま引き継ぎましたが，「小・中学校再編基本方針」により，事業の廃止，大幅な見直しが見込まれます。

(エ) 学校給食については，現行のまま引き継ぎましたが，共同調理場（東郷・上甕・鹿島学校給食センター 3 施設）と祁答院地域単独調理場（5 施設）を隣接する共同調理場（川内，樋脇，入来，里，下甕）の 5 施設へ統廃合しました。また，給食会計については，協定項目ど

おり合併時に私会計に統一しました。この他、学校給食センターの統廃合に伴い、学校給食会も統合しました（9学校給食会→5学校給食会）。

【学校給食費の合併前との比較】

（単位：円）

種別	合併前自治体									薩摩川内市	
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	本土地域	甑島地域
幼稚園	3,500	3,500	3,100	3,150	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	3,600	3,100
小学校	3,800	3,750	3,600	3,630	3,800 ~4,100	3,800 ~4,000	3,400	2,800	3,400	4,000	3,600
中学校	4,300	4,250	4,100	4,350	4,500	4,400	4,000	3,000	4,000	4,600	4,300

※ 合併前各自治体は合併協議資料から抜粋、薩摩川内市の値は平成22年度当初

※ 旧祁答院町小学校の給食費は、小学校ごとに、旧里村小学校の給食費は、低学年・高学年ごとに設定

※ 薩摩川内市の本土地域は、川内、樋脇、入来学校給食センター、甑島地域は、里、下甑学校給食センター

(オ) 幼稚園については、以下のとおり調整しました。

- a 入園料については、協定どおりに旧川内市は現行のまま、旧川内市以外の町村は合併時に旧東郷町の例により1,000円に統一しましたが、平成21年度に廃止しました。
- b 幼稚園使用料は、協定項目どおりに現行のまま引き継ぎましたが、平成21年度に料金統一を行いました。
- c 私立幼稚園への就園奨励費補助と市立幼稚園の保育料減免については、合併後に統一的に施行しました。また、幼児教育支援事業補助については、平成17年度から旧川内市にならい統一施行し、その後、平成19年度に補助金見直しにより廃止しました。
- d 保育事業については、協定項目どおり現行のまま引き継ぎましたが、平成17年度に休園日を統一し、平成20年度に受け入れ年齢を統一しました。以後、幼稚園統廃合により、定員、学級数等も順次調整しています。

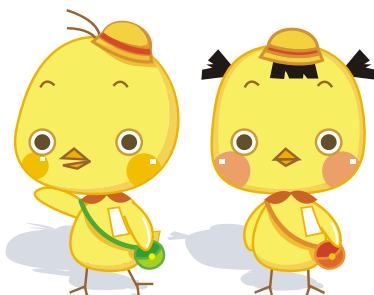
なお、預かり保育については、平成20年度から、甑島地域の幼稚園で実施しています。

【幼稚園の入園料及び使用料の合併前との比較】

（単位：円）

種別	合併前自治体									薩摩川内市
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	
入園料	11,000	500	—	1,000	500	—	—	—	—	廃止
使用料	5,900	4,000	2,000	3,000	3,000	4,000	2,000	3,000	2,000	4,000

※ 合併前各自治体は住民説明会資料から抜粋、薩摩川内市は平成22年度当初



(2) 合併以降の新規事業としての行政サービス

合併協定により旧1市4町4村で実施していた行政サービスは、先に示したとおり合併協定により調整されましたが、合併以降、社会情勢等の変化に伴い、薩摩川内市として新規に実施することになった行政サービスも数多くあります。

その主なサービスについて、第1次薩摩川内市総合計画基本構想でうたっている施策の基本方針ごとに整理すると以下のとおりになります（参考8）。

【参考8】第1次薩摩川内市総合計画基本構想の基本方針について

第1次薩摩川内市総合計画基本構想では、地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都市としてふさわしいまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、地方分権の進展に対応するため、基本理念である“地域力”が奏でる“都市力”の創出を具現化すべく、「コミュニティ」、「保健福祉」、「教育文化」、「生活環境」、「産業振興」、「社会基盤」、「市民参画」、「都市経営」の8つの分野の基本方針を定めています。

《施策の基本方針》

- 1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり（コミュニティ）
- 2 健康で共に支え合うまちづくり（保健福祉）
- 3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり（教育文化）
- 4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり（生活環境）
- 5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり（産業振興）
- 6 都市力を創出するまちづくり（社会基盤）
- 7 みんなで進める市民参画のまちづくり（市民参画）
- 8 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり（都市経営）

ア コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	国県	一般		
1	地区コミュニティ活性化事業	地区コミュニティ協議会の健全な発展を目指すため、地区コミュニティ協議会が主体となり、それぞれの地区の特性や資源を活用し、活力ある地区づくりに取り組む事業を支援する。		●	●	●	●	●		●		
2	地区間交流事業	各地区（地区コミ）の発展や活性化のため、また、市外へのPR等を活発にするために地域間の交流を推進し、市民に地域の特性や名所、特産物等を体感してもらう。		●	●	●				●		地区間交流は進んだことで、H20年度で完結
3	ゴールド集落活性化事業	ゴールド集落である自治会やゴールド集落を抱える地区コミュニティ協議会に対し、本来有している地域の力を再び創造し、安心して住み続けられる地域づくりを進めるため、助成を行う。 また、ゴールド集落に対し活性化や課題解決に向けた公共的な支援活動を行う特定非営利活動法人等に、助成を行う。						●		●		

※ 国県：国庫補助金又は県支出金が財源となっている事業

※ 一般：一般財源を活用した事業

※ 特例債：合併補助金や合併特例交付金、合併特例債を活用した事業

※ (*)：民間発議により導入した事業

(以下の表でも同じ)

イ 健康で共に支え合うまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	国県	一般		
1	麻疹・風疹ワクチン混合ワクチン追加接種事業	麻疹のまん延防止のために、中学1年生と高校3年生相当年齢の者に対し、麻疹・風疹混合ワクチンの追加接種を行う。				●	●	●		●		
2	自殺対策事業	社会問題として自殺が増えていることから、地域自殺対策緊急強化事業により、人材育成事業や普及啓発事業、対面型相談視線事業等を行い、自殺予防に取り組む。					●	●	●			
3*	ヒブワクチン接種助成事業	細菌性髄膜炎の抑止を図るため、細菌性髄膜炎の感染の主な起炎菌である、ヒブ（インフルエンザ菌b型）の予防接種に係る費用の一部を助成する。						●		●		
4	日本脳炎予防接種事業	3歳児に対して、日本脳炎ワクチンによる予防接種の積極的勧奨を再開する。 なお、1期追加対象者、2期対象者の接種機会を逃した者に対する接種についても今後、協議されることとなっている。						●		●		
5	がん検診事業（1年生検診に関すること）	がん検診の各種検診（胃・子宮・乳・大腸・肺）において、初めて検診の対象となる年齢の方を、「1年生検診」として検診料を無料とする。						●		●		
6	がん検診事業（女性特有のがん検診事業に関すること）	女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図るため、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する手帳等を送付する。					●	●	●	●		
7*	がん検診事業（乳がん検診の毎年実施に関すること）	乳がん罹患率の増加への対応と受診しやすい検診体制の整備のため、これまで隔年実施であった乳がん検診を毎年実施する。						●		●		
8	関連施設従事希望者現地視察事業	離島医療の魅力を情報発信するとともに、専門職の確保を図るため、靏島保健医療福祉（民間施設含む。）の各施設の視察を実施する。					●	●		●		
9*	川内地域一次救急医療体制運営事業	川内地域における一次救急医療の円滑な運営及び体制の確保を図る。				●	●	●		●		
10*	小児救急医療支援体制運営事業	小児救急医療体制の維持と充実を図る。					●	●		●		
11*	周産期医療等運営事業	地域周産期母子医療センターの周産期医療体制の維持と充実を図る。						●		●		
12	画像遠隔読影事業	よりの確な診断が行え高度な医療を実現するために、診療所で撮影したCT及びX線画像を放射線科の専門医へ、読影を依頼する。				●	●	●		●		
13*	診療業務支援事業（上靏診療所）	安定的な医師確保及び住民への安定的な医療サービス体制を図るため、上靏診療所への診療業務支援を行う。					●	●		●		
14*	診療業務支援事業（手打診療所）	安定的な医師確保及び住民への安定的な医療サービス体制を図るため、手打診療所への診療業務支援を行う。						●		●		
15	ケアマネジメントリーダー活動支援事業	介護保険制度の要である介護支援専門員の支援体制の強化を図るため、地域におけるケアマネジメントリーダーの活動を支援する。	●							●	●	H18年度からは包括的・継続的ケアマネジメント事業に継承

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	国県	一般		
16	包括的・継続的ケアマネジメント事業	個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・連動の体制づくりや介護支援専門員に対する後方支援を行う。		●	●	●	●	●	●	●		
17	総合相談事業	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、関係者とのネットワーク構築等の事業を実施する。		●	●	●	●	●	●	●		
18	権利擁護事業	市民が住みなれた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、虐待の防止、虐待の早期発見等、地域住民や社会福祉協議会等関係機関とのネットワーク作りを構築する。		●	●	●	●	●	●	●		
19	介護予防ケアマネジメント事業	特定高齢者が要介護状態等になることを予防するため、介護予防事業その他の適切な事業を包括的かつ効率的に行う。		●	●	●	●	●	●	●		
20	新予防給付事業	介護保険における予防給付の対象となる要支援者の自立に資するサービス、計画作成、サービス利用効果の評価等を行う。		●	●	●	●	●	●	●		
21	特定高齢者支援データ作成事業	特定高齢者施策事業未参加者を抽出して、事業参加勧奨のための優先順位のリストを作成し、案内通知を行う。					●	●	●			
22	介護予防特定高齢者施策事業	要介護状態等となることの予防又は要介護等の軽減もしくは悪化の防止を図るため、介護予防事業の対象となる特定高齢者に対する事業として、通所や訪問を推進する。		●	●	●	●	●	●	●		
23	介護予防一般高齢者施策事業	市内における全ての第1号被保険者を対象とする事業として、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらに参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施する。		●	●	●	●	●	●	●		
24	介護予防事業リーダー養成事業	高齢者に身近な場所で介護予防に取り組めるような教室を実施出来るように、介護予防を支援する地域のリーダーを養成する。また、地域住民を対象に介護予防に関する知識と実技の講習会を行う。						●	●	●		
25	介護予防ボランティア事業	高齢者が介護保険について理解し、ボランティア活動を通じ介護予防に自主的に取り組めるように、高齢者の社会参加を促すボランティア制度を創設する。					●	●	●	●		
26	ねたきり老人介護手当支給事業	介護者の労をねぎらうとともに、要介護老人の福祉の増進を図るため、在宅の要介護老人の介護者に対し、老人介護手当を支給する。	●	●	●	●	●	●	●	●		
27	独居老人入浴券配布事業	独居老人世帯へ、民生委員により入浴券を配布する。	●	●						●		「28 高齢者おでかけ支援事業」として、H19年度に事業を統合
28	高齢者おでかけ支援事業	公共交通運賃及び公衆浴場での入浴料について助成する。			●	●	●	●		●		
29	公共交通利用促進事業	公共交通利用促進を図りながら、高齢者の福祉を増進し、市街地への導入を図り市街地の活性化を図るために「公共交通利用補助券」を70歳以上の高齢者に交付する。		●						●		「28 高齢者おでかけ支援事業」として、H19年度に事業を統合

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	国県	一般		
30	特別地域加算に係る介護保険利用者負担軽減事業	負担の公平性（地域格差の是正）、介護サービスの利用促進を図るため、甌島地域で提供される訪問介護・訪問看護・福祉用具貸与の特別地域加算に相当する利用者負担を軽減する。					●	●		●		
31	家族介護用品支給事業	高齢者を在宅で介護している介護者に対し、介護用品購入の利用券を支給する。	●	●	●	●	●	●	●	●		H21年度紙おむつ等支給事業を統合
32	紙おむつ等支給事業	高齢者を在宅で3ヶ月以上介護している介護者に対し、紙おむつ購入費の一部を助成する。	●	●	●	●			●	●		H21年度家族介護用品支給事業と統合
33	コウノトリ支援事業（不妊治療費助成事業）	少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。		●	●	●	●	●		●		
34	こしき子宝支援事業（甌地域妊婦健康診査旅費助成事業）	経済的負担の軽減を図るため、甌地域の妊婦の方々が島外で妊婦健診を受ける際の交通費、宿泊費等の一部を助成する。			●	●	●	●	●	●		
35	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	虐待防止の観点から、乳児のいるすべての家庭を生後4ヶ月までに母子保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供等を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行う。					●	●	●	●		
36	カンガルー事業（いのちを育む性教育）	思春期の子供たちが「性」について正しく理解し、生命の大切さ、人に対するいたわりの心を学び、行動できるように、市内小学校5・6年生を対象に在宅助産師による「いのちの教育」を実施する。				●	●	●		●		中学生を対象には、かみゆげ思春期ふれあい体験事業を実施
37	ファミリーサポート事業	少子化対策事業として、仕事と家庭両立支援事業を実施する。援助を行いたい者と当該援助を受けたい者からなる会員組織を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互支援活動を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●		
38	チャイルドシート助成事業	乳幼児の安全確保と健全育成を推進するため、幼児用補助装置の購入に際し、その一部を助成する。	●	●	●	●	●			●		子ども手当の創設により、市の単独事業の見直しを行い、H21年度で事業を廃止
39	新生児紙おむつ支給事業	新生児を養育する家庭の経済的負担の軽減や児童福祉の増進を図るため、対象家庭に紙おむつ券を支給する。	●	●						●		H19年度から「すくすくベビー券支給事業」へ統合
40	育児手当事業	育児に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全育成に資するため、児童を監護している保護者に対し育児手当を支給する。	●	●	●	●	●			●		子ども手当の創設により、市の単独事業の見直しを行い、H21年度で事業を廃止
41	児童福祉システム開発事業	保育園事務、児童手当事務、ひとり親家庭等医療費助成事務、乳幼児医療事務の効率化と市民サービスの質の向上を図るため、システム開発を行う。	●							●		H17年度でシステム開発し完結

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	国県	一般		
42	育児リフレッシュ事業	3歳未満の未就園児等を持つ母親の子育て負担の軽減を図るため、親子で週1回一堂に会して指導員とともに親子リフレッシュ体操等を実施するとともに、母親たちに交流の場を提供し、さらには月1回の子育てに関する講演会等も開催する。		●	●	●	●	●		●		
43	すくすくベビー券支給事業	要件に該当する者に対し、対象児1人につき1回限り18,000円分のベビー券（紙おむつ、ミルク等購入可）を支給する。			●	●	●			●		子ども手当の創設により、市の単独事業の見直しを行い、H21年度で事業を廃止
44	つどいの広場事業	子育て中の親の子育てへの不安感の緩和を図るため、地域の子育て支援を充実させ、安心して子育て・子育てができる環境を整備する。			●				●	●		H20年度から「地域子育て支援拠点事業」へ統合し、継続実施中
45	乳幼児医療費助成事業	乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の医療費について助成を行う。平成20年度より対象年齢、無料化の拡充を行う。 ○ 対象年齢：6歳に達する月 → 6歳に達する日以後の最初の3月31日まで ○ 無料化：3歳未満児 → 6歳に達する日以後の最初の3月31日まで				●	●			●		対象年齢を拡大し、名称を「子ども医療費助成事業」に変更
46	子ども医療費助成事業	子育てに係る経済的負担の緩和と児童の健全育成を図るため、児童が病気やケガでかかった医療費の助成を行うもので、子ども医療のうち義務教育終了児童の医療費について無料化する。 ※「小学校就学前まで」⇒「義務教育終了前まで」に変更。							●	●		乳幼児医療費助成事業を拡充
47	保育園事業	保育園の待機児童解消のために、保育所定数を平成21年度には1,730人から1,850人へ拡大し、さらに、平成22年度からは1,995人に拡大するとともに、新たな保育サービスとして「認定子ども園」の定数も80人計画し整備する。					●	●	●	●		
48	放課後児童クラブ事業	放課後児童クラブへのニーズの高まりに対応するため、未設置であった校区への設置を推進する。 これにより、合併時には8箇所250人定員であったものを、平成21年度には12カ所385人に拡大し、また、平成22年度以降も3カ所45人の増加を見込む。		●	●	●	●	●	●	●		
49*	市立幼稚園預かり保育事業	甌島地域内の市立幼稚園における保育時間延長要望（午後2時～6時）に対応するため、預かり保育を実施する。				●	●	●		●		財源として預かり保育料（雑入）あり
50	知的障害児通園施設・デイサービス利用料助成事業	早期療育の促進及び子育て支援の観点から、知的障害児通園施設支援及び児童デイサービスを受けた場合の利用料（給食費を除く。）の全額を助成する。			●	●	●	●		●		
51	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児が、安心して日常生活を送れるように、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。			●	●	●	●	●	●		
52	障害福祉サービス利用料助成事業	障害者等に対し、障害者自立支援法による障害福祉サービス及び地域生活支援事業による費用給付事業に要した費用に係る自己負担金の一部を助成する。			●	●	●	●	●	●		

ウ 地域の特徴を活かした教育・文化のまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	国 県	一 般		
1	社会教育活動活性化推進事業	社会教育活動の活性化を図るため、地区コミュニティ協議会が実施する社会教育学級・講演会の実施に関して、報償費等の助成と活動支援を行う。			●	●	●	●		●		
2	「親の育ちが子の育ち」推進事業	幼稚園、小学校、中学校に家庭教育学級を開設し、家庭教育学級公開学習研修会やブロック別講演会を開催する。また、中央公民館に子育てサロンを開設する。			●	●	●	●		●		
3	私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業	満18歳未満から数えて第3子以降の子どもが私立幼稚園に就園し、就園奨励費補助金の対象となる保護者に対して、保育料等の軽減を図るため補助を行う。					●	●	●	●		
4	甌島地区市内高校入学祝金事業	本土との格差是正と定住化促進を図るため、甌島の中学校から本市内の高等学校へ進学する者へ経済的支援を行う。			●	●	●	●		●		
5	小中一貫教育推進事業	小・中学校間をより円滑に接続させるため、市内全中学校区で連携型の小中一貫教育を推進し、義務教育9年間の区切りを「6・3制」から「4・3・2制」に見直し、中期にあたる3年間(小5～中1)を中心に、小・中学校で相互乗り入れの授業を行うなど、発達段階に応じた教育の充実と、9年間の一貫した指導を行う。 また、小学校英語教育の充実や、新設教科による各学校の特色ある教育活動の推進を図る。					●	●		●		
6	薩摩川内元気塾	小・中学生を対象に「薩摩川内元気塾」を小学校34ヶ所、中学校16ヶ所計50ヶ所で、年間5回程度の講演会・実技教室等をそれぞれ開催する。 開催校50校では、それぞれ、「元気塾推進委員会」を立ち上げ、子どもたちに将来の夢や希望を与えるような講師を、子どもたちの希望を聞いたり、地域の協力をもらったりしながら選定し、講演会等を運営する。		●	●	●	●	●		●		
7	甌アイランドウォッチング事業	本土区域小学校の第4学年(複式校は第3学年を含む)の児童を対象に、一日遠足等を活用し、甌島を訪問し、学術的にも価値のある豊かで美しい自然や、伝統文化にふれることにより、甌島の特徴と本市の全体像を体感し、ふるさと薩摩川内をより深く理解する学習の機会を創出する。						●		●		
8	こしきアイランドキャンパス事業	甌島地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、甌島を大学等の学外活動の場として提供し、甌島の住民も参加した公開講座等の開催や実施した内容の地域への還元を行う。				●	●	●		●		
9	英語力向上プラン事業	保護者負担を軽減するとともに、積極的な検定受検を促すため、市内全中学生の英語検定受検料を負担する。 また、甌島地域からの県、地区大会及び甌島地域で開催する英語暗唱大会への出場者の保護者負担を軽減する。 この他、少年自然の家を会場に、市内全域の児童生徒のうち希望する者を対象とした宿泊研修会を実施し、外部講師や外国語指導助手等による集中的な英語力向上のためのプログラムに従った研修を行う。		●	●	●	●	●		●		

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	国県	一般		
10	新市交流「春夏秋冬」事業	甌島各地域と本土の各地域の理解を深めるため、新市内の交流を行う。子どもの交流を基本とし、大人も交流する。	●	●	●	●	●			●		H21年度で、当初の目的を達成したことにより完結
11	青少年フレッシュ体験事業	未来を担う青少年を育成するため、未知の体験や違う土地の人との交流を行う。	●	●	●	●	●			●		
12	甌島地域青少年等交流事業	甌島地域の青少年等交流事業を実施する。 (1) スポーツ交流事業 (2) 新市交流事業 (3) 県外交流事業		●						●	●	国の制度改正により廃止
13	全国離島交流中学生野球大会	「全国離島交流中学生野球大会」に甌島の中学生が参加する支援を行う。					●	●		●		

エ 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	国県	一般		
1	市民サポーター導入事業	災害対策時における詰所要員業務の補助として、市民サポーターを確保する。			●	●	●	●		●		H21年度から「防災サポーター」へ名称変更
2	防災行政無線デジタル化整備事業	本庁から市内全域に対し、一斉・地区選択などを可能とする防災行政放送を屋外・屋内において聴くことができる環境を整備する。			●	●	●	●	●	●	●	国県補助はH20年度のみ
3	消防団サポーター登録事業	消防団OB等を活用した災害現場応援部隊の構築を念頭に、消防団サポーター登録を実施する。				●	●	●		●		
4	ゴールド集落呼びかけ事業	ゴールド集落81地区の住民を対象に消防団員が定期的に声かけや広報を行う。					●	●		●		
5	地域防災リーダー養成事業	自助・共助による地域防災力の向上と防災意識の高揚を図るため、地域における防災リーダーを養成するための講座を開催する。					●	●		●		
6	安全・安心まちづくり推進事業	地区コミュニティ協議会や防犯ボランティア団体等と協調・連携した安全・安心まちづくりを推進するために備品や各種防犯用品を購入し、貸与する。		●	●	●	●	●	●	●		
7	新入学児童防犯対策事業	新小学1年生を対象に、交通安全、犯罪被害防止のため、防犯ブザー、帽子（黄色）、ランドセルカバー（黄色）を配布する。		●	●	●	●	●	●	●		



オ 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	国県	一般		
1	シティセールス推進事業	下記5項目を主な取り組みとして市内外にセールス活動を展開する。 (1)情報発信・広告 (2)PR活動・セールス (3)観光ツアー誘致・誘客 (4)シティセールスサポーター (5)イベント事業(きやんせふるさとフェスタ)							●	●		
2	ゴールド集落耕作放棄地解消事業	魅力あるゴールド集落の景観形成の育成を図るため、ゴールド集落の耕作放棄地の草払い・耕起作業を行い、景観作業の植え付けを行う。								●	●	
3	活力ある商店街づくり事業	中心市街地商店街の振興のため、魅力ある個店づくりと個々の商店街の連携を図り、各店舗が自信を持って消費者に提供できる商品等を見出して、一店逸品づくりを推進する。			●	●	●	●		●		
4	中心市街地空き店舗活用事業	商店街の新たな魅力づくりとサービスの提供を行うとともに、空き店舗解消による中心市街地の活性化を図るため、中心市街地の空き店舗の有効活用に取り組む。				●	●	●		●		
5	再就職サポート事業	再就職支援に関する総合的な支援を行うため、ハローワーク内に再就職支援のための窓口を設置し、求職者に情報提供やカウンセリング等を行う。					●	●		●		
6	いむた池バス運行事業	観光振興を図るため、2005年に九州で初めてラムサール条約に登録された湿地であるいむた池に、川内駅からゴールドデンウィーク前後の一定期間、バスを運行する。			●	●	●	●		●		
7	市内旅行パック造成事業	薩摩川内市が誕生し、各地域の観光素材を結んだ観光ルート等を構築しているが、具体的に観光バスによる旅行商品を造成し、実施する。			●	●				●		H20年度で終了したが、実施区域を拡大し、現在「広域観光ルート開発事業」としてH21年度より実施中
8	ツーリズム推進活動事業	全国的に広がりつつあるツーリズム(体験・滞在型)観光を推進するため、受入体制の整備やPR活動を行う。 (1)グリーン・ツーリズム(本土地域) 修学旅行生の受入、体験農家登録の推進、プロモーション活動を行う。 (2)ブルー・ツーリズム(甑島地域) 甑島体験プログラムの構築、受入体制の強化・充実、観光ボランティアガイドの養成、プロモーション活動を行う。			●	●	●	●		●		
9	「薩摩川内えびそード100」作成事業	九州新幹線全線開業に向けて、さらなる観光客の誘致促進を図るため、「なるほど」と思える観光情報を集約した100選(「薩摩川内えびそード100」)を作成し、あらためて観光資源の再認識を図るとともに、県内外へ情報発信する。				●	●			●		作成業務は完了したが、書籍は市内書店等で販売中
10*	エコプロジェクト「海辺の学校inこしき」事業	地球にやさしい環境づくりを推進するため、また、地域の活性化及び交流人口の拡大を図るとともに地域一体感の醸成、交流に係る受入体制づくりを促進するため、甑島の海洋資源を活用したエコプロジェクトを開催し、甑島の「海辺」からエコ活動のPR、情報発信を行う。					●	●	●	●		継続実施中(H22年度は中止)

カ 都市力を創出するまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	国県	一般		
1	定住促進補助金交付事業	定住促進に繋げる以下の補助金を交付する。 (1) 市内定住住宅取得補助金 (2) 過疎地域定住住宅リフォーム補助金 (3) 新幹線通勤定期購入補助金	●	●	●	●	●	●		●		H22年度までの実施で次年度以降は、現在制度見直し中
2	定住支援センター事業	定住促進施策を推進するため、定住に関する情報の発信や問合せについて一元化したサービスを提供する。			●	●	●	●		●		
3	北部循環バス運行事業*	川内地域診療所の運営方針の変更に伴い、湯田・西方地区及び城上・吉川地区の診療機会の確保及び交通不便地域の利便性を図るため、北部循環バスを運行する。			●	●	●	●	●	●		
4	入来地域デマンド交通（事前予約型乗合タクシー）運行事業	空バスの発生の抑制、交通空白地の解消及びより質の高い住民サービスの提供を図るため、入来地域において、デマンド交通（事前予約型乗合タクシー）の実証運行を実施する。						●	●	●		
5	市内横断シャトルバス運行事業	住民・観光客等の利便性向上や中心市街地への移手段の確保と強化を図るため、本土各本市支所地域と中心市街地を結ぶ連絡バスの実証運行を実施する。						●	●	●		
6	廃止代替路線運行事業	民間バス事業者が市内路線からの撤退したことによる交通空白地の発生を防止し、住民のサービスの低下を招かないようにするため、既存路線（高江・土川線、南部循環線、串木野新港線）を維持する。		●	●	●	●	●		●		
7	ブロードバンド・ゼロ地域解消事業	ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るため、新たにブロードバンドサービスを提供するために必要な施設整備を行う電気通信事業者を補助する。					●		●	●		事業は、1年で完結したが、これにより、ゼロ地域の解消を拡大した。
8	電波遮へい対策事業	地上デジタル放送への円滑な移行を促進するとともに、新たな難視地区の解消を図るため、地上デジタル放送を受信する共聴施設の整備及び改修費の一部を補助する。					●	●	●	●		
9	統合型GIS公開システム構築事業	市民に提供する行政情報の一層の充実を図るための統合型GIS公開用システムの構築を行う。					●		●	●	●	構築事業は1年で完結したが、サービスは継続して提供中
10	ホームページ改修事業	ホームページのスムーズな閲覧とより多くの情報提供を可能とするため、ホームページの改修を行う。			●				●	●	●	改修事業は1年で完結したが、サービスについては、現在も継続して提供中
11	施設予約システム導入事業	各支所の公共施設の予約を可能とし、インターネット及び携帯電話からの予約がスムーズに行えるようにするため、新システムを導入する。			●				●	●	●	システム導入については1年で完結したが、サービスについては現在も継続して提供中
12	住基カード無料交付事業	住基カードの普及促進を図るため、住基カードの交付を無料化する。					●	●		●		
13	各種証明書自動交付機等設置事業	市民サービスの質の向上を図るため、本庁、各支所等において各種証明書自動交付機及び簡易型証明発行機を設置する。	●		●				●	●		5台設置で完結
14	下甌移動連絡車整備事業（更新）	市民サービスの質の向上を図るため、下甌地区において移動連絡車を整備する。			●				●	●		移動連絡車は継続運用中

キ みんなで進める市民参画のまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	国県	一般		
1	市政モニター事業	広く市民の声や地域の意見・提案を市政に反映させるために市政モニター制度を設置する。	●	●	●	●	●	●		●		
2	市民便利帳作成業務	市民が必要とする情報や市役所の組織・業務などを1冊にまとめた市民便利帳を作成する。			●					●		便利帳の作成はH19年度に完了したが、制度改正等に対応して、現在便利帳の更新を検討

ク 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり

	事業名	事業概要	事業実施年度						財源		特例債	備考
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	国県	一般		
1	補助金見直し検討事業	現行補助金の審査・評価、及び条例・規則・要綱等の新制度の設計、並びに新制度における補助金の選定について、外部委託により検討会を組織し補助金見直しを行う。		●	●	●	●	●		●		H19年度以降は市附属機関の補助金等審査委員会において、現行補助金の審査・評価を行うとともに、制度の見直しについても適宜行う。
2	窓口時間延長事業	3月、4月の繁忙期における窓口時間の延長及び土日の開庁サービスに関する事業を実施する。				●	●	●		●		
3	証明書割引事業	市民サービスの質の向上と窓口混雑の解消を図るため、住基カードを利用することで証明書1通につき50円の割引を行う。				●	●	●		●		
4	コンビニ収納導入事業	市税等の納めやすい環境を整備することにより住民サービスの質の向上を図るため、コンビニエンスストアでの市税等の収納(コンビニ収納)を導入する。					●	●		●		H22年度から市税等のコンビニ収納を実施



(3) 合併協定に係る未調整事項

合併協定の協定項目（46項目）は、さらに細かく区分（細項目）すると、364細項目に上りました。これらについては、それぞれ、「合併までに」、「合併時に」、「速やかに」、「当分の間」など、調整方針が定められていました。そのほとんどは、合併時に調整されました（調整済み：277細項目）が、新市に移行後に調整するなど、合併当初では未調整だった合併協定に係る未調整事項（以下、「合併未調整事項」という。）もありました。

この合併未調整事項は、合併時には87細項目ありましたが、合併以降、概ね順調に調整が進み、平成22年11月現在で、残り7細項目となりました（表3-1、2）。残る7細項目についても、各主管課により懸案事項として、調整に取り組んでいます（表4）。

【表3-1】合併未調整事項の調整状況

	未調整細項目数
平成16年10月現在	87細項目
平成17年1月現在	62細項目
平成18年1月現在	35細項目
平成19年1月現在	18細項目
平成20年1月現在	13細項目
平成22年11月現在	7細項目

【表3-2】合併未調整事項の調整状況

合併協定項目番号及び協定項目	合併時の未調整事項等	調整年度						調整中	備考			
		16	17	18	19	20	21			22		
4	新市の事務所の位置	1	将来本庁検討					●			検討を中断	
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	2	選挙区設置	●								
8	地方税の取扱い	3	入湯税の充当	●								
		4	納税組合補助金	●								
18	慣行の取扱い	5	市章等制定（市章・市民憲章・市木・花・鳥・魚）	●							H16策定	
			市章等制定（市民歌）			●					H18方針決定 H22制定	
		6	宣言（男女共同参画宣言）		●							H17.4宣言
19	国民健康保険事業の取扱い	7	国保各種検診調整		●							
20	介護保険事業の取扱い	8	介護保険料		●						H18料金統一	
21	消防団の取扱い	9	消防団無線		●							
23-1	男女共同参画事業	10	男女共同参画基本計画		●						H18.3策定	
23-2	友好都市・国際交流事業	11	薩摩川内市国際交流協会		●							
23-5	消防防災関係事業	12	地域防災計画策定		●							H17.3策定
		13	防災行政無線（同報系）					●				
		14	防災行政無線（移動系）							●		
		15	原子力防災計画策定		●							毎月5月更新
		16	消防施設整備計画			●						
23-6	交通関係事業	17	防犯組合連合会	●								
		18	巡回バス等調整			●						H18料金100円統一
		19	均一運賃バス事業等新制度検討			●						H18料金100円統一
23-8	保健衛生事業	20	無料巡回診療	●								
		21	食生活協議会	●								
		22	健康づくり推進員協議会	●								
		23	三者医療協議会等調整		●							
		24	基本健康審査等検診外制・項目等	●								
		25	集団乳幼児健康審査の実施方法等	●								
		26	個別検診内容等	●								
		27	乳幼児歯科健康審査検診外制等	●								
28	予防事業委託料	●										

合併協定項目番号及び協定項目		合併時の未調整事項等	調整年度						調整中	備考
			16	17	18	19	20	21		
23-9	環境衛生事業 (その1・その2)	29 衛生自治団体連合会組織		●						
		30 環境基本計画				●				H19.8 策定
		31 し尿手数料	●							
		32 西薩環境センター対策委員会運営補助金	●							
		33 一般廃棄物処理計画(基本計画)			●					H18.10 策定
		34 川内クリーンセンター地元連絡調整	●							
		35 川内クリーンセンター地域振興補助金	●							
23-10	障害者福祉事業	36 一般家庭用ごみ袋販売委託		●						
23-11	高齢者福祉事業	37 障害者関係団体統合等			●					H18 統合
		38 生きがい活動支援通所事業		●						H18 廃止
		39 いきいき100歳の店運営事業		●						
		40 配食サービス			●					
		41 老人健康教育事業		●						H16 廃止
23-12	児童福祉事業	42 緊急通報システム			●					
		43 放課後児童クラブ補助		●						
		44 保育協議会補助金	●							H18 廃止
23-14	その他の福祉事業	45 児童虐待防止協議会運営事業	●							H17 協議会設立
		46 戦没者追悼式	●							
23-15	農林水産関係事業	47 地域農業マスタープラン策定			●					H18.6 策定
		48 研修・加工センター管理			●					H18.9 指定管理導入
		49 市町民農園管理			●					H18.9 指定管理導入
		50 畜産関係利子補給事業融資機関契約	●							
		51 土地改良区補助				●				H19.12 統合
		52 土地改良区統合				●				H19.12 統合
		53 水産物卸売市場計画							●	
23-16	商工・観光関係事業	54 商工関係団体統合			●					H19.4 統合
		55 ふるさと大使に関すること	●							
		56 観光イベント事業	●							
		57 観光施設の管理運営	●							
		58 観光船の管理運営	●							
		59 観光協会統合		●						H17.4 統合
		60 観光関係団体統合		●						
23-17	建設関係事業	61 区画整理事業計画等			●					
23-18	上・下水道事業	62 上水・簡水事業会計	●							
		63 水道使用料							●	H23.4 統合
		64 検針委託料・検針人				●				
		65 加入負担金							●	H23.4 統合
		66 上水・簡水事業計画		●						
		67 下水道使用料			●					
		68 下水道負担金	●							
		69 温泉事業会計	●							
		70 公衆浴場料金	●							H17.4, H21.1 料金改定
		71 分湯料金	●							
		72 温泉施設開発計画							●	
23-19	学校教育事業	73 通学区域						●		小中学校再編基本方針に基づき検討
		74 各種通学助成						●		
		75 給食費・食材の購入方法・配送					●			H19 本土・甌で給食費統一
		76 幼稚園使用料					●			H21 入園料廃止
		77 幼稚園保育時間等				●				H21, 22 統廃合
23-20	コミュニティ施策	78 地区・校区公民館等維持管理			●					指定管理導入
		79 基礎自治会集会所等維持管理							●	
		80 NPO・ボランティア活動(支援方針)		●						
23-21	社会教育事業	81 文化財保護管理		●						
		82 文化活動等	●							
		83 市町村民運動会	●							
		84 統合型スポーツクラブ	●							

合併協定項目番号及び協定項目	合併時の未調整事項等	調整年度						調整中	備考			
		16	17	18	19	20	21			22		
23-23	その他事業	85	投票区					●				
		86	個人情報保護条例		●							H18.1 施行
		87	入札参加資格			●						H18.7 入札参加資格決定
合計				32	21	16	5	5	0	1	7	

※ ●：調整が行われた年度

【表4】懸案事項として各主管課に引き継いだ7細項目の現状（H23.3月現在）

合併協定項目番号及び協定項目	細項目	現状	
23-5	消防防災関係事業 防災行政無線 (移動系)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度実施した基本調査の結果を踏まえた基地局の整備の問題点 ① 移動系無線の統合は、デジタル方式となり、整備費が高額となり、その後の維持管理経費も年間数千万円が予想される。 ② 本土全域を対象とする整備には、7局以上の基地局が必要である。(甌島は別途) ③ 現行の総務省からの周波数割当では、必要な周波数割当を受けられないため、システム構築ができない。 以上のような状況から、整備方針の検討が困難である。今後は、同報系防災行政無線の整備を優先していく。 	
23-15	農林水産関係事業 水産物卸売市場計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から21年度までの委託による調査の結果を踏まえて、検討委員会を開催する。今後は、調査結果を最優先と考え、関係機関と調整しながら検討委員会等で協議する。 	
23-18	上・下水道事業	水道使用料	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年5月に薩摩川内市上下水道事業運営審議会から水道料金等統一についての答申を受け、9月議会で条例改正議案を提案し可決された。平成23年4月から市内全域の水道料金・給水負担金・料金徴収方法等統一する。
	上・下水道事業	加入負担金	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金に同じ
	上・下水道事業	温泉施設開発計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年9月、入来公衆浴場基本構想策定業務委託の成果に基づく入来公衆浴場整備基本構想(案)を、建設水道委員会において報告した。 建替施設の実施設設計及び建築については、区画整理事業の進捗及び住民意見等を踏まえながら調整を行っていく。
23-19	学校教育事業	各種通学助成	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から統一する予定であったが、今後、「薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する基本方針」により、学校の統廃合や新設、通学区域の見直し等も考えられ、また、統廃合に伴うスクールバス等との兼ね合いも考慮しなければならない。 今後は、学校再編等の動向を注視しながら、学校再編に係る全体的な計画が帰結する時期を目処に、保護者の理解が得られるような制度について、慎重に検討を続けていく。
23-20	コミュニティ施策	基礎自治会集会所等維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月の無償譲渡・無償貸付に向けて最終調整中である。なお、無償譲渡については、平成28年度を目処に調整することとしている。 甌島地域の集会所については、地域性を考慮し、直営とすることで確認した。 ※ 地区コミの移転等もあり、65施設から68施設となり、無償譲渡・無償貸付については、甌島地域を除く38施設を対象として進めているところである。

2 地域の一体感醸成：地区コミュニティ協議会による地域社会づくり

離島を含む大型広域合併で誕生した本市では、従来からある自治会等の小規模で多種多様な地縁組織を包括する形で横の連携を図り、行政との連携協力を推進させるものとして、概ね小学校区の範囲をベースとした新たな住民自治組織「地区コミュニティ協議会」（以下、一部「地区コミ」という。）が設立されました。市では、各地区コミの活動拠点として「地区コミュニティセンター」を設置し、市嘱託員（コミュニティ主事）を1名派遣するとともに、組織・活動の基盤整備への補助金を交付しています。

また、地域活性化補助金を設けて各地区独自の主体的な取組を活発化させたり、専門技能を持った地区コミ登録ボランティアにより、地区コミが道路や公共施設の改修整備等を行う際には、市が材料費等の実費支給する（コミュニティマイスター制度）など、様々な支援制度を設けて、住民自治活動をサポートしています。

さらに各地区コミでは、住民の交流活動、生涯学習、季節の祭り、地区の防犯パトロール、地域を元気にして資金を生み出すコミュニティビジネスなど、住民自治による様々な活動が展開されるようになっています。

制度の導入経緯や取組の状況等については、以下のとおりです。

（1）地区コミュニティ協議会制度の導入

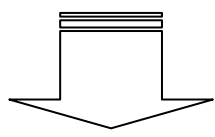
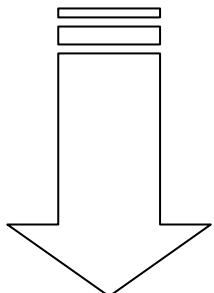
本市では、合併に際して、旧市町村を単位とした地域審議会や地域自治区の協議会方式を採用せず、旧市町村よりも設置単位が小さく、永続性を持ち、自己決定が出来る組織制度として、「地区コミュニティ協議会制度」を導入しました（表5）。地区コミュニティ協議会制度の導入に当たっては、川薩地区法定合併協議会事務局職員が、新たに地区分けした48地区全てに説明を行いました。既存の仕組みや利害の枠組みを変えることになるため、自治会等の役員関係者などからは、疑問の声も一部に見られましたが、市側としては、これまでの住民の自治組織の機能統一を図り、広聴機能を充実させた新しい制度を構築するために、「新しい理想を持ったコミュニティを一緒に作ろう」と訴えて、市民の皆様への理解に繋げました。

本制度の導入により、旧市町村の地区・小学校区の範囲をベースに市を48の新たな「地区」に分け、平成17年4月、その各地区に「地区コミュニティ協議会」が設立されました。各地区には合併前から、住民の小規模な地縁組織（自治会・消防団・子供会・小中学校PTA・老人クラブ・地区体育協会・衛生自治団体・地区防犯協会・生涯学習振興会・女性団体等々（市全域で630以上））が多数活動していました。そうした地縁組織は、規模や活動内容などが多種多様で、行政との関わり方なども様々であったため、地区コミュニティ協議会は、多くの地縁組織を包括して横の連携を図り、行政との連携協力を推進させるものとししました（参考9）。

また、平成20年には、本市の自治の基本を定める最高規範として薩摩川内市自治基本条例を制定しました。本条例は、市民や市議会、市の責務等を明らかにするとともに、情報の共有、協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより、住民自治による自立した地域社会を実現することを目指しています。この中で、地区コミの活動やまちづくりに取り組むことを規定しており、地区コミュニティ制度や地区コミ等の活動を施策的にも担保しております。

【表5】各種協議会方式の比較

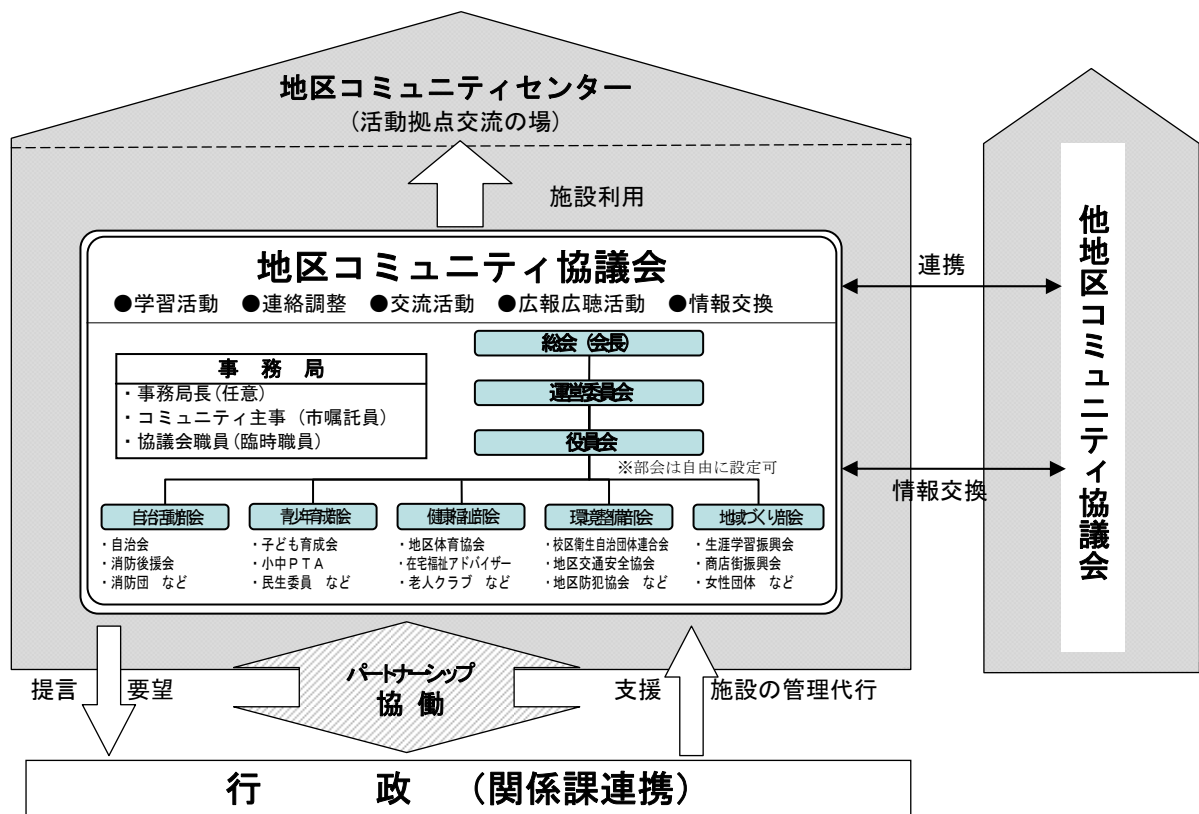
項目	(1)地区コミュニティ協議会	(2)地域審議会	(3)地域自治区
根拠	・ 根拠なし (平成20年に自治基本条例制定)	・ 市町村の合併の特例に関する法律	・ 改正地方自治法 ・ 改正市町村の合併の特例に関する法律
単位	校区・地区	合併前の市町村	合併前の市町村
期間	制限なし	概ね5年から10年	一定期間(4年)
役割	① あらゆる分野の地区自治活動の推進 ② 地区の課題についての解決策・将来像の検討・実践 ③ 行政への意見・要望の取りまとめ ④ 地区生涯学習活動・地区伝統芸能継承保存活動の活性化	① 新市建設計画に関すること ② 必要に応じて市長に意見を述べること。	※ 行政区タイプと特別公共団体タイプがある。



- ① 住民の声は、行政に届きにくくなるのではないかな?
- ② 設置期間中に制限のない組織にすべきではないかな?
- ③ できるだけ、行政と対等な組織であるべきではないかな?

地区コミュニティ協議会制度の導入

【参考9】「地区コミュニティ協議会」制度のイメージ



(2) 地区振興計画の策定

市は、平成16年10月、新たにコミュニティ課を設置するとともに地区コミ担当の専従職員（36人）を配置し、各地区コミュニティ協議会の特性に則した「地区振興計画」の策定をサポートしました。地区振興計画は、地区住民自身の手で策定する計画です。その策定には、市が作成した策定マニュアルが参考にされたものの、各計画の策定過程や内容は、各地区の裁量で行われました。

その結果、地区コミ発足から半年後、合併から1年目の平成17年10月に、48地区全てにおいて、各地区の特性に合わせた地区振興計画の策定が完了しました（表6）。

地区振興計画の目標期間は、平成17年度から21年度までの5年間とし、全48地区で約3,000事業（活動）が盛り込まれました。主な事業は、防災・防犯、健康福祉、教育文化、産業、環境衛生などの計画のほか、地区コミによっては、定住促進、観光交流や地区の産品ブランド開発など、独自の新規事業への取組も盛り込まれました。

なお、平成21年度には、各地区に地区振興計画改定支援員（市職員）を配置して各地区の第2期地区振興計画の策定支援を行い、各地区振興計画の内容を自治基本条例に基づき総合計画下期基本計画へ反映させました。これにより、地区住民による自治活動を総合計画により補完、調整しています。

【表6】地区コミュニティ協議会発足・地区振興計画策定までの経緯

時期	段階	地区コミ	各合併協議会、薩摩川内市の取組
H14. 10	川西薩地区任意合併協議会発足		・ 協議会事務局に、コミュニティ政策調査研究プロジェクトチームを設置
H14. 12	川西薩地区法定合併協議会発足		・ 協議会事務局に、新市まちづくり計画の素案を検討するまちづくりプロジェクト会議を設置し、下部組織としてコミュニティ部会を設置
H15. 7	川薩地区合併協議会発足		・ 協議会事務局に、関係市町村の自治振興担当課長と事務局職員で構成する地区コミュニティ調整会議を設置
H15. 8	まちづくり広聴会開催		・ 地区コミュニティ協議会制度を含めた新市まちづくり計画原案の意見広聴会の開催（52会場2,685人参加）
H15. 12	新市まちづくり計画決定		・ 地区コミュニティ協議会制度を含めた新市まちづくり計画の決定
H16. 1	住民説明会開催		・ 地区コミュニティ協議会制度を含めた新市まちづくり計画及び合併協定内容の説明（62会場3,497人参加）
H16. 2	合併協定調印		
H16. 4	廃置分合申請		
H16. 6	知事決定		
H16. 7	大臣告示		・ 校区・地区への制度説明会開催
H16. 8		地区コミ発足準備組織発足	
H16. 10	薩摩川内市誕生		・ コミュニティ課設置（地区コミ担当者36人配置） ・ コミュニティセンターに常駐するコミュニティ主事（48人）の発令 ・ 計画策定マニュアルの策定
H17. 4		48地区コミュニティ協議会発足	・ 地区振興計画策定のサポート開始
H17. 10		地区振興計画の策定	

(3) 地区コミュニティ協議会の活動

各地区コミがそれぞれ取り組んでいる個性あふれる主な活動は、以下のとおりです。

ア 各地区コミュニティ協議会活動

(ア) 主な主催事業

48地区全てにおいて、以下のように特色ある事業が主催されています。

NO	地区コミ名	事業名	実施時期
1	亀山地区	亀山地区文化祭	10月
2	可愛地区	コミュニティフェスタ in 可愛	10月
3	育英地区	育英地区夏祭り	7月
4	川内地区	地区住民ふれあい事業	11月
5	平佐西地区	地区生涯学習フェア	10月
6	平佐東地区	あさひ元気市	通年(8月以外)
7	隈之城地区	隈之城地区ふるさと運動会	11月
8	永利地区	永利なつまつり事業	7月
9	水引地区	三世代餅つき大会事業	12月
10	峰山地区	手づくり自然観光公園 柳山アグリランド事業	通年
11	滄浪地区	盆踊り想夫恋	8月
12	寄田地区	よりた天狗鼻焼酎商品化事業	6~10月
13	八幡地区	コスモス祭り	10月
14	高来地区	野外炊飯活動	11月
15	城上地区	城上納涼祭(川祭り~納涼祭)	8月
16	陽成地区	郷土芸能保存活動(太鼓踊り)事業	8月
17	吉川地区	夏祭り in 吉川支援事業	8月
18	湯田地区	黒米酢販売事業	通年
19	西方地区	西方夏祭り	8月
20	藤本地区	田園ゴルフ大会	11月
21	野下地区	野下青空市	2月
22	市比野地区	元気まつり	2月
23	樋脇地区	樋脇地区コミュニティ協議会フェスティバル	11月
24	倉野地区	文化財めぐり&産業祭	12月
25	副田地区	副田っ子学寮	7~8月
26	清色地区	ふれあい課外授業(つり大会)	8月
27	朝陽地区	あさひ夏祭り	8月
28	大馬越地区	しそっぶ物語 おかべ(豆腐)の製造販売 ふるさと宅急便	通年
29	八重地区	炭焼き事業	4月
30	斧淵地区	おのぶち塾・菜種落とし	5月
31	南瀬地区	南瀬地区むらづくり振興大会	11月
32	山田地区	サンデンフェスタ(むらづくり振興大会)	11月
33	鳥丸地区	鳥丸新鮮とれたて市・ギャラリー鳥丸	8, 12, 3月
34	藤川地区	藤川地区いきいきふれあい大会	12月
35	黒木地区	ふるさと夏祭り大会	8月
36	上手地区	上手小さいいき推進会議	7, 2月
37	大村地区	十五夜大綱引き	9月
38	轟地区	地区運動会	11月
39	藺牟田地区	藺牟田地区一周新春駅伝大会	1月
40	里地区	敬老を祝う事業	9月
41	上甌地区	鹿の子百合植栽事業	10月
42	手打地区	中学校卒業生壮行会	3月
43	子岳地区	ふれあい豆まき集会・給食体験	2月
44	西山地区	天草加工事業	6月
45	内川内地区	桜並木整備事業	12月
46	長浜地区	夏祭り	8月
47	青瀬地区	後継者育成事業「青瀬トシドン」	12月
48	鹿島地区	ウミネコまつり事業	8月

※ 各地区コミへ聞き取り

(イ) コミュニティビジネス関係

一部の地区コミにおいては、地元で生産・加工した商品を販売する事業に取り組んでいます。この取組は、経済的な利潤を得るだけでなく、参加住民の生きがいや交流の場となっており、地域の活性化に繋がっています。

地域	地区コミ名	内容
高江町	峰山地区	焼酎「柳山高柳」販売
久見崎町	滄浪地区	ラッキョウ栽培
寄田町	寄田地区	焼酎「天狗鼻」販売
湯田町	湯田地区	黒米酢販売
樋脇町	倉野地区	倉野豆腐販売
入来町	清色地区	EM菌販売
入来町	大馬越地区	しそジュース「しそっぷ物語」販売

イ 各種表彰

地区コミの取組に対して、各種団体から様々な表彰がされています。

年度	地域	地区コミ名	表彰内容
17	東郷町	斧淵地区	河川愛護表彰（県知事）
18	高江町	峰山地区	小さな親切運動「全国コスモス作戦賞」
20	樋脇町	倉野地区	鹿児島県共生・協働の農村づくり運動推進協議会
21	入来町	大馬越地区	鹿児島県共生・協働の農村づくり運動推進協議会「会長賞」
			豊かなむらづくり全国表彰事業「九州農政局長賞」
			あしたのまち・くらしづくり活動賞「振興奨励賞」
	里町	里地区	(社)日本経営協会 活力協働まちづくり推進団体表彰「グランプリ」 (こしきアートプロジェクトと薩摩川内市の三者合同表彰)
	東郷町	藤川地区	全国学校保健研究大会「学校安全ボランティア活動奨励賞」 (藤川防犯パトロール隊)
		斧淵地区	道路愛護表彰（国土交通大臣）
高江町	峰山地区	共生・協働型地域コミュニティづくり部門鹿児島県コミュニティ推進協議会会長賞	
22	東郷町	山田地区	電波の日・情報通信月間記念式典「九州電波協力会長表彰」
		斧淵地区	共生・協働型地域コミュニティづくり部門鹿児島県コミュニティ推進協議会優秀賞
	高江町	峰山地区	第43回MBC賞（共生・協働の地域づくりの実践） あしたのまち・くらしづくり活動賞「内閣総理大臣賞」

(4) 市の活動支援

各地区コミに対し、市が行っている主な活動支援は以下のとおりです。

ア 地区コミュニティ協議会連絡会の開催

(ア) 地区コミ協連絡会全体会

48地区の地区コミの会長から構成し、年4回開催する。

(イ) 地区コミ協連絡会運営委員会

連絡会の会長及び副会長、そして各地域に設立されている地区コミュニティ協議会連絡会の区分に応じ、選出された代表者（運営委員）から構成し、年3回開催する。

運営委員は、概ね中学校区単位から15名選出する。

(ウ) 地域コミ協連絡会

各地域（川内・樋脇・入来・東郷・祁答院・里・上甌・下甌・鹿島）に設立されている地区コミュニティ協議会連絡会であり、地域内の地区コミの会長から構成し、それぞれ年2回程度開催する。



イ 地区コミュニティ協議会への支援

	支援項目	内容
1	運営補助金	毎年度4月1日現在の住民基本台帳における世帯数を基準に交付する。
2	地区コミュニティ活性化事業補助金	地区の特性や資源を活かし、地区の活性化に資するために取り組む。※限度額：20万円
3	コミュニティ助成事業補助金	財自治総合センターが宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源としてコミュニティ助成を行う。
4	コミュニティマイスター事業	市の施設の簡易な改善・修繕等を地域のボランティアで行う場合の材料費、賃借料等を支給する。コミュニティマイスターの登録が必要で、地区コミュニティ協議会が登録証を発行する。
5	地区間交流事業	市の一体化の醸成や地区コミュニティ協議会の発展、活性化を図るため、居住地区域以外の特性や名所、特産品等を体感し、また、地区間の交流による情報交換を行う。※参加者は、延べ357人（平成20年度で終了）
6	コミュニティ主事の配置	各コミュニティセンターに配置する。主な支援業務内容は、地区コミの業務支援、地区コミと本庁・支所との連絡調整、生涯学習の実施支援などである。
7	人材育成	県主催の共生・協働指導者養成講座等への出席者へ旅費を支給する。
8	コミュニティ協議会長永年勤続表彰	生涯学習フェスティバルにおいて、3年、10年、20年、30年勤続のコミュニティ協議会会長を表彰する。※平成21年度の表彰者は39人
9	コミュニティブランド市	地区コミの振興を図り、また、補助金に頼らない団体運営の仕組みづくりのために実施する。また、各地区コミ等で開発した特産品・物品販売等を通して市民に薩摩川内市の地域ブランドとして認知してもらう。

ウ 自治会への支援

	支援項目	内容
1	自治会補助金	世帯規模割及び世帯割により補助金を交付する。
2	自治公民館等設置事業補助金	工事費の2/3を補助する（平成22年度から1/2を2/3へ）。
3	防犯灯設置費補助金	地区コミ、自治会の防犯灯設置に対して補助する（電気料は設置者負担）。
4	特設防犯灯設置	自治会境への市による防犯灯設置するもので、約500基を3ヶ年で整備する。※平成22年度から開始
5	自治会再編推進協議会補助金	合併を目的に協議する会を設置した場合に、この会へ補助する。
6	市民活動災害補償	市民活動中における事故に対して、賠償、傷害疾病補償を行うものであり、市が保険料を負担して保険会社と契約を結ぶ。
7	特別災害復旧補助金	自治公民館敷地内の崩土等除去に対して補助する。
8	自治会運営説明会	毎年、自治会長の改選に伴い自治会運営説明会を実施しており、自治会運営の手引を作成し、その内容を説明している。
9	自治会長永年勤続表彰	生涯学習フェスティバルにおいて、4年、10年、20年、30年勤続の自治会長を表彰する。※平成21年度表彰者は167人

(5) 地区コミュニティを取り巻く現状

ア 地区コミュニティ別の人口推移

地区コミュニティ別人口の推移については、表7のようになりました。これによると、各地区の人口は、本市全体の人口が年々減少傾向であることを背景に、ほとんどの地区において平成16年比較で減少しておりました。地区によっては、300人以上の減少も見られました。

その一方で、中心市街地にほど近い育英地区や新幹線の全線開業を間近に受けて区画整理事業やマンション等の立地が見られる平佐西地区及び永利地区、大規模工場が立地する高来地区などにおいては、人口の増加が見られました。

なお、人口が増加している地区は、長浜地区を除くと、総合計画で区域設定された都市文化ゾーンの地区であり、市内への転入等は、同ゾーンが中心となっていると言えます。ただし、都市文化ゾーンに位置する川内地区や隈之城地区では、人口の減少が見られることから、一部の地区への流入が集中していると考えられます。

【表7】地区コミュニティ別人口推移

(単位：人，%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H16比較	
								増減	比率
								総数	105,115
亀山地区	7,795	7,730	7,690	7,646	7,617	7,683	7,745	▲ 50	99.4%
可愛地区	11,649	11,591	11,561	11,601	11,593	11,506	11,388	▲ 261	97.8%
育英地区	4,235	4,300	4,406	4,524	4,504	4,586	4,626	391	109.2%
川内地区	5,645	5,523	5,452	5,383	5,263	5,241	5,186	▲ 459	91.9%
平佐西地区	11,796	11,914	11,802	11,901	12,070	12,172	12,392	596	105.1%
平佐東地区	1,285	1,209	1,185	1,158	1,152	1,123	1,093	▲ 192	85.1%
隈之城地区	12,215	12,087	12,253	12,126	12,121	11,996	11,898	▲ 317	97.4%
永利地区	5,540	5,582	5,610	5,698	5,748	5,803	5,914	374	106.8%
水引地区	3,276	3,221	3,180	3,104	3,062	3,023	2,954	▲ 322	90.2%
峰山地区	1,732	1,712	1,679	1,646	1,622	1,606	1,576	▲ 156	91.0%
滄浪地区	466	468	454	450	432	424	416	▲ 50	89.3%
寄田地区	425	406	408	408	389	377	371	▲ 54	87.3%
八幡地区	1,629	1,626	1,577	1,560	1,523	1,514	1,472	▲ 157	90.4%
高来地区	2,052	2,066	2,047	2,059	2,122	2,133	2,123	71	103.5%
城上地区	1,255	1,235	1,243	1,237	1,227	1,219	1,210	▲ 45	96.4%
陽成地区	829	802	785	774	752	760	763	▲ 66	92.0%
吉川地区	327	307	306	295	275	262	261	▲ 66	79.8%
湯田地区	722	706	687	661	643	627	621	▲ 101	86.0%
西方地区	570	543	535	517	495	482	462	▲ 108	81.1%
藤本地区	318	324	434	294	286	276	272	▲ 46	85.5%
野下地区	188	183	178	174	167	157	152	▲ 36	80.9%
市比野地区	3,631	3,583	3,595	3,555	3,531	3,523	3,446	▲ 185	94.9%
樋脇地区	3,367	3,344	3,156	3,242	3,187	3,119	3,073	▲ 294	91.3%
倉野地区	304	301	289	280	277	266	258	▲ 46	84.9%
副田地区	2,625	2,499	2,545	2,468	2,412	2,373	2,306	▲ 319	87.9%
清色地区	1,898	1,956	1,892	1,860	1,818	1,789	1,770	▲ 128	93.3%
朝陽地区	838	820	698	695	686	673	656	▲ 182	78.3%
大馬越地区	845	831	820	801	772	763	732	▲ 113	86.6%
八重地区	149	142	140	136	132	123	114	▲ 35	76.5%
斧淵地区	3,706	3,721	3,710	3,690	3,640	3,596	3,529	▲ 177	95.2%
南瀬地区	746	729	719	717	710	684	675	▲ 71	90.5%
山田地区	586	571	555	537	537	537	517	▲ 69	88.2%
鳥丸地区	689	695	674	664	655	651	655	▲ 34	95.1%
藤川地区	432	433	422	413	399	385	373	▲ 59	86.3%
黒木地区	952	931	889	871	846	837	818	▲ 134	85.9%
上手地区	936	923	909	885	865	865	848	▲ 88	90.6%
大村地区	1,006	982	949	916	908	915	895	▲ 111	89.0%
轟地区	474	464	444	435	428	407	404	▲ 70	85.2%
蘭牟田地区	1,308	1,320	1,312	1,277	1,262	1,237	1,205	▲ 103	92.1%
里地区	1,491	1,454	1,426	1,391	1,354	1,331	1,311	▲ 180	87.9%
上甌地区	1,788	1,720	1,668	1,656	1,595	1,553	1,543	▲ 245	86.3%
手打地区	968	908	885	854	851	830	802	▲ 166	82.9%
子岳地区	228	215	200	187	181	180	175	▲ 53	76.8%
西山地区	226	216	207	197	189	185	173	▲ 53	76.6%
内川内地区	65	61	58	54	50	46	43	▲ 22	66.2%
長浜地区	924	939	950	939	941	937	933	9	101.0%
青瀬地区	319	289	269	253	253	247	235	▲ 84	73.7%
鹿島地区	665	623	597	578	557	537	527	▲ 138	79.3%

※ 各年10月1日現在(平成16年のみ11月1日)

イ 自治会加入促進

自治会の未加入問題については、表8のように未加入の要因を把握するとともに、加入促進の施策を講じて、自治会加入を促しています。

さらに、平成22年度からは、民間委員を含めた加入促進懇話会を設置し、官民共同による自治会加入促進に向けた検討を行っています。

【表 8】自治会未加入の主な理由及び加入促進の主な取組

自治会未加入の主な理由	加入促進として講じている主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 転勤等で短期移住である（単身赴任等）。 ・ 共稼ぎのため、自治会の役員を引き受けられない。 ・ 高齢のため、役員を引き受けられない。 ・ 自治会からの勧誘がない。 ・ 余計な費用を負担したくない。 ・ 自治会活動がわずらわしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入時期に市民課等で案内書を配布する。 ・ 一定期間、未加入者へ再度案内する。 ・ 未加入者全員へ年一回文書による案内を送付する。 ・ 自治会長等による臨戸勧誘を行う。 ・ 新興住宅地等へ自治会結成を呼び掛ける。 ・ 不動産業者を通じて加入を呼びかける。 ・ 大企業職員へ加入を促す。

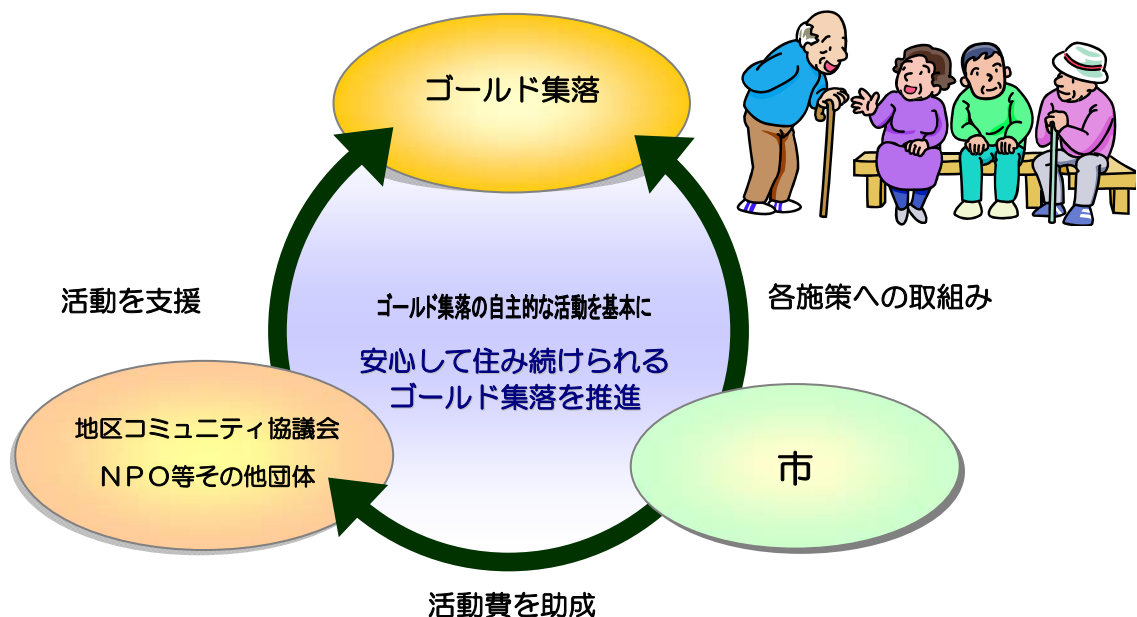
ウ ゴールド集落の振興

我が国の多くの地域で、人口減少・少子高齢社会の到来によって生じる生活・生産基盤の弱体化や地域格差の拡大など、様々な問題に直面している中、本市においても、人口減少や高齢化が進む地域コミュニティ、交通・買い物などの日常生活への不安、地域産業の衰退など、いわゆる限界集落に関する課題を克服することが求められていました。

そこで、本市では、本来有している地域の力を再び創造し、活力と豊かさを感じる地域づくりに取り組む集落として、限界集落を「ゴールド集落」と位置付け、ゴールド集落における諸問題を克服するために、平成20年度に「薩摩川内版地域力創造プログラム」を策定し、横断的な支援によるゴールド集落を活性化させる取組を進めています。

また、平成22年度には、ゴールド集落の活性化を目的とする「薩摩川内市ゴールド集落活性化条例」の制定（参考10）を始め、各種のゴールド集落支援事業の導入やゴールド集落と行政のパイプ役となり、情報提供や相談・アドバイスなどの支援活動を行うゴールド集落支援職員の配置など、ゴールド集落の活性化が地域格差の是正と本市の一体的な発展に繋がると認識し、各種取組に着手しています。

【参考10】薩摩川内市ゴールド集落活性化条例のイメージ



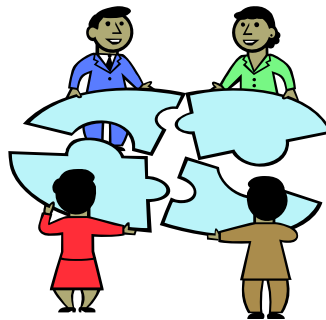
(6) 地区コミュニティ協議会制度の成果と今後の課題

「地区コミュニティ協議会制度」が導入されたことによって、「地区内の活動目的が類似する既存団体等の統合・再編がなされた」、「地区内の関係する各団体が部会の構成団体となることで、横断的な連携が強化された」、「地区活動・事業への住民参画意識・協働意識の醸成が図られた」、「既存の各団体で重複していた、活動・事業が整理され一元化が図られた」、「他地区との競争意識の向上により、地区活動・事業の活性化が進んだ」と一定の評価があると言えます。

しかし、そうした評価の一方で、例えば、「活動の担い手が役員に偏る傾向があり、若者をはじめ地区住民総ぐるみの活動が展開される土壌づくりが求められる」、「地区振興計画に基づいて継続的に事業を推進し、安定した運営基盤を継続させるために、専門的な知識・技能・情報を収集するとともに、資金の確保を図る必要がある」、「市街地の地区コミを中心として、地区コミの取組に参加しない人への対応をどうするか」、「市から地区コミ活動を支援するために派遣している嘱託員の派遣制度を見直して、自主雇用による運営の自立を図る必要がある」といった課題も残されています。

また、地区コミ会長に対するアンケートでも、地区コミの活動状況について8割以上が概ね満足しているものの(参考11)、活動上の課題や人材面で課題があると回答されています(参考12)。

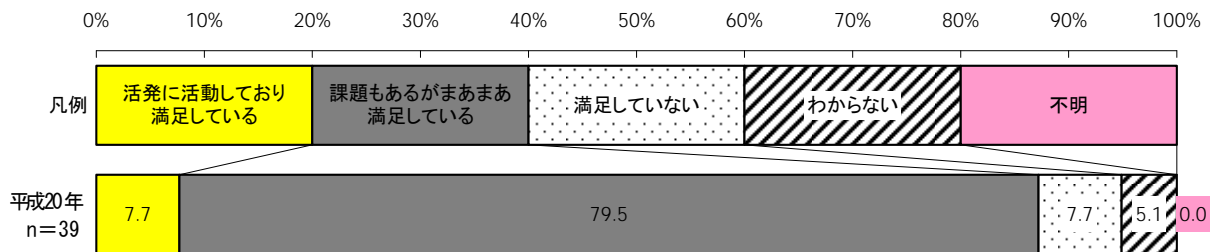
このため、上記の残された課題にも継続的に取り組む必要があります。



【参考11】「薩摩川内市総合計画下期基本計画基礎調査」地区コミ会長アンケート調査から抜粋

(3) 活動状況 (地区コミ)

地区コミの活動状況は、「課題もあるがまあ満足している」が約8割を占めた。また、「活発に活動しており満足している」と「満足していない」はそれぞれ1割に満たない。



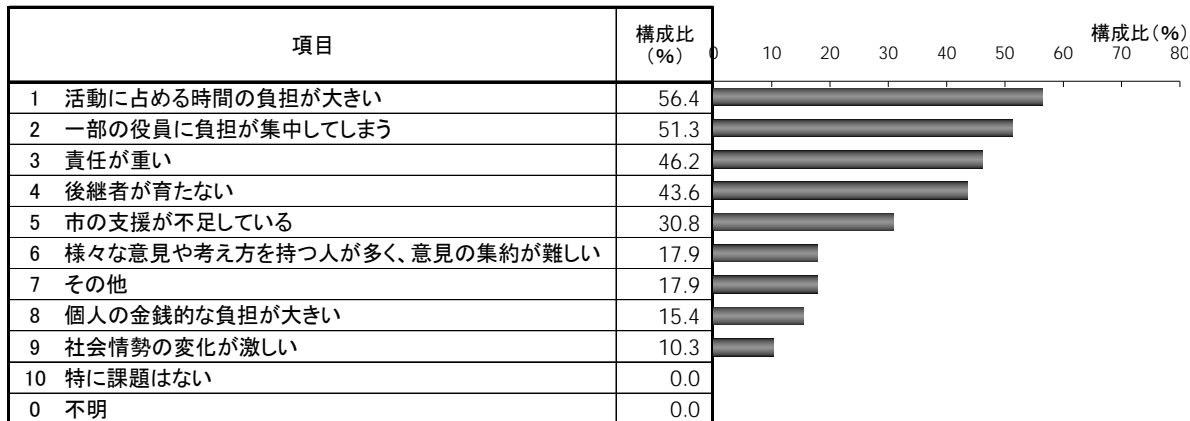
図表 活動状況【全体 (n=39)】

【参考12】「薩摩川内市総合計画下期基本計画基礎調査」地区コミ会長アンケート調査から抜粋

(8)活動上の課題

a. 地区コミ会長として抱える課題

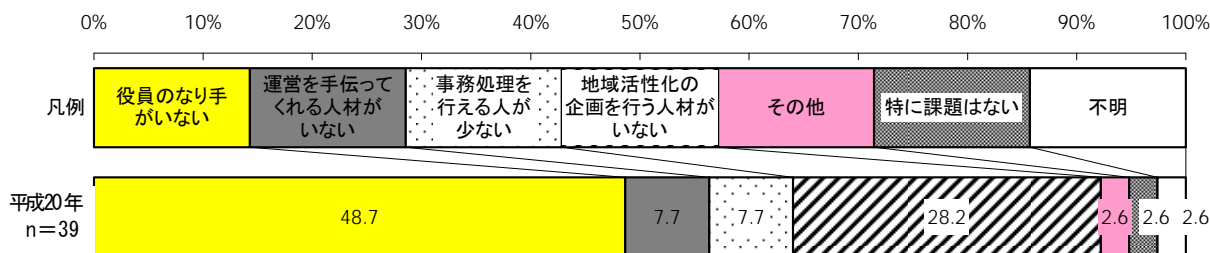
地区コミ会長として抱える課題は、「活動に占める時間の負担が大きい」(56.4%)が最も高く、次いで「一部の役員に責任が集中してしまう」(51.3%)、「責任が重い」(46.2%)の順となった。「活動に占める時間の負担が大きい」と回答された方の平均活動日数は17日(全体の平均は16日)、最も多い人で30日、少ない人で7日となっている。



図表 会長として抱える課題【全体 (n=39)】

b. 人材面での課題

人材面での課題は、「役員のなり手がいない」(48.7%)が最も高く、次いで「地域活性化の企画を行う人材が少ない」(28.2%)となっている。



図表 人材面での課題【全体 (n=39)】



3 行政組織の年度推移

(1) 組織体制の推移

効率的かつ効果的な組織力を向上させることで実効性の高い都市経営を実現するため、本庁・支所等の組織体制の構築を進めてきたことにより、合併時に延べ408あった組織が、平成22年4月には310まで統合しました(表9)。

市政改革大綱(第2次)、定員適正化方針(第2次)及び中長期財政運営指針に基づく市政改革を進めるに当たり、平成27年度には職員数を1,100人以内に、また平成27年度以降は、地方交付税の優遇措置が段階的に廃止されていく中で、今後も効率的・効果的な組織力の向上を図る必要があります。

【表9】組織体制の年度ごとの主な推移

時期	組織数	職員数(人)	主な見直し	変更の目的
H16.10 (合併時)	9部8支所8教育支所3出張所98課17室・分室 265係	1,366	—	—
H17.4	9部8支所8教育支所3出張所98課9室 257係	1,347	①危機管理監 市政広報官の新設 ②8会計課分室及び会計係の廃止	①危機管理体制 広報広報体制の強化 ②会計業務の効率化 集約化の推進
H17.10	9部8支所8教育支所3出張所100課11室 259係	—	①市民政策課 産業政策課 収納対策室 広報室等の2課2室7係併設 ②行革課合併調整系等 1プロジェクト5係の廃止	①部局機能の権限強化 収納体制・広報広報体制の強化 ②組織のスリム化推進
H18.4	9部8支所3出張所81課10室2PT137係64グループ	1,313	①課内グループ制の一部導入(企画政策部 支所 教育委員会の一部) ②財務担当者の部局内調整担当課及び各支所地域振興課への集約 ③診療所課 子ども対策室 包括支援系の新設 ④教育支所の廃止・教育生涯学習課の設置 支所産業振興課の設置(産業課・建設課・水道課の統合) ⑤職階階級制度見直し ⑥財産活用推進「室」及び契約検査「室」の「課」への昇格	①業務分担の効率化 組織力の向上 ②庶務事務の部内等集約 ③離島医療・児童福祉・介護予防体制の強化 ④課の規模の適正化(ポスト削減) ⑤組織のフラット化 役職者の割合の削減 ⑥市有財産の活用・未利用財産処分の推進体制強化並びに契約事務の集中化と契約事務・工事施工管理等の適正化の推進体制強化
H19.4	10部8支所3出張所81課10室4PT164グループ32係	1,284	①副市長及び会計管理者の導入 ②産業経済部を農林水産部と商工観光部に分割(農政課・畜産課の設置 企業・港振興「室」の「課」への昇格) ③課内グループ制の本格導入(消防局を除く) ④水道局の集約及び東郷支所への移転・拠点化 ⑤東京事務所の廃止 和光園の民営化 学校給食センターの再編及び業務委託	①地方自治法改正への対応(助役 収入役の廃止) ②産業活力のさらなる創出及び振興体制の強化 ③業務分担の効率化 組織力の向上 ④技術力の向上 業務・経費の効率化 ⑤アウトソーシング等による組織のスリム化
H20.4	10部8支所3出張所81課9室2PT166グループ32係	1,249	①保健師を集約し、医療・介護等の予防業務を市民健康課(飯島上飯・下飯支所へ)に一元化 ②市民福祉部の再編(子育て支援課 環境福祉整備室 地域包括支援室等) ③収納対策課の統合設置 ④川内保育園の民営化	①医療制度改革に伴う、保健師の保健指導力向上及び保健指導業務に専念できる体制の構築 ②医療制度改革への対応及び類似業務の一元化 ③スケールメリットを活かした納税・滞納整理体制の充実 ④民間活力を活かした組織のスリム化
H21.4	10部8支所3出張所74課9室4PT168グループ32係	1,210	①企画政策部に「原子力対策課」を設置 ②支所市民生活課の設置(地域振興課と市民福祉課の統合) ③支所畜産部の本庁畜産課向け(各支所専任) ④本土支所教育課の地域公民館への移転	①原子力行政への総合的な対応 ②窓口集約による、スケールメリットとグループ制を活かした市民サービスの質の向上 ③職員相互の補完体制の向上と技術力の向上 ④来館者へのスピーディな対応や半断による市民サービスの向上
H22.4	11部8支所3出張所75課9室1PT171グループ32係	1,176	①観光交流部の新設及び管内への「シティセールス推進課」 「観光課」の設置並びに商工観光部の「商工政策部」への名称変更 ②福祉課児童グループを2グループ体制とし、福祉課福祉グループを高齢・障害福祉課に移管	①九州圏内各路線開通を踏まえたシティセールス及び観光振興の総合的かつ積極的な推進 ②生活保護に関する相談 申請及び受給世帯の増加への迅速かつ適切な対応

(2) 職員数等の年度推移

職員数については、平成17年9月に薩摩川内市定員適正化方針を策定し、職員数の適正管理に努めてきた結果、平成22年4月時点で1,176人（平成16年比86.1%）となり、合併時から190人削減してきました（表10）。

【表10】職員数の年度推移

（単位：人，％）

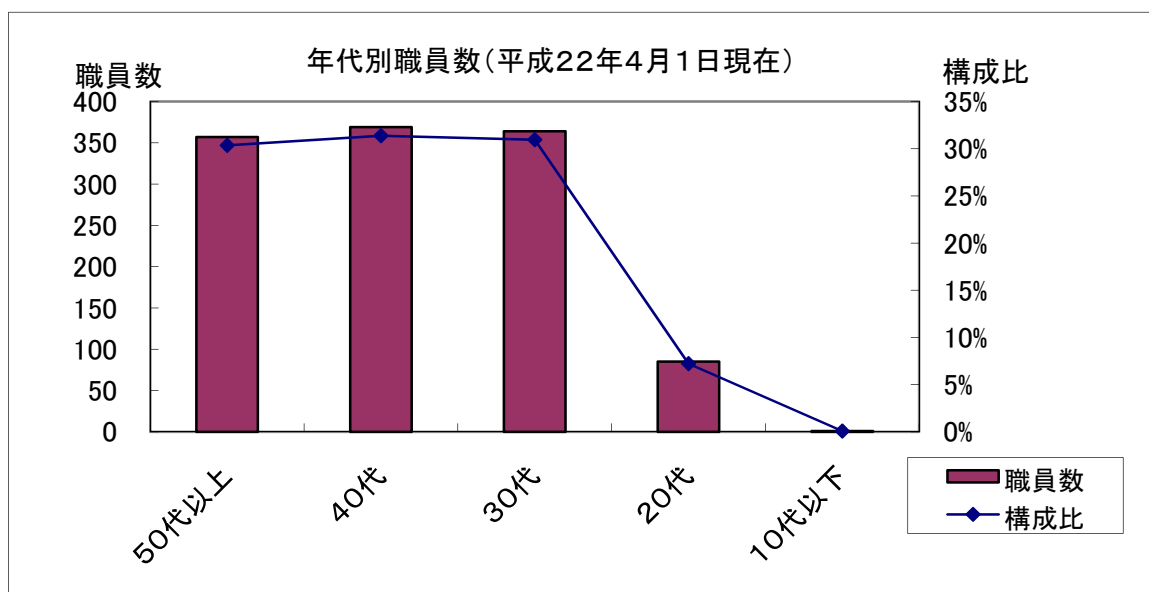
区 分	H16.10	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	
								H16比
職員数	1,366	1,347	1,313	1,284	1,249	1,210	1,176	86.1%
合併時比較(累計)		△19	△53	△82	△117	△156	△190	

また、職員の年齢別構成については、30代、40代、50代以上の職員割合がそれぞれ約3割で全体の約9割を超えるのに対し、20代以下の職員が1割に達しておらず、非常に偏った年齢構成となっています（表11）。さらには、平成22年度以降の10年間は、年平均35人程度の退職者が見込まれます。

このため、定員管理においては、単に職員数の削減を図るだけでなく、職員の世代構成の偏りにも配慮しながら、事務事業の民営・委託化、また、組織の見直しや業務の合理化などを進め、定員の適正化に取り組む必要があります。

【表11】職員の年代別、年齢別構成（平成22年4月1日現在）

	職員数（人）	構成比（％）
50代以上	357	30.4%
40代	369	31.4%
30代	364	31.0%
20代	85	7.2%
10代	1	0.1%
合計	1,176	100.0%



(3) 勤務地域別の配置職員数の推移

ア 配置職員数について、勤務地域別に年度推移を比較すると表 12 のようになります。これによると本庁地域（川内地域）は、合併による新たな組織体制への移行により合併前から 60 人増加しました。その後も、本庁への業務集約を行い、特に平成 18 年度にはグループ制の一部導入や支所産業課・建設課・水道課の統合（産業建設課の設置）、教育支所の廃止等により、670 人（合併前比 103 人増）にまで増員となりました。これは、合併協定項目でもうたわれているとおり、本庁に市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務等を集約し、効率的・効果的な組織体制の構築に取り組んだためです。

しかしながら、その後は減少傾向にあり、平成 22 年度では、合併前の数（567 人）よりは増加しているものの、合併当初の規模を下回る配置数（614 人）となっています。これは、水道局が東郷地域へ集約移転したことや定員適正化の推進、事務事業の見直し等による組織のスリム化などが図られたことによるものです。

イ 本庁の部局ごとの主な推移を見ますと、総務部では、収納対策や固定資産現況調査への対応のために増員がりましたが、平成 22 年度当初は、調査終了等によりピーク時よりも配置数は減少しています。

企画政策部は、平成 17 年度途中で地区振興計画策定が完了したことに伴う地区コミ担当職員の減員等により、平成 18 年度に 18 人の減員となっていますが、平成 21 年度の定額給付金事業や平成 22 年度実施の国勢調査事業など、国の制度への対応により一時的な増員などが見られました。

市民福祉部については、平成 18 年度に新たな介護予防業務として地域包括支援センター業務が開始されたこと、平成 20 年度に新たな医療制度改革への対応に併せて保健師の集約等の部の再編を実施したことなどにより、前年比で増員となった年度も見られますが、養護老人ホームや保育園の民営化等による人員削減も行われたことから、平成 22 年度は、合併当初とほぼ同規模の職員数となっています。

産業経済部については、各種産業振興に専門的に取り組むため、部の分割と職員の重点配置を行いました。さらに、平成 22 年度には、新幹線全線開通に向けて、観光交流部及びシティセールス推進課を新設したことから、職員数は増加しています。

建設部は、業務の本庁集約や川内地域の地籍調査事業の終了などにより配置数の増減は見られましたが、大きな変動はありません。

水道局については、施設管理の一元化や事務の効率化を目的に、平成 19 年度に本庁と本土支所の水道業務を集約化したことで組織のスリム化を行い、東郷支所庁舎へ移転しました。その後、公共下水道の整備や漁業集落排水事業の実施等により増員しています。

教育部（小・中学校、幼稚園、給食センターを除く。）は、本庁への業務集約等により平成 17 年度に 10 人の増員がりましたが、平成 18 年度以降は大きな変動はありません。

この他、会計課や行政委員会等についても、大きな変動はありません。

ウ 支所地域については、協定項目に基づき、管理部門を除いた総合的な業務を所掌する組織体制（総合支所）を設置しました。その後、産業課・建設課・水道課の統合による産業建設課の設置や地域振興課・市民福祉課の統合による市民生活課の設置などを行った結果、合併前と比較して半数近く（52.21%）に減少しています。さらに本土支所地域と甑島地域で比較すると、本土支所地域の減少（49.60%）の方が、水道局が東郷支所へ移転したことを含めても、甑島地域（55.71%）より減少幅が大きくなっています。

なお、平成 22 年度の各支所地域に配置されている職員数を見ると、東郷地域の職員数が最大ですが、これは、平成 19 年度から水道局が移転したためです。また、下甑地域は、老人ホームなどへ多くの職員を配置しているためです。

エ 小・中学校、幼稚園、給食センターへの配置職員は、合併当初と比較して、約 6 割 (62.1%) まで減少していますが、これは、退職者の不補充による嘱託員の配置や平成 19 年度から給食センターの調理業務を民間に委託したことによるものです。

オ 消防局については、市民の安全・安心を確保する観点から、毎年度の退職者に対して職員を補充しているため、配置職員数は、合併当初から大きな変動はありません。

【表 12】勤務地域別の配置職員数の推移

(単位：人，%)

	合併前		合併後						H22／合併前比較 (%)
	H16	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
	10/11	10/12	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	
合計	1,366	1,366	1,347	1,313	1,284	1,249	1,210	1,176	86.1%
本庁地域 (川内地域)	567	627	660	670	635	627	628	614	108.3%
総務部	—	131	135	143	146	144	144	138	—
企画政策部	—	69	68	50	48	48	55	52	
市民福祉部	—	155	163	177	169	171	165	157	
産業経済部	—	55	63	66	—	—	—	—	
農林水産部	—	—	—	—	42	41	39	40	
商工観光部	—	—	—	—	29	28	28	—	
商工政策部	—	—	—	—	—	—	—	18	
観光交流部	—	—	—	—	—	—	—	15	
建設部	—	81	82	83	83	81	81	78	
水道局	—	31	32	32	—	—	—	—	
会計課 (会計管理者)	—	8	10	10	10	10	9	9	
教育部	—	72	82	85	83	80	83	82	
行政委員会等	—	25	25	24	25	24	24	25	
支所地域	655	476	432	391	415	394	358	342	52.2%
本土支所地域	375	250	221	197	223	207	190	186	49.6%
樋脇地域	97	68	52	45	44	38	35	34	35.1%
入来地域	94	61	58	53	50	47	41	40	42.6%
東郷地域	94	63	55	49	83	80	77	77	81.9%
東郷支所	94	63	55	49	45	40	36	34	36.2%
水道局	—	—	—	—	38	40	41	43	113.2%
祁答院地域	90	58	56	50	46	42	37	35	38.9%
甑島地域	280	226	211	194	192	187	168	156	55.7%
里地域	53	45	43	40	38	37	33	30	56.6%
上甑地域	73	58	50	44	44	44	41	39	53.4%
下甑地域	120	94	91	84	84	83	73	67	55.8%
鹿島地域	34	29	27	26	26	23	21	20	58.8%
小・中学校 幼稚園 給食センター	—	116	103	100	83	80	77	72	62.1%
消防局	—	147	152	152	151	148	147	148	100.7%
一部事務組合	144	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 上表は、勤務地域ごとの職員数をカウントしており、組織体制ごとの配置職員数と異なる場合がある。(例：入来区画整理推進室は、入来地域にカウント。市民福祉部地域医療対策課の各診療所は、各所在地域でカウント。畜産課駐在は、各駐在地域でカウント。学校給食課駐在は、「小・中学校、幼稚園、給食センター」でカウント。)

※ 「H22／合併前比較」の合併前の数値が「—」の項目については、合併当初 (H16.10.12) と比較している。ただし、水道局は、業務集約をした H19 年度と比較している。

※ 農林水産部及び商工観光部は H19 年度に産業経済部から、商工政策部及び観光交流部は H22 年度に商工観光部から分割により新設

※ 一部事務組合：川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合、上甑バス企業団

※ 合併後、川内地区消防組合は消防局、西薩衛生処理組合は川内環境センター、甑島衛生管理組合は上甑島クリーンセンター、上甑バス企業団は上甑バス事業所としてそれぞれ設置

4 財政状況の年度推移

(1) 合併直前及び合併後の決算状況

市町村合併そのものが行財政改革の一つとも位置付けられる中、健全な財政経営基盤を確立させるため、財政状況がどのように推移したかについて注目し、その年度推移を振り返りました。

なお、下表及び次ページの表は、総務省が発表している各年度の地方財政状況調査結果に基づき、普通会計歳入・歳出決算額から抜粋したものです（表13-1、2）。

【表13-1】合併直前の決算状況（地方財政状況調査から抜粋）（単位：人、百万円、千円、％）

	平成15年度決算												計
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	川内消防	甑島衛生	西薩衛生	
住民基本台帳人口 (年度末)	72,881	7,849	6,314	6,150	4,649	1,478	1,815	2,711	655	—	—	—	104,502
歳入	30,689	5,297	4,246	3,874	5,015	2,210	2,659	3,801	1,367	1,549	127	334	61,168
地方税	8,440	575	431	314	306	89	139	183	42	0	0	0	10,519
歳入構成比	27.5%	10.9%	10.2%	8.1%	6.1%	4.0%	5.2%	4.8%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	17.2%
地方交付税	5,013	1,764	1,651	1,647	1,681	959	1,225	1,573	682	0	0	0	16,195
歳入構成比	16.3%	33.3%	38.9%	42.5%	33.5%	43.4%	46.1%	41.4%	49.9%	0.0%	0.0%	0.0%	26.5%
国庫支出金	5,178	512	377	197	172	72	64	144	37	6	0	0	6,759
歳入構成比	16.9%	9.7%	8.9%	5.1%	3.4%	3.3%	2.4%	3.8%	2.7%	0.4%	0.0%	0.0%	11.0%
県支出金	1,495	302	364	301	918	285	257	940	173	4	0	0	5,039
歳入構成比	4.9%	5.7%	8.6%	7.8%	18.3%	12.9%	9.7%	24.7%	12.7%	0.3%	0.0%	0.0%	8.2%
歳出	29,113	5,213	4,107	3,728	4,705	2,171	2,534	3,628	1,326	1,440	123	329	58,417
義務的経費	11,845	1,965	1,767	1,555	1,626	818	940	1,297	502	1,178	67	116	23,676
歳出構成比	40.7%	37.7%	43.0%	41.7%	34.6%	37.7%	37.1%	35.7%	37.9%	81.8%	54.5%	35.3%	40.5%
対地方税比	140.3%	341.7%	410.0%	495.2%	531.4%	919.1%	676.3%	708.7%	1,195.2%	—	—	—	225.1%
人件費	4,727	819	772	714	663	384	455	589	282	1,106	30	116	10,657
歳出構成比	16.2%	15.7%	18.8%	19.2%	14.1%	17.7%	18.0%	16.2%	21.3%	76.8%	24.4%	35.3%	18.2%
対地方税比	56.0%	142.4%	179.1%	227.4%	216.7%	431.5%	327.3%	321.9%	671.4%	—	—	—	101.3%
扶助費	3,549	422	297	251	225	44	59	92	19	0	0	0	4,958
歳出構成比	12.2%	8.1%	7.2%	6.7%	4.8%	2.0%	2.3%	2.5%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	8.5%
公債費	3,569	724	699	590	737	390	426	616	202	72	37	0	8,062
歳出構成比	12.3%	13.9%	17.0%	15.8%	15.7%	18.0%	16.8%	17.0%	15.2%	5.0%	30.1%	0.0%	13.8%
物件費	2,770	458	461	441	390	266	238	514	174	121	37	60	5,930
歳出構成比	9.5%	8.8%	11.2%	11.8%	8.3%	12.3%	9.4%	14.2%	13.1%	8.4%	30.1%	18.2%	10.2%
維持補修費	576	42	17	12	19	30	15	16	12	6	3	15	763
歳出構成比	2.0%	0.8%	0.4%	0.3%	0.4%	1.4%	0.6%	0.4%	0.9%	0.4%	2.4%	4.6%	1.3%
補助費等	2,436	450	412	387	382	164	203	176	71	31	0.4	1	4,713
歳出構成比	8.4%	8.6%	10.0%	10.4%	8.1%	7.6%	8.0%	4.9%	5.4%	2.2%	0.3%	0.3%	8.1%
普通建設事業費	8,035	1,808	963	881	1,654	646	674	1,406	309	49	16	14	16,455
歳出構成比	27.6%	34.7%	23.4%	23.6%	35.2%	29.8%	26.6%	38.8%	23.3%	3.4%	13.0%	4.3%	28.2%
地方債残高	31,267	6,249	5,626	5,733	5,671	2,585	2,253	5,153	1,141	299	218	0	66,195
人口一人当り(千円)	429	796	891	932	1,220	1,749	1,241	1,901	1,742	—	—	—	633
財政力指数	0.68	0.26	0.24	0.18	0.18	0.10	0.12	0.12	0.07	—	—	—	—

※ 川内消防：川内地区消防組合、甑島衛生：甑島衛生管理組合、西薩衛生：西薩衛生処理組合

- ア 平成15年度の合併前自治体を比較すると、歳入に占める地方税の構成比率は、旧川内市の27.5%から旧鹿島村の3.1%まで、人口規模や産業構造等によって違いが見られました。
- イ 義務的経費を比較すると、歳出に占める割合（歳出構成比）は、3～4割とほぼ同程度であるのに対し、地方税に対する割合（対地方税比）は、140.3～1,195.2%と財政構造の硬直化が顕著に見られました。

【表13-2】合併以降の決算状況（地方財政状況調査から抜粋）（単位：人、百万円、千円、%）

	H15 (合併前)	薩摩川内市						対H15比
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	
住民基本台帳人口 (年度末)	104,502	103,862	103,537	102,397	101,703	101,153	100,674	96.3%
歳入	61,168	59,508	53,690	51,266	48,670	51,202	55,191	90.2%
地方税	10,519	10,463	11,248	11,129	11,961	11,987	11,435	108.7%
歳入構成比	17.2%	17.6%	20.9%	21.7%	24.6%	23.4%	20.7%	—
地方交付金	16,195	16,166	16,174	15,433	15,905	16,800	17,325	107.0%
歳入構成比	26.5%	27.2%	30.1%	30.1%	32.7%	32.8%	31.4%	—
国庫支出金	6,759	6,170	6,589	5,544	5,386	5,757	9,585	141.8%
歳入構成比	11.0%	10.4%	12.3%	10.8%	11.1%	11.2%	17.4%	—
県支出金	5,039	4,572	3,825	3,320	3,625	3,840	3,781	75.0%
歳入構成比	8.2%	7.7%	7.1%	6.5%	7.4%	7.5%	6.9%	—
歳出	58,417	57,270	50,975	49,249	46,747	48,865	52,913	90.7%
義務的経費	23,676	24,079	24,150	23,775	24,057	24,090	24,252	102.4%
歳出構成比	40.5%	42.0%	47.4%	48.3%	51.5%	49.3%	45.8%	—
対地方税比	225.1%	230.1%	214.7%	213.6%	201.1%	201.0%	212.1%	—
人件費	10,657	10,554	10,360	10,280	10,263	10,183	9,927	93.2%
歳出構成比	18.2%	18.4%	20.3%	20.9%	22.0%	20.8%	18.8%	—
対地方税比	101.3%	100.9%	92.1%	92.4%	85.8%	85.0%	86.8%	—
扶助費	4,958	5,561	5,980	6,121	6,498	6,713	7,205	145.3%
歳出構成比	8.5%	9.7%	11.7%	12.4%	13.9%	13.7%	13.6%	—
公債費	8,062	7,964	7,810	7,374	7,296	7,195	7,120	88.3%
歳出構成比	13.8%	13.9%	15.3%	15.0%	15.6%	14.7%	13.5%	—
物件費	5,930	5,950	5,178	4,781	4,933	4,958	5,250	88.5%
歳出構成比	10.2%	10.4%	10.2%	9.7%	10.6%	10.1%	9.9%	—
維持補修費	763	758	1,043	746	779	885	907	118.9%
歳出構成比	1.3%	1.3%	2.0%	1.5%	1.7%	1.8%	1.7%	—
補助費等	4,713	3,477	2,589	2,414	2,313	2,394	4,261	90.4%
歳出構成比	8.1%	6.1%	5.1%	4.9%	4.9%	4.9%	8.1%	—
普通建設事業費	16,455	15,518	10,134	8,440	6,835	8,527	10,032	61.0%
歳出構成比	28.2%	27.1%	19.9%	17.1%	14.6%	17.5%	19.0%	—
地方債残高	66,195	65,361	64,745	62,590	59,257	57,631	55,796	84.3%
人口一人当り(円)	633	629	625	611	583	570	554	87.5%
財政力指数	—	0.42	0.44	0.48	0.51	0.51	0.50	—

※ 端数以下を四捨五入で調整したため、合計が一致しない場合がある。

ウ 人件費の対地方税比を比較すると、旧川内市の 56.0%から旧鹿島村の 671.4%までと幅広く、人件費の負担が地方税収入だけでなく、それ以外の歳入（地方交付税等）にも依存した財政構造となっています。

エ 合併以降の歳入歳出総額については、財政の健全化を図ることを目的に抑制基調にある中、義務的経費の対地方税比も年々減少傾向であり、特に人件費については、「薩摩川内市定員適正化方針」に基づく新規採用抑制や指定管理者制度の活用等の取組が進められています。今後も、退職者の一部不補充を原則としながら適正な定員管理に努める必要があります。

オ 合併直前の平成 15 年度の地方債残高約 662 億円のうち、旧川内市（人口約 7 万人）の約 313 億円に対し、旧 4 町 4 村（人口約 3 万人）の合計は約 344 億円でした。また、人口一人当たり換算すると、約 43 万円から約 190 万円と大きく違いが見られました。合併以降、地方債残高を削減していく方針の中で、平成 21 年度地方債残高は、平成 15 年度比 84.3%の約 558 億円（一人当たり約 55 万円）となっています。

カ 自治体の財政力を示す財政力指数は、合併直前の平成 15 年度において、0.68（旧川内市）から 0.07（旧鹿島村）までと合併前自治体で大きく差がありました。合併時（平成 16 年度）の 0.42 以降、財政力指数は上昇しつつあり平成 20 年度は 0.51 となりましたが、平成 21 年度は 0.50 となり依然として財政力に乏しい状況が続いています。

（２）財政計画（新市まちづくり計画から抜粋）との比較

平成 15 年 12 月に川薩地区法定合併協議会により策定した「薩摩川内市まちづくり計画」に盛り込んだ財政計画について、各年度決算との比較による振返りを行いました。

なお、下表各行の上段は財政計画の値、中段は決算の実績、下段は上中段の増減比較です。

ア 歳入

（単位：百万円，％）

区分		H17	H18	H19	H20	H21	(参考) H26	H21の 対H17比
歳入合計		51,724	47,228	46,646	46,740	44,395	41,579	85.8%
		53,690	51,266	48,670	51,202	55,191	—	102.8%
		1,966	4,038	2,024	4,462	10,796	—	—
主な内訳	1 地方税	12,013	12,013	12,013	12,041	12,041	12,041	100.2%
		11,248	11,129	11,961	11,987	11,435	—	101.7%
		△765	△884	△52	△54	△606	—	—
	2 地方特例 交付金	383	383	383	383	383	383	100.0%
		299	311	97	143	158	—	52.8%
		△84	△72	△286	△240	△225	—	—
	3 地方交付税	14,934	14,296	14,196	14,023	14,267	14,046	95.5%
		16,174	15,433	15,905	16,800	17,325	—	107.1%
		1,240	1,137	1,709	2,777	3,058	—	—
	4 国庫支出金	4,485	4,416	4,361	4,046	3,872	3,610	86.3%
		6,589	5,544	5,386	5,757	9,585	—	145.5%
		2,104	1,128	1,025	1,711	5,713	—	—
	5 県支出金	3,406	3,349	3,302	3,241	3,070	2,584	90.1%
		3,825	3,320	3,625	3,840	3,781	—	98.8%
		419	△29	323	599	711	—	—
	6 繰越金	0	0	0	0	0	0	—
		2,239	2,715	2,017	1,923	2,337	—	104.4%
		2,239	2,715	2,017	1,923	2,337	—	—
	7 地方債	10,046	6,106	6,001	5,931	5,582	4,195	55.6%
		5,779	3,994	2,765	4,480	4,284	—	74.1%
		△4,267	△2,112	△3,236	△1,451	△1,298	—	—

※ 端数以下を四捨五入で調整したため、合計が一致しない場合がある。

ア 歳入

(ア) 歳入については、長引く景気低迷等による税収減があったものの、国庫補助負担金や地方交付税に係る制度見直しなどの状況の変化はにより、歳入合計（平成 21 年度）は、平成 17 年度比較で約 103%、まちづくり計画と比較して約 108 億円の増となっています。

(イ) 地方税（平成 21 年度）は、平成 17 年度比較で約 2%増の約 114 億円となっていますが、まちづくり計画の計画額を約 6 億円下回っています。

(ウ) 地方交付税（平成 21 年度）は、平成 17 年度比較で約 7%増となりましたが、減少を見込んだまちづくり計画と比較して、約 31 億円の増となっています。

(エ) 国庫支出金（平成 21 年度）は、制度拡充に伴う扶助費の増や臨時的な定額給付金、子育て応援特別手当などにより、平成 17 年度比較で 45%増の約 96 億円となっており、減少を見込んだまちづくり計画と比較しても、約 57 億円の増となっています。

(オ) 地方債（平成 21 年度）は、最少額となった平成 19 年度よりも増加していますが、平成 17 年度比較で約 26%の減であるとともに、まちづくり計画と比較しても約 13 億円の減となっています。

イ 歳出

(単位:百万円,%)

区分		H17	H18	H19	H20	H21	(参考) H26	H21 の 対H17 比
歳出合計		51,724	47,228	46,646	46,740	44,395	41,579	85.8%
		50,975	49,249	46,747	48,865	52,913	—	103.8%
		△749	2,021	101	2,125	8,518	—	—
主な内訳	1 人件費	11,255	11,331	11,057	11,003	10,284	9,359	91.4%
		10,360	10,280	10,263	10,183	9,927	—	95.8%
		△895	△1,051	△794	△820	△357	—	—
	2 扶助費	4,535	4,507	4,481	4,449	4,416	4,326	97.4%
		5,980	6,121	6,498	6,713	7,205	—	120.5%
		1,445	1,614	2,017	2,264	2,789	—	—
	3 公債費	7,714	7,632	7,606	7,770	8,036	7,292	104.2%
		7,810	7,374	7,296	7,195	7,120	—	91.2%
		96	△258	△310	△575	△916	—	—
	4 物件費	5,942	5,941	5,941	5,745	5,555	4,695	93.5%
		5,178	4,781	4,933	4,958	5,250	—	101.4%
		△764	△1,160	△1,008	△787	△305	—	—
	5 維持補修費	722	722	722	722	722	723	100.0%
		1,043	746	779	885	907	—	87.0%
		321	24	57	163	185	—	—
	6 補助費等	2,559	2,560	2,560	2,559	2,560	2,559	100.0%
		2,589	2,414	2,313	2,394	4,261	—	164.6%
		30	△146	△247	△165	1,701	—	—
	7 積立金	4,250	250	250	250	250	2,211	5.9%
		3,354	3,806	2,566	2,588	2,578	—	76.9%
		△896	3,556	2,316	2,338	2,328	—	—
	8 繰出金	3,656	3,726	3,836	4,642	3,972	4,244	108.6%
		4,016	4,225	4,326	4,605	5,134	—	127.8%
		360	499	490	△37	1,162	—	—
	9 普通建設 事業費	10,730	10,198	9,832	9,239	8,239	5,810	76.8%
		10,134	8,440	6,835	8,527	10,032	—	99.0%
		△596	△1,758	△2,997	△712	1,793	—	—

※ 端数以下を四捨五入で調整したため、合計が一致しない場合がある。

イ 歳出

- (ア) 歳出については、アウトソーシングの推進や医療・保険を始め社会保障制度の見直しなどの状況の変化はありますが、歳出合計（平成 21 年度）は、平成 17 年度比較で約 104%となっており、臨時的な経済雇用対策などの実施による影響はあるものの、適正な財政規模への転換を進めています。
- (イ) 人件費（平成 21 年度）の削減額は、平成 17 年度比較で約 4 億円にとどまっており、これは、定員適正化方針に基づく定員管理が進展しつつも、勸奨退職に対する負担金が影響していると思われます。
- (ウ) 扶助費（平成 21 年度）は、社会保障制度の拡充などにより平成 17 年度比較で、約 12 億円の増となっています。
- (エ) 公債費（平成 21 年度）は、毎年度の借入額抑制及び借入金利低下により、平成 17 年度比較で約 7 億円の減となっています。
- (オ) 補助費等（平成 21 年度）は、定額給付金や子育て応援特別手当、プレミアム商品券発行補助などにより平成 17 年度比較で約 17 億円の増となっています。
- (カ) 普通建設事業費は、市債残高圧縮への流れの中で抑制基調にあり、平成 19 年度には 68 億円にまで減少しましたが、平成 20 年度以降、大型事業や地域活性化交付金事業の実施などにより増加に転じています。

なお、財政計画については、合併後における財政運営の現状や様々な行政課題・市民ニーズに適切に対応するための方策、本市を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、「中長期財政運営指針」として、適切に改定しています（参考 13）。また、市民アンケート調査結果からは、健全な行財政の確立のためには人件費の削減を行うべきであると市民の皆様が考えていることがわかりました（参考 14）。

【参考 13】中長期財政運営指針（平成 22 年 3 月 25 日）から抜粋

■ 新たな目標財政指標

項目	基準値	目標値
	平成20年度	平成26年度
普通会計市債残高	576億円	510億円以内
人件費	102億円	95億円以内
物件費	50億円	47億円以内
補助費等	24億円	23億円以内
普通建設事業費	85億円	74億円以内
公債費	72億円	78億円以内

■ 今後の課題

合併後 10 年が経過する平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で地方交付税が段階的に縮減されるため、政策面から様々な行財政改革を行う必要があること。

【参考 14】「薩摩川内市総合計画下期基本計画基礎調査」市民アンケート調査から抜粋

(30)行財政の健全化に向けて市が取り組むべき事項（複数回答）

行財政の健全化に向けて市が取り組むべき事項は、「組織機構の簡素化や職員数の適正化などで人件費を削減する」(72.4%)が最も高く、次いで「業務の民間委託を進める」(42.4%)、「施設整備などの建設整備を抑制する」(32.5%)の順となっている。

平成17年度調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっている。



図表 行財政の健全化に向けて市が取り組むべき事項



第4章 合併の効果

1 市政改革における効果額

(1) 人件費の削減効果額

旧市町村の特別職に係る人件費が3億千百万円（平成15年度決算）だったものが、合併により、4千8百万円（平成17年度決算）まで削減しました。

また、旧市町村の議会議員（130人）に係る報酬額が5億4千9百万円（平成15年度決算）だったものが、合併以後、新市の定数（34人）となることにより、1億9千8百万円（平成21年度決算）にまで削減しました。

職員給についても、定員適正化の取組により年々削減しており、平成21年度には、平成15年度比較で6億5千万円を削減することができました。

しかしながら、退職手当及び負担金は、「団塊の世代」の大量退職や本市が加入する鹿児島県市町村総合事務組合が実施する特別勧奨退職制度を活用した早期退職者に伴う退職負担金の増、鹿児島県市町村職員共済組合の負担率の改定に伴う共済負担金の増等により、平成21年度は平成15年度比較で3億5千万円の増となりました。

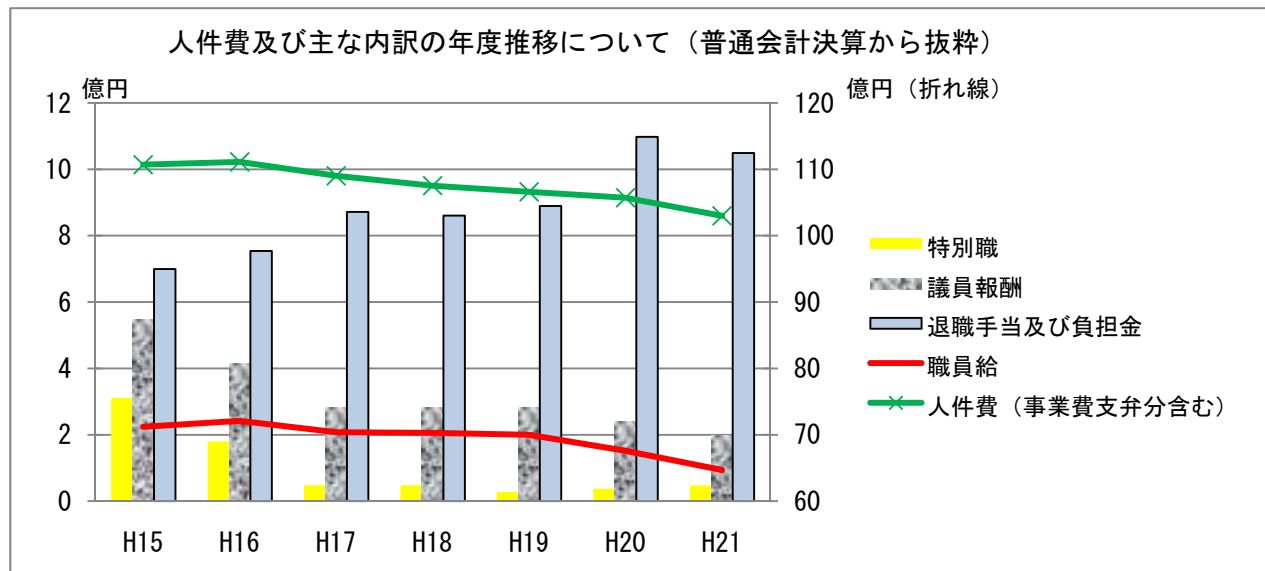
その結果、人件費全体の削減については、平成15年度決算106億6千万円から平成21年度決算の比較で7億3千万円の削減に留まりました（表14）。

なお、各種非常勤特別職の定数や報酬額については、参考15-1, 2のように調整しました。

【表14】普通会計決算における人件費の推移（『地方財政状況調査』から抜粋）（単位：百万円，%）

	H15 (※)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H21 対H15比
人件費	10,657	10,554	10,360	10,280	10,263	10,183	9,927	93.2%
うち特別職	311	180	48	48	28	37	47	15.1%
うち議員報酬	549	416	282	283	283	240	198	36.1%
うち委員等報酬	586	612	777	691	686	698	721	123.0%
うち職員給	7,122	7,212	7,043	7,035	7,003	6,759	6,472	90.9%
うち給料	4,509	4,392	4,439	4,396	4,338	4,172	4,083	90.6%
うち各種手当	2,613	2,820	2,604	2,639	2,665	2,587	2,389	91.4%
うち共済組合負担金	1,303	1,291	1,235	1,263	1,286	1,264	1,349	103.5%
うち退職手当及び負担金	700	754	872	861	890	1,098	1,049	149.9%
事業費支弁人件費	412	557	541	473	398	389	372	90.3%
事業費支弁人件費を含む人件費	11,069	11,111	10,901	10,753	10,660	10,571	10,299	93.0%
歳出に占める人件費の割合	19.0%	19.4%	21.4%	21.8%	22.8%	21.6%	19.5%	—

※ 平成15年度は、合併前の旧市町村と川内地区消防組合、甕島衛生管理組合、西薩衛生処理組合を合算したものの。



【表 15-1】各種非常勤特別職の合併前との比較

(単位：人，円)

		合併前各自治体									
		川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町	
		定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額
教育委員会	委員長	1	71,000	1	56,100	1	56,100	1	56,100	1	56,100
	委員	4	49,000	4	37,700	4	37,700	4	37,700	4	37,700
選挙管理委員会	委員長	1	55,000	1	6,300	1	6,300	1	6,300	1	6,300
	委員	3	44,000	3	6,200	3	6,200	3	6,200	3	6,200
公平委員会	委員長	1	7,700	—	—	—	—	—	—	—	—
	委員	2	7,100	—	—	—	—	—	—	—	—
監査委員	代表	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	識見	1	120,000	1	56,300	1	57,500	1	42,500	1	56,300
	議会	1	50,000	1	53,900	1	52,100	1	38,300	1	53,900
農業委員会	会長	1	71,000	1	57,100	1	57,100	1	57,100	1	57,100
	代理	1	56,000	1	38,400	1	38,400	1	38,400	1	38,400
	委員	18	49,000	8	38,400	8	38,400	8	38,400	8	38,400
甌農業委員会	会長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	代理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	委員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産評価 審査委員会	委員長	1	7,700	—	—	—	—	—	—	—	—
	委員	2	7,100	3	6,200	3	6,200	3	6,200	3	6,200

※ 合併前各自治体については、川薩地区法定合併協議会資料から抜粋

※ 公平委員会、固定資産評価審査委員会は日額、それ以外は月額の人当たり報酬額

※ 選挙管理委員会は、旧川内市は月額、それ以外の旧町村は日額報酬

※ 監査委員は、旧鹿島村は日額、それ以外の旧市町村は月額報酬

【表 15-2】各種非常勤特別職の合併前との比較

(単位：人，円)

		合併前各自治体								薩摩川内市			
		里村		上甌村		下甌村		鹿島村		合併当初 (H16.10)		H22.4	
		定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額	定員	報酬額
教育委員会	委員長	1	54,400	1	56,000	1	56,000	1	46,200	1	71,000	1	71,000
	委員	2	36,900	2	37,700	4	37,700	2	35,300	4	49,000	4	49,000
選挙管理委員会	委員長	1	6,300	1	6,300	1	6,300	1	6,300	1	55,000	1	55,000
	委員	3	6,200	3	6,200	3	6,200	3	6,100	3	44,000	3	44,000
公平委員会	委員長	—	—	—	—	—	—	—	—	1	7,700	1	7,700
	委員	—	—	—	—	—	—	—	—	2	7,100	2	7,100
監査委員	代表	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	158,000
	識見	1	54,400	1	56,000	1	56,000	1	8,400	2	120,000	1	138,000
	議会	1	36,900	1	37,700	1	37,700	1	8,300	1	53,400	1	53,400
農業委員会	会長	1	54,400	1	57,100	1	57,100	—	—	1	71,000	1	71,000
	代理	1	36,900	1	38,400	1	38,400	—	—	2	56,000	2	56,000
	委員	8	36,900	8	38,400	8	38,400	—	—	58	49,000	38	49,000
甌農業委員会	会長	—	—	—	—	—	—	—	—	1	71,000	1	71,000
	代理	—	—	—	—	—	—	—	—	1	56,000	1	56,000
	委員	—	—	—	—	—	—	—	—	12	49,000	8	49,000
固定資産評価 審査委員会	委員長	1	6,100	—	—	—	—	—	—	1	7,700	1	7,700
	委員	2	5,900	3	5,900	3	5,900	3	5,800	2	7,100	2	7,100

※ 合併前各自治体については、川薩地区法定合併協議会資料から抜粋

※ 公平委員会、固定資産評価審査委員会は日額、それ以外は月額の人当たり報酬額

※ 選挙管理委員会は、旧川内市は月額、それ以外の旧町村は日額報酬

※ 監査委員は、旧鹿島村は日額、それ以外の旧市町村は月額報酬

(2) アウトソーシングによる効果

本市では、市有施設及び市の事務・事業を企業・団体等へ外部委託又は民営化等（アウトソーシング）を行うため、「薩摩川内市アウトソーシング方針」を策定しました。この方針に基づき、指定管理者制度の導入や民営化、業務委託等を行いました。

ア 指定管理者制度導入による実質効果額

平成 18 年度の制度導入による効果額を算定するため、平成 17 年度及び 18 年度の出し額を決算ベースで比較したところ、以下のように 1 億 2,600 万円の削減効果がありました。

- ① 出し額の削減 : △7,300 万円
- ② 補助金・繰出金の削減 : △5,300 万円
- 実質効果額 : △1 億 2,600 万円 (①+②)



【指定管理者制度導入施設の年度別推移】

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22.4.1 現在の導入施設数
施設数	108	278	3	1	5	12	396

イ 施設の廃止・民営化等の主な実施状況

年度	施設名	区分	備考
17	観光研修複合施設「すのさき荘」	廃止	
18	東京事務所	廃止	職員 2 人削減
19	養護老人ホーム和光園	民営化	職員 18 人削減 建物：無償譲渡、土地：有償譲渡
	祁答院さざらし会館	民営化	有償譲渡
	祁答院下之湯公衆浴場施設	民営化	有償譲渡
	学校給食センター	統廃合及び業務委託	職員 19 人削減
20	川内保育園	民営化	職員 9 人削減 建物：無償譲渡、土地：有償譲渡
21	里トンボロ元気づくり館	廃止	
	鹿島へき地保健福祉館	廃止	
	鹿島老人いこいの家	廃止	

※ 民営化等に伴う土地、建物の処分額は、「(3) 市有財産の処分による効果額」に含まれている。

(3) 市有財産の処分による効果額

合併以後、市が有する土地や建物、分譲団地及び公用車の処分により、延べ 8 億 2 千万円の効果をあげることができました（表 16）。

【表 16】市有財産の処分状況

(単位：件、台、千円)

項目	H17		H18		H19		H20		H21		計
	概要	効果額	概要	効果額	概要	効果額	概要	効果額	概要	効果額	
土地処分	売却	25 件 280,215	12 件 20,691	23 件 147,502	33 件 144,114	17 件 145,781	738,303				
建物処分	売却	—	—	2 件 3,225	1 件 4,018	1 件 3,676	10,919				
分譲団地処分	売却	—	1 件 4,739	8 件 32,757	1 件 4,668	3 件 16,079	58,243				
公用車処分	売却	39 台 3,868	28 台 1,838	3 台 1,549	2 台 1,492	8 台 578	9,325				
計	—	284,083	—	27,268	—	185,033	—	154,292	—	166,114	816,790

2 合併特例債等を活用して実施した事業

合併市町村における一体性の速やかな確立やまちづくりの計画的な実施支援を目的として、合併した自治体のみに認められる「合併補助金」や「合併特例債」等を活用して以下のように学校施設の整備や消防・救急体制の充実を図り、地域格差の是正に取り組むことができました（参考15）。

また、既存の地方債である過疎地域の自立促進を目的とする「過疎対策事業債」や辺地における生活文化水準の格差是正を目的とする「辺地対策事業債」も活用して、排水処理施設や市道・林道の整備等を推進することができました。

合併特例債等を活用して実施した事業を第1次薩摩川内市総合計画基本構想でうたっている施策の基本方針ごとに整理すると以下のとおりです（平成21年度実績分まで）。これによると、事業費合計225億7千万円のうち、起債額等の合計が134億3千万円となっております。また、このうち市町村合併特例事業債（合併特例債）の起債額が83億円となっております。新市まちづくり計画に記載している財政計画では、「合併特例債は、後年度の返済を考慮し、事業実施可能額の約480億円のうち約200億円（約4割程度）を活用」としており、計画どおり活用されています。

（1）コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

（単位：千円）

施策名	事業名（小項目）	活用市債等	事業費	起債額等	実施年度
地区コミュニティセンター等の機能の強化	藤本地区コミュニティセンター整備事業	合特債	29,487	27,700	H17
		小計	29,487	27,700	

（2）健康で共に支え合うまちづくり

（単位：千円）

施策名	事業名（小項目）	活用市債等	事業費	起債額等	実施年度
健康づくりの推進	健康管理システム統合事業	補助金	24,150	24,000	H18
医療体制の充実	診療所施設整備 手打診療所 へき地診療所医療機器整備事業 外3件 上甕地域医療従事者住宅整備事業	過疎債	7,192	4,300	H16
		過疎債	49,455	9,800	H17
		辺地債	103,297	28,500	H16
		辺地債	59,098	12,000	H20
		小計	243,192	78,600	

（3）地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

（単位：千円）

施策名	事業名（小項目）	活用市債等	事業費	起債額等	実施年度
生涯学習関連施設の整備	里公民館空調設備改修事業	交付金	27,937	26,790	H21
学校教育施設等の整備・充実	可愛小学校大規模改造事業 外2件 亀山小学校大規模改造事業 外2件 八幡小学校水泳プール改築事業 育英小学校教室棟新增築事業 外1件 高来小学校屋内運動場建設事業 永利小学校屋内運動場新增築事業 外1件 海星中学校大規模改造事業 学校給食センター機能統合事業	合特債	133,527	113,100	H17
		合特債	298,109	283,000	H18
		合特債	58,102	36,200	H19
		合特債	238,133	142,900	H20
		合特債	202,569	192,400	H17
		合特債	111,645	46,200	H21
		合特債	110,061	74,600	H17
		合特債	47,261	10,600	H18
		合特債	8,803	8,300	H19
		補助金	36,540	32,200	H18
		小計	1,272,687	966,290	

(4) 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

(単位：千円)

施策名	事業名(小項目)	活用市債等	事業費	起算額等	実施年度
防災体制の強化	防災行政無線デジタル化整備事業	合特債	1,235,425	1,115,400	H20
		合特債	446,283	423,900	H21
	長浜緊急避難所施設整備	合特債	38,983	10,400	H17
	気象観測設備整備事業	補助金	11,970	11,000	H18
消防・救急体制の充実	祁答院分署建設事業	合特債	14,595	13,800	H16
	祁答院分署庁舎新築工事	合特債	12,292	11,600	H17
	消防団車庫詰所新築事業	合特債	13,230	12,500	H17
		合特債	43,653	41,400	H18
		合特債	15,684	14,800	H19
		合特債	20,491	19,400	H20
		合特債	21,076	20,000	H21
	消防車両購入(ポンプ車等)	合特債	19,958	18,900	H17
		合特債	24,356	23,000	H18
		合特債	8,651	8,200	H19
	防火水槽設置事業	合特債	4,096	3,800	H17
		合特債	15,294	12,200	H18
		合特債	7,877	7,400	H19
		合特債	8,459	8,000	H20
		合特債	8,690	8,200	H21
	消防庁舎等建設事業	合特債	11,911	11,300	H19
		合特債	20,600	19,500	H20
	祁答院分署庁舎新築工事	補助金	127,292	115,000	H17
	消防団車両無線機整備事業	補助金	8,746	8,000	H18
	(繰)消防団携帯無線機整備事業	補助金	9,555	4,000	H18
	(繰)消防団車両整備事業	補助金	33,445	28,000	H18
	(繰)消防団無線中継局整備事業	補助金	5,544	3,000	H18
	消防施設整備事業(防火水槽)鹿島地区・上手地区	過疎債	5,754	5,400	H16
	南瀬分団車庫詰所新築事業 外2件	過疎債	30,477	30,300	H17
	祁答院上手分団車庫詰所整備事業 外2件	過疎債	21,915	18,600	H19
	祁答院黒木分団車庫詰所整備事業 外2件	過疎債	15,047	13,400	H20
	祁答院藺牟田分団ポンプ車整備事業 外3件	過疎債	57,369	51,400	H21
ごみ処理施設の機能の充実	樋脇地域粗大ごみ中継施設整備事業	合特債	18,476	17,500	H18
	川内クリーンセンターテント倉庫新築事業	交付金	16,730	10,000	H17
最終処分場の整備	川内クリーンセンター最終処分場築堤工事	合特債	19,950	18,900	H17
し尿処理施設の整備・充実	汚泥再生処理センター施設整備事業	合特債	633,508	440,500	H21
小型合併処理浄化槽の整備の促進	合併浄化槽設置整備事業	過疎債	12,700	2,200	H16
	小型合併処理浄化槽設置整備事業	過疎債	13,269	5,800	H17
	浄化槽市町村整備促進事業	過疎債	35,536	7,000	H16
		過疎債	34,080	7,200	H17
	特定地域生活排水処理施設事業(浄化槽市町村整備推進事業)	過疎債	32,092	7,400	H18
	上甗地域浄化槽施設整備事業	過疎債	11,839	2,500	H19
		過疎債	7,910	1,700	H20
過疎債		16,574	4,000	H21	
農業・漁業集落排水施設等の適正な維持管理	前処理施設脱臭設備設置	過疎債	11,025	600	H16
	里地区農業集落排水事業	過疎債	318,100	143,100	H16
		過疎債	356,597	84,200	H17
	祁答院中央地区農業集落排水施設整備事業	過疎債	23,650	5,800	H20
		過疎債	48,687	12,100	H21
		過疎債	50,000	12,500	H19
	手打地区漁業集落排水施設整備事業	過疎債	111,695	17,400	H20
		過疎債	200,713	55,600	H21

施策名	事業名 (小項目)	活用市債等	事業費	起算年度	実施年度
上水道・簡易水道の計画的な整備及び維持管理	水道未普及地域解消事業 外2件	過疎債	207,071	66,300	H16
	里地区簡易水道基幹改良事業	過疎債	151,450	9,700	H17
	里地区簡易水道基幹改良事業 外2件	過疎債	92,475	12,400	H18
	里簡易水道建設事業 外2件	過疎債	115,767	13,600	H19
	浄水施設整備事業 (上飯)	辺地債	68,497	18,600	H16
	浄水施設整備事業 (上飯)	辺地債	58,000	15,000	H17
	中飯地区簡易水道統合整備事業	辺地債	60,000	14,800	H19
	中飯地区簡易水道統合整備事業外2件	辺地債	182,667	41,800	H20
	中飯地区簡易水道再編推進事業 外4件	辺地債	160,789	38,200	H21
	小計		5,388,565	3,178,200	

(5) 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

(単位：千円)

施策名	事業名 (小項目)	活用市債等	事業費	起算年度	実施年度	
畜産振興対策の推進	手打地区家畜排泄物処理高度化施設整備事業	過疎債	32,471	21,900	H16	
農村地域の振興	野下地区コミュニティセンター整備事業	過疎債	29,133	23,900	H16	
農業・農村基盤整備の推進	川江地区水質保全対策(負担金)事業	合特債	7,442	6,900	H18	
	中山地区活力あるむらづくり支援事業	過疎債	4,809	1,100	H16	
	副田地区農道舗装事業 外4件	過疎債	70,293	37,500	H16	
	県単独農業農村(基幹農道)整備事業 片野地区	過疎債	16,500	8,200	H18	
	農業農村地域活性化推進施設等整備事業 樋牟礼2期地区	過疎債	10,000	5,500	H19	
	大山ノ口地区農道改良舗装事業	過疎債	22,000	9,900	H20	
	東郷中央地区県営農村振興総合整備事業		過疎債	33,456	12,600	H17
			過疎債	46,294	25,000	H18
			過疎債	46,331	8,300	H19
			過疎債	19,490	2,700	H20
		過疎債	26,622	1,400	H21	
林業生産基盤の整備	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 山林用防火水槽 外2件	過疎債	92,860	22,200	H16	
	林道永山線舗装事業 外3件	過疎債	111,200	35,600	H16	
	特定離島ふるさとおこし推進事業 青瀬線 外3件	過疎債	110,115	30,700	H18	
	林道遠見ヶ城線開設事業 外7件	過疎債	199,140	66,100	H19	
	林道新ヶ倉1号線育成林整備事業 外2件	過疎債	99,390	31,200	H20	
	林道新ヶ倉1号線育成林整備事業 外4件	過疎債	150,680	47,100	H21	
	林道津田鬼川内線開設事業 外2件	辺地債	252,280	73,100	H16	
	資源循環林整備事業(津田鬼川内線) 外2件	辺地債	242,440	77,500	H17	
	道整備交付金 津田鬼川内線開設事業 外2件	辺地債	158,102	51,100	H18	
	林道津田鬼川内線開設事業 外2件	辺地債	86,098	29,900	H19	
	林道津田鬼川内線開設事業	辺地債	28,820	8,300	H20	
	林道椿線舗装事業	辺地債	22,090	7,900	H21	
つくり育てる漁業の推進	藻場造成事業	過疎債	4,578	3,900	H16	
	小計		1,922,634	649,500		

(6) 都市力を創出するまちづくり

(単位：千円)

施策名	事業名(小項目)	活用市債等	事業費	起算年度	実施年度
計画的な土地区画 整理事業の推進	川内駅周辺地区	合特債	770,903	380,100	H17
		合特債	990,822	475,200	H18
		合特債	654,285	312,700	H19
		合特債	458,440	232,700	H20
		合特債	399,800	217,500	H21
	天辰第一地区	合特債	400,796	142,900	H17
		合特債	420,561	162,900	H18
		合特債	326,741	129,000	H19
		合特債	201,708	77,300	H20
		合特債	193,491	75,200	H21
	入来温泉場地区	合特債	50,000	21,300	H17
		合特債	51,000	21,800	H18
		合特債	88,400	37,700	H19
		合特債	77,500	33,100	H20
		合特債	239,860	102,300	H21
	緊急地方道中通線開設事業	過疎債	154,000	10,800	H16
公園緑地の計画的 な整備及び適正な 維持管理の推進	隈之城川河川公園整備事業	合特債	54,842	52,100	H16
		合特債	87,789	83,400	H17
	総合運動公園投球打撃練習場新築工事	合特債	32,400	30,200	H17
	三堂公園整備事業	合特債	79,820	50,500	H19
		合特債	39,296	29,400	H20
		合特債	58,400	36,900	H21
	丸山自然公園整備事業 外1件	過疎債	39,600	39,600	H16
	丸山自然公園整備事業 外1件	過疎債	22,318	21,500	H18
	丸山自然公園整備事業	過疎債	9,921	9,000	H19
		過疎債	150,063	91,800	H20
市道の整備の推進	隈之城高城線整備事業 外7線	合特債	178,495	151,900	H17
	斧淵中央線道路改良舗装整備事業 外13線	合特債	369,722	283,400	H18
	御陵下瀬ノ岡線道路改良舗装整備事業 外6線	合特債	269,138	251,200	H19
	今寺松岡線道路改良舗装事業 外6線	合特債	254,622	171,400	H20
	今寺松岡線道路改良舗装事業 外3線	合特債	227,409	127,800	H21
	隈之城高城線道路改良舗装整備事業 外1件	合特債	37,799	16,100	H19
	町道大坪小原線改良舗装事業 外23件	過疎債	513,600	513,600	H16
	芝町2号線道路改良事業 外16件	過疎債	428,492	272,300	H17
	上之湯新開線道路改良整備事業 外10件	過疎債	366,878	227,500	H18
	武田水戸線道路改良舗装整備事業 外6件	過疎債	145,525	115,300	H19
	武田水戸線道路改良舗装事業(一般道路) 外7件	過疎債	202,211	159,600	H20
	武田水戸線道路改良舗装事業(一般道路) 外6件	過疎債	151,301	108,600	H21
	水戸線道路改良舗装事業 外4件	辺地債	128,253	123,200	H16
	長牟田線道路改良舗装事業 外3件	辺地債	90,069	41,300	H17
	長牟田線道路改良舗装整備事業 外2件	辺地債	141,091	93,600	H18
	長牟田線道路改良舗装整備事業 外2件	辺地債	66,918	34,000	H19
	長野線道路改良舗装整備事業(一般道路) 外2件	辺地債	107,426	51,600	H20
	長野線道路改良舗装整備事業(一般道路) 外2件	辺地債	54,074	29,200	H21
	岩下焼山線道路改良舗装整備事業	交付金	8,100	6,800	H17
	小野線整備事業	交付金	18,824	15,000	H17
	上之湯新開線整備事業	交付金	37,003	20,000	H17
	立石線道路改良舗装事業	交付金	24,910	23,000	H17
	新谷線道路改良事業	交付金	14,016	12,000	H17
	斧淵中央線改良事業	交付金	24,274	7,000	H17
	木場日高線道路改良舗装事業	交付金	30,590	20,000	H17
	大村団地線道路改良舗装事業	交付金	53,811	48,200	H17
	市の浦線整備事業(特殊改良)	交付金	103,110	7,000	H17

施策名	事業名(小項目)	活用市債等	事業費	起債額等	実施年度
交通サービスの強化	横馬場田崎線道路整備事業 外2件	合特債	264,833	106,300	H20
	横馬場田崎線道路整備事業 外1件	合特債	603,245	257,000	H21
	駅前白和線整備事業	交付金	62,019	6,000	H17
ネットワークサインの整備	公共サイン改修整備事業	交付金	28,500	25,000	H17
情報通信基盤の充実	移動通信用鉄塔施設整備事業(伝送路)	合特債	11,025	10,400	H18
	移動通信用鉄塔整備事業(離振)	過疎債	25,071	25,000	H18
高度情報通信システムの構築	ふれあい情報ネットワーク	合特債	392,700	373,100	H16
	本土・甑島間ネットワーク増速整備事業	合特債	826,839	626,200	H20
	ネットワークサーバディスク拡張事業	補助金	11,449	10,900	H16
	ホストコンピュータディスク拡張事業	補助金	8,400	7,900	H16
	財務会計オンライン端末機整備事業	補助金	13,187	13,000	H17
	基幹系電算システム統合整備事業	交付金	163,261	160,000	H15
	電算システム統合事業	交付金	294,299	200,000	H16
	ホームページ及びCMS再構築事業	交付金	14,058	14,000	H19
	施設予約システム導入事業	交付金	12,600	11,600	H19
	支所パソコン・プリンター導入事業	交付金	26,373	24,100	H19
	統合型GIS導入事業	交付金	111,090	100,000	H20
	行政ネットワーク再構築事業	交付金	36,686	36,600	H20
	統合型GIS公開システム構築事業	交付金	3,150	3,150	H21
	小計		13,009,202	7,817,750	

(7) 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり (単位：千円)

施策名	事業名(小項目)	活用市債等	事業費	起債額等	実施年度
実効性の高い行政運営の推進	事務事業評価制度導入事業	補助金	5,596	5,000	H17
	統合内部システム導入事業	交付金	56,490	56,400	H18
	統合内部システム導入事業(Ⅱ期)	交付金	53,592	53,500	H20
		交付金	81,597	81,590	H21
公共施設の整備・管理	庁舎改修事業	補助金	13,545	11,000	H16
	庁舎南別館増築事業	補助金	374,972	374,000	H17
持続可能な財政構造の確立	固定資産現況調査事業	補助金	84,928	84,000	H17
		補助金	49,875	49,000	H18
	小計		720,595	714,490	

※ 表中「活用市債等」について

- ・ 合特債：市町村合併特例事業債
- ・ 補助金：市町村合併推進体制整備費補助金
- ・ 交付金：鹿児島県市町村合併特例交付金
- ・ 過疎債：過疎対策事業債
- ・ 辺地債：辺地対策事業債

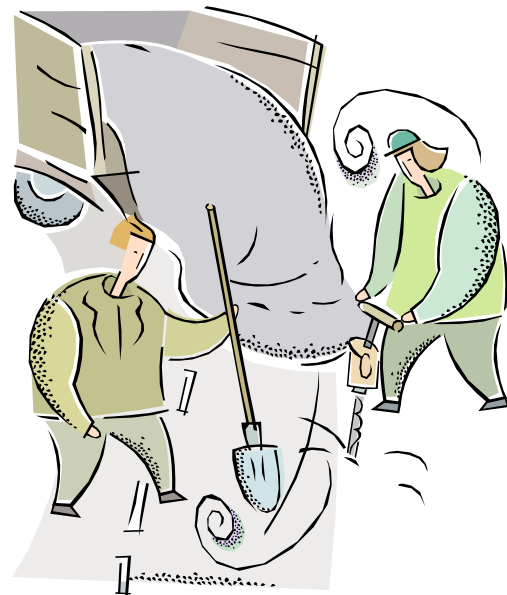
【地方債等別合計】

	名称	事業費(千円)	起債額等(千円)
1	市町村合併特例事業債(合併特例債)	13,021,358	8,301,500
2	市町村合併推進体制整備費補助金(合併市町村補助金)	819,194	780,000
3	鹿児島県市町村合併特例交付金	1,303,020	967,730
4	過疎対策事業債	5,372,781	2,593,700
5	辺地対策事業債	2,070,009	789,600
合計		22,586,362	13,432,530

【参考 15】各地方債等について

	名称	概要
1	市町村合併特例事業債 (合併特例債)	合併市町村におけるまちづくりの計画的な実施を支援する目的で、旧合併特例法の下で合併した市町村を対象とする。 合併年度とこれに続く10ヶ年度を実施期間として、市町村建設計画に基づき実施する事業等に対して充当される。
2	市町村合併推進体制整備費補助金(合併市町村補助金)	合併市町村における一体性の速やかな確立や住民福祉の向上等を図るとともに、均衡ある発展に資する目的で、平成18年3月31日までに合併した市町村を対象とする。 合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられ、かつ、地域内の交流・連携・一体性の強化のために必要な事業を対象に、人口規模により算出される合併関係市町村ごとの額の合算額を上限とする定額の補助金を交付する。
3	鹿児島縣市町村合併特例交付金	合併市町村の広域的・一体的なまちづくりを支援する目的で、平成18年度までに合併した市町村を対象とする。 合併関係市町村の電算システムの統合や市町村建設計画に基づく施設整備事業等を対象に、10億円を上限に交付する。
4	過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等を目的として、過疎地域の自立促進のために行われる事業に対して充当される。
5	辺地対策事業債	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地とその他の地域の間における地域格差の是正を図ることを目的として、格差是正のために行われる公共的施設の整備等に対して充当される。

※ 参照：県ホームページ



3 権限移譲の対応状況

県においては、地方分権時代の到来や市町村合併の進展、10万都市や60万都市の誕生を背景に、「住民に身近な事務は可能な限り住民に身近な市町村で処理することが望ましい」との基本的な考えに基づき、「権限移譲プログラム」を平成17年7月に策定（平成22年4月改訂）し、県から市町村への権限移譲に取り組んでいます。

権限移譲プログラムの移譲対象事務数は、77法令92項目947事務（10万都市への移譲対象となるものは、65法令75項目872事務）に上りますが、本市では、平成22年度までに18法令18項目200事務の移譲を受け入れました。これは、霧島市、鹿屋市に次ぐ移譲受入数で、県内市町村の平均（6.9法令7.7項目65.3事務）を上回ります。さらに平成23年度には、5法令5項目55事務の権限移譲の受入れを予定しています（表17）。

今後も、多様な市民ニーズに積極的に対応すべく、また、市民サービスの質の向上に寄与するために、他市の動向を踏まえながら権限移譲に対応していく必要があります。

【表17】権限移譲の受入状況（平成22年12月現在）

移譲年度	No.	プログラム番号	事務の内容	根拠法令	備考
H18	1	1-18	都市計画の決定等に係る調査に伴う土地の試掘等の許可等	都市計画法	
	2	2-1	悪臭防止規制地域の指定、変更、規制基準の設定等	悪臭防止法	
	3	2-2	騒音規制地域の指定、変更、規制基準の設定等	騒音規制法	
	4	2-4	振動規制地域の指定、変更、規制基準の設定等	振動規制法	
	5	4-5	特定商品の販売事業者に対する措置命令	計量法	
	6	4-7	土地改良区の設立、合併、解散に関する事務等	土地改良法	
H19	7	1-1	町、字の新設、廃止、名称変更に関する事務	地方自治法	
	8	1-2	あらたに生じた土地の確認		
	9	1-4	特定非営利活動法人の設立認証、届出の処理等	特定非営利活動促進法、租税特別措置法施行令	
	10	1-8	入会林野整備計画の適否の決定等	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	
	11	1-26	宅地造成規制区域の指定、宅地造成に関する工事等の届出の処理等	宅地造成等規制法	
	12	1-30	建築確認事務	建築基準法	
	13	1-31	浄化槽設置等の届出受理、変更命令等（建築確認を伴う場合）	浄化槽法	
	14	1-37	建設リサイクル法の対象建設工事の届出の処理、立入り検査等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
	15	1-40	優良宅地の認定、優良住宅の認定	租税特別措置法	
H21	16	1-11	都市計画区域内の土地等の譲渡に関する届出の処理等	公有地の拡大の推進に関する法律	
	17	4-3	特定工場に関する届出の処理、着手期間短縮承認	工場立地法	
H22	18	6	重要文化財の軽微な現状変更許可、埋蔵文化財の鑑査等	文化財保護法	
H23	19	1-6	農地等の権利移動の許可、農地転用の許可、農業会議への意見聴取等	農地法	一部移譲
	20	1-23	防災街区整備事業施行区域内の建築行為等の許可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
	21	1-24	マンションの建替組合の設立認可等	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	
	22	1-25	改良地区内における建築行為の許可等	住宅地区改良法	
	23	1-27	都市緑地保全地域における行為の届出の受理等	都市緑地法	

※ H20年度は権限移譲なし

第5章 課題整理（総括）とこれからの行政改革の取組（展望）

1 課題の整理（総括）

第2章で示したとおり、旧1市4町4村が合併し薩摩川内市が誕生するまでには、川薩地区法定合併協議会による数多くの議論や住民との意見交換、アンケート調査等を積み重ねながら、市民の皆様と合併の必要性について認識を深めていきました。

また、合併の効果が表れるには一定の時間が必要であることから、合併後の短期間で1つの市としての評価を行うことが困難であります。これまでの取組を検証した結果、行政サービスや協働、行政組織等の面において、前章までに示したような成果を確認しました。

ここでは、検証の視点に基づき、今後も引き続き取り組むべき課題やその解決に向けた取組の方向性を整理しました。

（1）行政サービス

旧1市4町4村で提供されていた異なる水準のサービスについて、市内全域で公平かつ平等に受けることができるようになりました。また、中学校修了までの子どもが対象となる子ども医療費助成事業のように、合併後にスピーディで質の高い行政サービスの提供を目指して、各種の新規事業に取り組んできました。この他にも、旧1市4町4村の境界を越えて広域的に公共施設等を利用できるようになり、サービスの充実が図られました。その一方で、厳しい財政状況をふまえ、行財政改革の観点から、出産祝金や金婚式事業など、調整により廃止した事業もありました。

課題としては、施設使用料の定期的な見直しや窓口支援システムの導入など、継続して検討すべき事業も残されています。また、サービスの提供については、市民によって求められるサービスの内容や質が異なることから、市民のニーズに則したサービスを提供する必要があります。

このことから、今後も、市民の皆様のご理解を得ながら、さらに質の高い市民志向の行政サービスを提供することが重要です。

（2）地域一体感の醸成

地域の魅力と個性あふれる協働社会の実現のため、地区コミュニティ協議会の存在意義はますます高まっていると言えます。このため、地区コミの活動を本市の様々な施策と緊密にリンクさせるような仕組みづくりも今後の課題の一つと言えます。例えば、景観形成、観光交流、定住促進などの様々な施策を各地区単位でも出来るようにし、市全体の施策と連携して取り組めるような検討も必要です。

また、NPOやボランティア団体等においても地域課題の解決に向けた主体的な取組や連携が活発に行われております。今後は、地域の特色を活かしたコミュニティの存在が地域の活力を生み出す源であることから、コミュニティ活動の支援や地域の活動状況を市内外へ積極的に情報発信するための仕組みづくりが必要です。

その一方で、少子高齢化や自治会未加入の状況を背景に、一部の役員に負担が集中する、役員のみ手がない、特定の人だけが活動参加することなどの課題も見られます。これにより、地域行事の開催が困難になりつつあるといったコミュニティ活動上の支障も浮き彫りになってきています。地域の活動が停滞することは、市全体の停滞にも繋がる恐れがあります。

このため、地区コミ等の活動の自主性を尊重しながら、その活動の支援を継続して行い、地域力のさらなる創出に繋げる必要があります（参考16）。

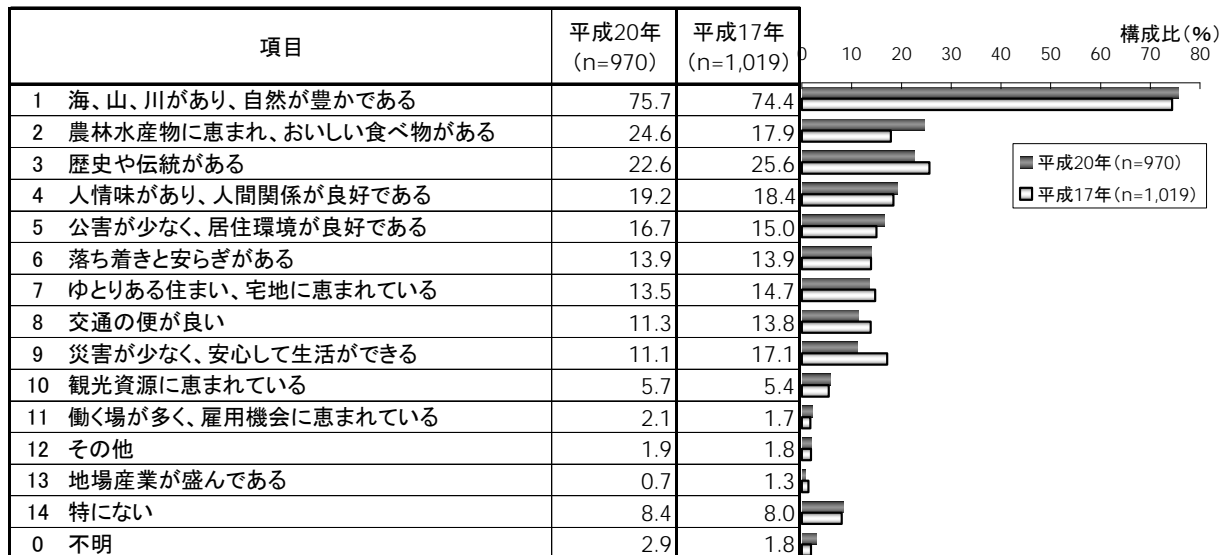
それに加えて、特に子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりや地域の担い手となる若者が定住できるための雇用の創出など、地元さらなる活気を生み出すための施策を総合的かつ戦略的に取り組むことも重要です。

【参考 16】「薩摩川内市総合計画下期基本計画基礎調査」市民アンケート調査より抜粋

(8) 薩摩川内市の魅力として誇れるもの、大切にしたいもの（複数回答）

薩摩川内市の魅力として誇れるもの、大切にしたいものは、「海、山、川があり、自然が豊かである」(75.7%) が最も高く、次いで「農林水産物に恵まれ、おいしい食べ物がある」(24.6%)、「歴史や伝統がある」(22.6%) の順となっている。

平成17年度調査と比較すると、大きな変化はみられない。



図表 薩摩川内市の魅力として誇れるもの、大切にしたいもの

(3) 行政組織及び財政状況

本市の今後の行政組織は、健全な財政運営基盤の確立のために人件費の削減が求められることから、市政改革大綱（第2次）、定員適正化方針（第2次）に基づく定員の適正化を進め、平成27年度には職員数を1,100人以内に削減していきます。そのためには、長期的な視点に立った組織体制を構築するための道筋となる方向性を示し、効率的・効果的な組織力の向上を図る必要があります。

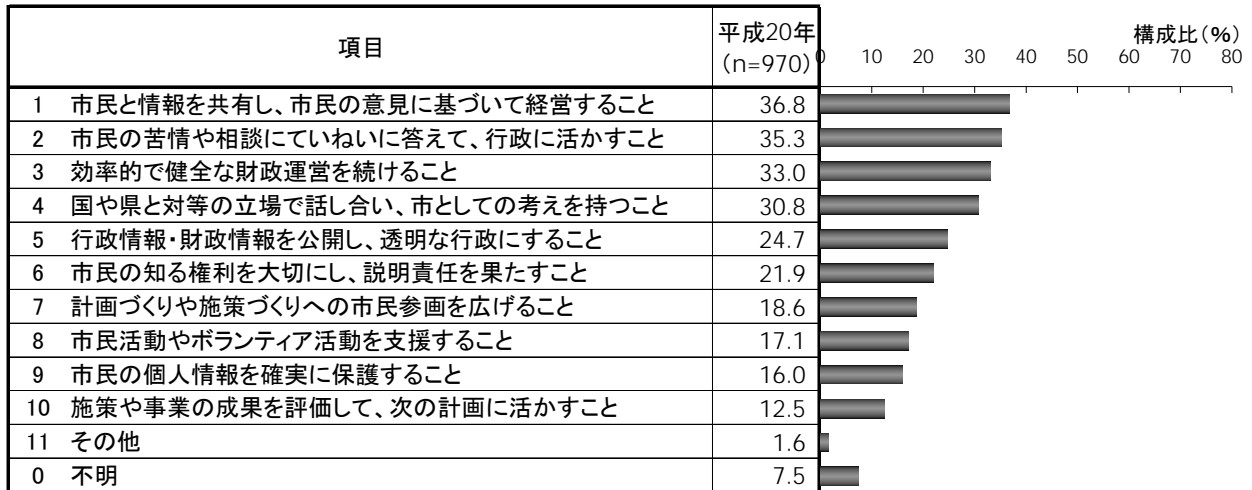
また、定員の適正化と人件費の抑制に努めながらも、職員の世代構成を考慮した適切な新規採用を行います。同時に業務内容の点検を行い、煩雑・非合理的な事務処理のプロセスを改善します。これにより、職員一人一人の業務量の適正化を図ります。

今後の財政状況については、平成27年度以降、地方交付税が段階的に削減されていくことから、歳入の確保はもちろんのこと、中長期の財政運営指針を踏まえた予算編成を行うとともに、人件費の抑制や事務事業評価による不要事務の廃止、市債残高の削減など、経費全般の徹底的な見直しに取り組む必要があります。

【参考 17】「薩摩川内市総合計画下期基本計画基礎調査」市民アンケート調査より抜粋

(25) 今後、重要なまちづくりのあり方（複数回答）

今後、重要なまちづくりのあり方は、「市民と情報を共有し、市民の意見に基づいて経営すること」(36.8%)が最も高く、次いで「市民の苦情や相談に丁寧に対応して、行政に活かすこと」(35.3%)、「効率的で健全な財政運営を続けること」(33.0%)の順となっている。



図表 今後、重要なまちづくりのあり方【全体(n=970)】

2 これからの展望

前項において整理した課題を解決していくことが、「薩摩川内市」としての一体感を醸成していくとともに、簡素で効率的・効果的な行政体制と健全な財政経営基盤を確立し、今後も本市が繁栄していくことに繋がると期待されます。

このため、行政サービスの質の向上に努めながら行財政の効率化、基盤強化を進めるとともに、協働社会の実現に向けて、市民と市役所が互いに対等な立場で、市民参画によるまちづくりに取り組みます。

また今回は、合併後6年という短期で合併に対する振り返りを行いました。今後さらに期間を経て、「薩摩川内市」として合併した効果が表れると考えられます。したがって、10年後、20年後に改めて合併に対する良かった点、悪かった点を検証することが重要です。そして、その検証結果を市民の皆様へ周知するとともにこれからのまちづくりへの取組に繋げることが、薩摩川内市の継続的な発展に資するものとなると思います（参考17）。

本市が継続的に発展することにより、「薩摩川内市に住んでよかった。これからも住み続けたい。」と思え、だれもが自分らしく豊かに生きることが出来るまちの確立を目指していきます。

薩摩川内市民憲章（平成17年1月1日制定）

美しい自然と、古い歴史を誇りとするわたしたち薩摩川内市民は、
やさしくすれば、心はかよう。
はなしをすれば、だれでもわかる。
考えさえすれば、みちはひらける。
やりさえすれば、かならずできる。
という信条をもって、
明るく豊かなまちをつくります。

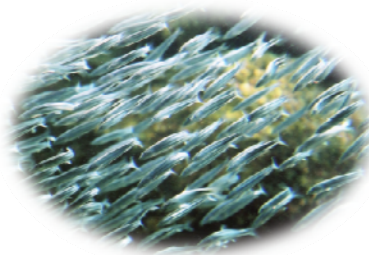
薩摩川内市の市木・市花・市鳥・市魚（平成17年2月13日制定）

- 市木：クロガネモチ ■ 市花：カノコユリ ■ 市鳥：メジロ



- 市魚（川）：アユ

- 市魚（海）：キビナゴ



薩摩川内市民歌「輝け未来へ」（平成21年6月10日制定）

- | | | | | | |
|---|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---|------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 1 | みどりあふれる
希望をかざして
豊かな自然に
ふれあう市民の
ところどころ
明日を拓く | 薩摩路に
日が昇る
恵まれて
あたたかさ
通わせて
薩摩川内 | 2 | ひかり輝く
やさしく香る
育む文化や
歴史と共に
世紀 栄える
平和を願う | 甑島
カノコユリ
産業も
伸びてゆく
ふるさとの
薩摩川内 |
| 3 | まちを潤す
元気でゆこうと
こどももおとなも
未来へ夢を
笑顔明るく
幸せ創る | 川内川
呼びかける
いきいきと
翔かす
さわやかに
薩摩川内 | | | |



合併の検証

～薩摩川内市誕生後の6年間を振り返って～

平成 23 年 3 月策定

編集 薩摩川内市役所 企画政策部 行政改革推進課

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

TEL 0996-23-5111 FAX 0996-20-5570

<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>

E-mail kaikaku@city.satsumasendai.lg.jp